

総合計画後期基本計画 策定特別委員会記録

平成27年12月11日（金）

平成28年1月18日（月）

平成28年1月19日（火）

場所：鳥栖市議会第2委員会室

鳥栖市役所3階大会議室

総合計画後期基本計画策定特別委員会日程

| 日次 | 月日 | 摘 要 |
|-----|-----------|--|
| 第1日 | 12月11日（金） | <p>開 会</p> <p>委員長の互選</p> <p>副委員長の互選</p> <p>審査日程の決定</p> <p style="text-align: center;">1月18日、19日（2日間）</p> |
| 第2日 | 1月18日（月） | <p>委員席の指定</p> <p>市長挨拶</p> <p>委員長挨拶</p> <p>日程協議</p> <p>議案審査</p> <p style="text-align: center;">議案甲第33号 鳥栖市総合計画後期基本計画の策定について</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑〕</p> |
| 第3日 | 1月19日（火） | <p>議案審査</p> <p style="text-align: center;">議案甲第33号 鳥栖市総合計画後期基本計画の策定について</p> <p style="text-align: right;">〔説明、質疑、自由討議、総括、採決〕</p> <p>閉 会</p> |

付 議 事 件

1 市長提出議案

[平成27年12月11日付託]

議案甲第33号 鳥栖市総合計画後期基本計画の策定について [可決]

[平成28年1月19日委員会議決]

2 その他

委員長の互選 [平成27年12月11日互選]

副委員長の互選 [平成27年12月11日互選]

委員席の指定 [平成28年1月18日指定]

総合計画後期基本計画策定特別委員会委員席表

下田 寛委員長

○



江 副 康 成 委 員 ○

中 川 原 豊 志 委 員 ○

伊 藤 克 也 委 員 ○

樋 口 伸 一 郎 委 員 ○



○ 久 保 山 博 幸 副 委 員 長

○ 内 川 隆 則 委 員

○ 国 松 敏 昭 委 員

○ 成 富 牧 男 委 員



平成 27 年 12 月 11 日 (金)

1 出席委員氏名

| | | | | | |
|---|---|-------|---|---|-------|
| 委 | 員 | 内川隆則 | 委 | 員 | 江副康成 |
| 〃 | | 成富牧男 | 〃 | | 伊藤克也 |
| 〃 | | 国松敏昭 | 〃 | | 樋口伸一郎 |
| 〃 | | 久保山博幸 | 〃 | | 下田寛 |
| 〃 | | 中川原豊志 | | | |

2 欠席委員氏名

なし

3 議会事務局職員氏名

議事調査係長 江下 剛

4 審査日程

委員長の互選

副委員長の互選

日程決定

5 傍聴者

なし

6 その他

なし

はい、指名推選という声がありますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それで、ちょっと休憩します。

午前11時11分休憩

oo

午前11時16分開議

内川隆則委員（年長委員）

それでは再開いたします。

先ほどの話の経過からして、指名推選ということで、進めさせていただきたいと思います。

どなたか、改めまして指名推選ということで、御指名をお願いしたいと思います。

国松敏昭委員

今、休憩中、お話、いろいろさせていただいた中で、具体的にお話をさせていただきますと、下田寛委員が適任ってどうか、していただければというふうに思いまして、指名推選とさせていただきたいと思いますが。

内川隆則委員（年長委員）

下田議員という名前が出ましたが、委員長の名指ということですが、皆さん方、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ありがとうございました。そいじゃ、下田議員が委員長となりましたので、ここで交代させていただきます。

〔下田委員長、委員長席へ〕

oo

下田 寛委員長

改めまして、皆さん、ただいま御推選いただきました下田寛でございます。

大変な重責であると認識をしておりますので、皆様としっかりとした議論ができますように、委員会の運営をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

じゃあ、ちょっと座らせてもらいます。



副委員長の互選

下田 寛委員長

では、これより委員長職を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

これより、副委員長の互選を行います。

副委員長は委員会において、互選することになっております。どういった方法で選任をしたほうがよろしいのか、皆さんの御意見を賜りたいと存じます。

いかがでしょうか。

江副康成委員

指名推選でいかがでしょうか。

下田 寛委員長

指名推選というお話が出ましたけれども、ちょっと休憩入れたほうがいいですか。(発言する者あり) いいですか。

指名推選という御意見いただきましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、どなたかに御推選をいただきたいと思います。

休憩とりますか。(発言する者あり)

じゃあ、済みません、一旦休憩をとりたいと思います。

午前11時18分休憩



午前11時34分開議

下田 寛委員長

では、再開をしたいと思います。

先ほど、指名推選でというお話でさせていただいておりました。(発言する者あり) まだ休



審査日程の決定

下田 寛委員長

日程について、事務局から説明をいただきたいと思います。
一旦休憩入れます。

午前11時38分休憩



午前11時47分開議

下田 寛委員長

それでは、再開いたします。

今、事務局より日程の案をいただきました。

平成28年1月18日の午前10時から、そして19日火曜日の午前10時から、この2日間で、行いたいと思っておりますけれども、皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。それでは、日程を1月18日、19日の2日間で開催をしたいと思しますので、よろしくお願いいたします。



下田 寛委員長

それでは、以上をもちまして本日は散会したいと思います。

午前11時48分散会

平成 28 年 1 月 18 日 (月)

1 出席委員氏名

| | | | |
|---------|---------|----|---------|
| 委員 長 | 下 田 寛 | 委員 | 中川原 豊 志 |
| 副 委 員 長 | 久保山 博 幸 | 〃 | 江 副 康 成 |
| 委 員 | 内 川 隆 則 | 〃 | 伊 藤 克 也 |
| 〃 | 成 富 牧 男 | 〃 | 樋 口 伸一郎 |
| 〃 | 国 松 敏 昭 | | |

2 欠席委員氏名

な し

3 委員会条例第19条による説明員氏名

| | | | |
|---------------|---------|----------------|---------|
| 市 長 | 橋 本 康 志 | 総 務 課 長 | 古 賀 達 也 |
| 総 務 部 長 | 野 田 寿 | まちづくり推進課長 | 藤 川 博 一 |
| 企画政策部長 | 園 木 一 博 | こども育成課長 | 石 橋 沢 預 |
| 健康福祉みらい部長 | 篠 原 久 子 | 健康増進課長兼保健センター長 | 坂 井 浩 子 |
| 市民環境部長 | 橋 本 有 功 | 市民協働推進課長 | 宮 原 信 |
| 産業経済部長兼上下水道局長 | 詫 間 聡 | 国保年金課長 | 吉 田 秀 利 |
| 企画政策部次長 | 松 雪 努 | 税 務 課 長 | 平 塚 俊 範 |
| 健康福祉みらい部次長 | 岩 橋 浩 一 | 国道・交通対策課長 | 田 原 秀 範 |
| 健康福祉みらい部次長 | 石 丸 健 一 | 上下水道局管理課長 | 野 下 隆 寛 |
| 市民環境部次長 | 榎 原 聖 二 | 上下水道局事業課長 | 佐 藤 晃 一 |
| 産業経済部次長 | 白 水 隆 弘 | | |
| 教 育 次 長 | 江 寄 充 伸 | 学 校 教 育 課 長 | 柴 田 昌 範 |
| 生涯学習課長兼図書館長 | 佐 藤 敦 美 | | |
| 総合政策課政策推進係長 | 田 中 秀 信 | 総合政策課政策推進係主任 | 中 山 和 憲 |

3 議会事務局職員氏名

議事調査係長 江 下 剛
議事調査係主任 大 塚 隆 正

4 審査日程

委員席の指定

市長挨拶

委員長挨拶

日程協議

議案審査

議案甲第33号 鳥栖市総合計画後期基本計画の策定について

[説明、質疑]

5 傍聴者

な し

6 その他

な し

午前10時2分開議

下田 寛委員長

ただいまから、総合計画後期基本計画策定特別委員会を開会いたします。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

委員席の指定

下田 寛委員長

最初に、委員席の指定を行います。

委員席につきましては、ただいま御着席のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、委員席は、ただいま御着席の席と決定いたしました。

oooooooooooooooooooooooooooooooooooo

市長挨拶

下田 寛委員長

次に、橋本市長から挨拶の申し出がっておりますので、これをお受けしたいと思います。

橋本康志市長

おはようございます。

本日は、総合計画後期基本計画の特別委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。

現行行っております総合計画でございますけれども、本年度をもちまして前半の5年が終了するという状況に来ております。

今回の総合計画につきましては、まずは、まちづくりの主役は市民であるということ、そして九州の拠点となるということ、そしてもう1点、住みよさ、住み続けたいとなる、住みたくなる、そういったまちをつくっていきこうという目標を掲げて取り組んできております。

これに加えて、昨年、政府のほうで出されました地方創生というキーワードがござい

ます。鳥栖市としましても“鳥栖発”創生総合戦略ということで、計画を県内でいち早く立て、これに取り組んできております。

今回の総合計画の後期に向けましては、この地方創生の考え方も取り込みまして、リーディングプロジェクトの11個を掲げておりましたものを、地方創生の考え方も踏まえた10個に集約をして、御提案をしているところでございます。

この中で、特に国家戦略特区の取り組みをしていく中で、皆様からさまざまな御指摘をいただいたのが、やはりこの鳥栖の立地特性を考えたときに、佐賀県の鳥栖市ではあるけれども、九州の中での位置づけ、あるいは九州全体が元気になるための取り組みをすべきところではないかという御指摘もございまして、そういった観点からも御議論を賜り、今後の後期計画の中に活かしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

下田 寛委員長

橋本市長、ありがとうございました。



委員長挨拶

下田 寛委員長

次に、委員長から一言御挨拶を申し上げます。

改めまして、皆さん、今回よろしくお願ひいたします。

また、この委員会開催に向けて、事前に議員の皆様、そして執行部の皆様にも質問事項等をあらかじめへ大まかなものを出していただきました。御協力をありがとうございます。

限られた日程になるとは思いますが、委員長としましては、円滑な議事進行に心がけていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いを申し上げて、私からの御挨拶とさせていただきます。



日程協議

午前10時7分休憩

oo

午前10時8分開議

下田 寛委員長

それでは、再開いたします。

oo

議案甲第33号 鳥栖市総合計画後期基本計画の策定について

後期基本計画概要及びリーディングプロジェクト

下田 寛委員長

これより審査を行います。

議案甲第33号 鳥栖市総合計画後期基本計画の策定についてを議題といたします。

最初に、後期基本計画の概要及びリープロについて執行部の説明を求めます。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

説明に入らせていただく前に、1点、御説明をさせていただきたい点がございまして。

お手元に正誤表案ということでお配りをさせていただいておりますけれども、今現在、現段階におきまして、執行部側で修正が必要なものというものが出てまいりましたものですから、現段階、ちょっと3点ほど修正をさせていただきたいと思っております、お手元のほうに配付をさせていただいております。

まず、18ページでございまして。

18ページのリサイクル率というものがございまして。

この目標、平成32年度、31%というふうになっておりますけれども、28.3%ということで、訂正をお願いをしたいと思っております。

理由につきましては、環境基本計画の中で、この平成32年度の目標数値を28.3%ということでさせていただいております。ちょっと時間的なタイムラグの関係上、環境基本計画の策

定のほうが後になりましたものですから、今回このような修正をお願いしているというところでございます。

続きまして、33ページでございます。済みません、4点ですね。

この一番下のほうの関連する個別計画ということで、鳥栖市下水道等整備構想、鳥栖市水道ビジョンということで掲げさせていただいておりますが、その鳥栖市水道ビジョンにつけ加えをさせていただきまして、今、パブ・コメをさせていただいてるところでございますけれども、鳥栖市生活排水処理基本計画、これを、追加をお願いしたいというところでございます。

そして、54ページ。

54ページの上の段でございますけれども、取組の体系というものがございます。

この取組の体系の中で、母子の健康管理への支援を行いますという項目がございますが、その内容部分の一番最後の部分でございますけれども、ここが、保育指導を行いますというふうに書いておりますが、こちらは、保健指導を行いますというものが正しゅうございますので、こちらは修正をお願いしたいと思っております。

それから最後でございます。92ページ。

92ページの取組の達成目標の下のほうに、平成27年度から観光地点に鳥栖プレミアム・アウトレットとサガン鳥栖来場分を含めることとなったためというふうに掲載をしておりますけれども、これがサガン鳥栖の来場分ということでございますが、このサガン鳥栖来場分につきましては、現状もカウントをさせていただいております。

ですので、新たに加わるのが、鳥栖プレミアム・アウトレットの来場者の分ということでございまして、ここは確認ミスでございます。

以上が、現段階における修正箇所でございます。よろしくお願いたします。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

それでは引き続き、基本計画の概要及びリーディングプロジェクトについてということで、説明をさせていただきます。

まず、めくっていただきまして、基本計画の概要ということで、2ページ目でございます。

第6次総合計画につきましては、平成23年度から策定をいたしております。平成23年度につきましては、10年間の基本構想を、市議会のほうから議決をいただいております。

その際、前期基本計画につきましては、参考資料というような形でお示しをさせていただいたところでございますが、議会基本条例の中で、基本構想及び基本計画につきましては、議決案件というようなことになりましたものですから、今回、後期基本計画を御提案をさせていただいているというような状況でございます。

基本計画の策定の考え方ということで、この2ページ目のほうに書いておりますが、当初、基本構想、それから前期の基本計画、これにつきましては、策定の前段で、鳥栖みらい会議というものを組織いたしまして、その意見等を反映し、市民参加による計画というような形で作らせていただいております。

また、市長選挙等もございましたけれども、その思い、そういうものを引き継ぐべきだというようなことを庁内で検討いたしまして、後期基本計画につきましては、基本的には社会情勢、それから、鳥栖市民の生活環境などの変化があったものなど、適宜、見直しを行ってまいりました。前期の基本計画では、適宜、基本計画の見直しを行ってまいったところがございます。

その見直しを行いながら、前期の策定の趣旨を踏まえ、今回の後期基本計画につきましては、基本的には、前期基本計画を踏襲いたしまして、時代の変化、それから、社会情勢の変化に合うような修正を行うというような程度にとどめているというようなところでございます。

ただし、リーディングプロジェクトの11、前期では11ございましたが、そして前期のリーディングプロジェクトにつきましては、組織横断的なものというようなことでなっておりますが、前期の反省といいますか、進行管理がちょっと複雑でにくいようなところ、それから、責任の所在がちょっと不明確なところというものがございましたところと、今回、7月に組織機構の見直しを行ったというようなところから、基本計画全体は前期を踏襲をしているんですが、リーディングプロジェクトを組織機構に合わせたような形で策定をしたというようなところが一点と、こちらの趣旨及び位置づけのほうに書いておりますけれども、社会情勢の変化、それから、事業が完了したもの、そういうものを修正をし、じゃあ新たに追加をするものというような形で、“鳥栖発”総合戦略をこちらの中に盛り込んで策定をしたというようなところが、今回の後期基本計画の策定の趣旨でございます。

続きまして、リーディングプロジェクトでございます。

リーディングプロジェクト、めくっていただきまして、後期基本計画の位置づけ、それから4ページ目がリーディングプロジェクトというような形で書かせていただいておりますが、前期は11ございました。

今回、4ページ目でございますが、リーディングプロジェクトは10本を立てさせていただいております。

そのうち、1から9につきましては、それぞれ部ごとに担当するものというようなくくりでさせていただいております、10本目、これからも選ばれ続ける鳥栖シティプロジェクトで“鳥栖発”創生総合戦略というふうに書いておりますが、この10本目は、企画政策部が担

当する地方創生の分というようなことで、リーディングプロジェクトのほうに盛り込みをさせていただいたところがございます。

めくっていただきますと、5ページ目から8ページ目までが、その個別のリーディングプロジェクトで各部が担当するものでございまして、9ページ目、10ページ目が、“鳥栖発”総合戦略のものというようなことではございますが、ここで、お手元のほうにA3の、これちょっと参考資料で提出をさせていただいております。

前期の基本計画が左側でございます。左側で1番から11番まででございます。

今回、右側のほうに後期基本計画というような形で掲げさせていただいております。

右側でございますが、1番、環境を守り未来へつなぐまちをつくるプロジェクト、これは市民環境部の担当分というようなことで、具体的な取組につきましては、環境保全を進めます、それから、ごみ減量化とリサイクルを進めますというような具体的な取組を、こちらのほうに書いているところがございます。

それから2番目、九州の拠点、鳥栖の顔づくりプロジェクト、これは企画政策部の担当で、左側でいきますと、それぞれ赤が4本出ておりますけれども、以前の2、それから4、それから8と11から集めたような形で構成をしております。

以上のような形で、それぞれ対応するような形で表をつくっておりますが、この中で左側の黒丸は、今回、リーディングプロジェクトから落ちているもの、右側のほうの二重丸、これにつきましては、新たに加えたものというような形で、今回、整理をさせていただいております。

以上でございます。

下田 寛委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

成富牧男委員

それでは、ちょっと質問させていただきます。

このもとになってる基本構想ですね、計画の大もとの基本構想。これ、5年前ですかね、この場所でいろいろやりとりがあったわけですが、そのとき強調されたのは、この基本構想にもある、まちづくりの主役は市民ですと。

だから、そのために、この策定過程においても、鳥栖市みらい会議かな、みらい会議などの意見も取り入れながらつくりましたと。非常に市民を強調されたわけですね。

それでお尋ねしたいんですけど、今回の後期基本計画の策定に当たって、皆さん方の、いわゆる市民、ここで強調された市民の皆さんの意見というのは、どういう形で聴取されたの

か。

その意見の中身としては、その検証に当たる部分とかいろいろあると思うんですよね。検証を踏まえた、この後期計画はこういうふうにしてくれとか。

そういう意見は、どのような形で取り入れられたのかお尋ねをします。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

まず、基本的な考え方というところでは、先ほど申しあげましたように、前期基本計画は、基本構想、それから前期基本計画というような形で策定をさせていただいておりますが、その際、鳥栖みらい会議ということで、市民の皆様のお意見をできるだけ反映をさせていただくということで、みらい会議を組織をし、その当時、総合計画審議会、それからパブリック・コメント等もさせていただいております。

今回は、その前期基本計画を基本的には踏襲をするというような考え方で臨んでおりますので、構想、それから前期というような形でつくってきたものの考え方、そういうエッセンス、それから、柱っていうものは生きているものというふうに考えているところでございます。

今回は、この策定の前に市民満足度調査をいたしまして、一定市民の皆様のお考え方というものをお聞かせを願い、それから、総合計画の審議会、そして、パブリック・コメントというような形で、市民の皆様のお声を反映できるというようなことで、策定をしたところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

基本構想を策定するときのような、市民の声を直接聞くと。それとか、そういうワークショップみたいなのも含めて、そういうことはやられなかったというふうに理解しました。

それで、問題、今言われたのは、基本的に前期の計画を引き継ぐわけですのでっていうふうに、1つの理由にされたと思うんですけど、要は、それを役所が、行政が判断する上で、そういう市民の声、例えば極端な場合、基本計画が、こういうものがあるとは知らなかったという人もおるかもしれないわけですね。

どれだけ、基本計画の策定、基本構想、そして前期基本計画が策定された後に、逆に言うと、どれだけそれを市民のまちづくりの共通の目標として、市民の中に浸透させていったか、浸透させるための方策はとられたのかちゅうのも、もう一つ前に行けば問題になるわけですね。

だから、要は、評価は今からずっとそれぞれの説明が出てくるんだと思いますけど、的が間違ってたのか、その目標に対する的が間違って、目標が間違ってたのか、それとも、その

計画そのもの、それぞれの取り組みはあってたけれども、それが不十分だったのかとか、いろいろあると思うんですね。取り組み自体が間違っていない、方向が間違っつつ。

だから、そういうのをやっぱりきちっとするためにも、本来からいうと、それぞれの市民もしくは関係団体、幸い今度、今8地区、まちづくり推進協議会もできているわけですから、せめてそういうところの意見聴取等はやるべきではなかったかと私は思います。

今ので1つわかったんですけど、あと1つ、私の今からする質問は、この場がいいと思いますので、ちょっと申し上げますと、あと1つ、こういうふうに基本計画に、これ、ダイジェスト版ですね、市民へのダイジェスト版。ダイジェスト版を見ますと、2ページのところに、基本計画については、社会経済の状況や財政状況、事業の進捗状況などについて、市民の皆さんと情報共有を図りながら、随時見直しをしますと。市民の皆さんと情報共有を図りながら、と非常に大切なことが書いてあります、さっき申し上げたとおりですけれども。

このよくわからないのが、これ多分、それぞれ違う意味なんでしょうけれど、今回の、前期基本計画があって後期基本計画、これも言うならば、見直しみたいな意味もありますよね。その意味と、ここでの随時見直しの違いですね。

多分、何かちょっと違うんだと思いますので、そこんところ説明と、それから、情報共有を図りながら、随時見直しというのが果たしてやられたのか。さっきの話からすると、あんまりやられていないんじゃないかちゅう気もしますが、このときは何を想定されていたのかですね、情報共有を図りながら随時見直しをすると。

以上です。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

見直しにつきましては、実際行っております。行ったところが、例えば、リーディングプロジェクトの名称を変更をいたしたりとか、それから、例えば、取り組み名の変更を完了したものは削除したりとか、また、取り組みの名前を変更したりというようなものを実際行ったところはございます。その際には、変更した箇所につきましては、事務事業個票とあわせて、ホームページ上で公開をさせていただいているところでございます。

ですので、ずっと、この前期の基本計画も、一部ずつ修正をしながら最終形になっているというのが、今回の前期の基本計画であり、その過程につきましては、全てホームページ上で公開をさせていただいているというようなところでございます。

今回の後期の基本計画につきましては、リーディングプロジェクトの再編をしたりとか、もっと大きくその取り組みを変えたりという、またその指標も大きく、3分の1以上は変えておりますので、そういう取り扱いを変えたというようなところが今回の変更点となっているところでございます。

それから、もう1点申し上げますと、おっしゃるように、前期基本計画ダイジェスト版はお配りをさせていただいておりますけれども、今回も、後期基本計画につきましても、概要版、ダイジェスト版を策定をして、各戸配布をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

市民の皆さんと情報共有を図りながらというところがあったかどうかちゅうのは、ちょっと今のは不明確な答弁だったと思いますけど、あれですかね、取り組みがずっと書いてありますよね、その中、さらにその具体的な事務事業、さっき言われた事務事業がずっとぶら下がっていきますよね。

その事務事業の見直しの意味ですかね、その随時見直しますの部分は、基本は。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

随時見直しはその部分もございまして、その事務事業が、例えば、なくなったことで必要な取り組みが出てきた場合には、削除をしたりとか、要は基本計画の中にある具体的な取組がなくなったときには、削除をしたりとか、また、その取り組みの名前がおかしかった場合には、その取り組みの名前を変更したりというようなものを行っております。

成富牧男委員

大体わかりましたけれども、事務事業を完了したことによって、その取り組み自身を削除したりというのもあるということです。

そういう意味では、この基本計画、現在提案されている範囲内のやつでも、変更が、随時の見直しという意味が、そこの中にも含まれているちゅうことですね。

わかりました。

江副康成委員

済みません、じゃあ私のほうからちょっと2点お伺いしたいと思います。

まず、まちづくりの方向性ということで、先ほど市長さんのほうからもお話ありましたように、住みよさを実現できるまち、市民協働を推進するまちと。そしてあと1つ、九州の拠点となるまちという形の3つの柱があるというふうに思っております。

その中で、これ、前の、いただいている、鳥栖スタイル2020を、色刷りのところを見ながらちょっと言っているんですけども、九州の拠点となるまちという形で、魅力アップの項目の中に、5点、丸ポツでございまして、その中の、ちょっと御紹介しますと、国道3号、34号など幹線道路整備による交通網の整備、九州新幹線を生かしたにぎわいと交流の推進、九州国際重粒子線がん治療センターの設置促進、九州唯一の産業技術総合研究所九州センタ

一や九州シンクロトロン光研究センターと連携事業、サガン鳥栖などプロスポーツとの交流活動の推進という形で、こういう形で取り組んでおられるということはわかっております。

その中で、今回のこのリーディングプロジェクト見ますと、その部分が②のプロジェクト、九州の拠点、鳥栖の顔づくりプロジェクトという形に、もう移行してるという形になると思うんですけども、先ほどの、九州の拠点となるまちということの基本構想の中で、確認した部分の、九州新幹線を生かしたにぎわいと交流の推進というやつは、基本的には後ほど出てきますけれども、まだまだ取り組みが、成果が、成果を重んじるという形でやるということなんですけれど、なかなか成果が出てないと。

そういう中において、今回、それが説明の中にはあるけれども、具体的な取組としても、鳥栖駅周辺の利便性の向上を図るという形、これを出すこと自体は、それはいいとして、九州新幹線を生かしたにぎわいと交流の推進、そちらのほうも、やっぱりやるというのが、もともとの基本構想で、鳥栖駅、新鳥栖駅2軸を、2つの拠点を中心としたにぎわいづくりへという、大もとの確認事項もあるにもかかわらず、こういったところの、何か方向性が非常に、もともとの10年間約束した部分からすると、若干少しずれているんじゃないのかなというふうに思うんですけど、まずその点について、ちょっと御答弁をお願いできますか。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

お答えをいたします。

リーディングプロジェクトの中には、前回もございましたが、地域特性を生かした魅力ある拠点の形成を図ります、というものを、入れさせていただいております、取り組みとしてですね。

その取り組みが、ページ数でいきますと、議案のほうの22ページでございます。

この22ページの地域特性を生かした魅力ある拠点の形成を図ります。

この取り組みを進めていくということでございますが、その内容といたしましては、新鳥栖駅周辺の機能充実、それから、駅利用者等の利便性向上、また、ハイマツと連携した取り組みというようなことで、こちらのほうで、九州の拠点というようなものを目指していこうというような取り組みを、この取り組みの中に含めて書かさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

江副康成委員

であれば、具体的な取組のところ、今言われたところの22ページの部分を持って来て、全体のバランスといたしますか、そういう、私が言っていることと同じようなことを考えているというのであれば、リーディングプロジェクト、5ページ以下のところにも、そういった

形で書かれたほうが誤解を招かないんじゃないかなと思うんですけどですね。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

済みません、今度5ページに戻りますけれども、5ページの中で、九州の拠点、鳥栖の顔づくりプロジェクトということで書かせていただいておりますが、リーディングプロジェクトの説明でございますが、その中段に、新鳥栖駅周辺は九州全域を視野に入れた、というような、玄関口でと、九州各地はもとよりというようなことで、書かさせていただいて、ハイマツト、先ほど取り組みの内容を、こちらのほうに文章化して、こちらのほうで書かせていただいておりますので、江副議員の御質問には、十分対応できているものというふうに考えているところでございますが。

江副康成委員

じゃあ、今の御説明からしますと、具体的な取り組みは例示であって、その上の、前の本文、こちらのほうが力点があるといいますか、御主張だという形で捉えてよろしいんですか。

まず確認ですけれども。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

本文の中にそういう形で、九州の拠点ということで、こちらのほうに書かせていただいているということで、当然その本文の中に、我々も九州の拠点として、そういうものを取り組んでいくというものをこちらのほうに書いているということで、強調させていただいているという意味でございます。

江副康成委員

先ほど、ダイジェスト版で全戸配布されると言われました。

前回のこのダイジェスト版があるんですよ。

そのダイジェスト版見ますと、その上の、例えば、今の言いますと、2、九州の拠点、新鳥栖の顔づくりプロジェクト及び本文抜かして、具体的に取り組みを羅列するという形での記載になつとるわけですよ。

市民の方が受けた場合に、本文はどうかのこうのと言われても、なかなかそのあたりがきちんと伝わるのかっていうのは、私としては非常に不可思議だなあと思っているもので、そういったあたりも配慮して、具体的な取組は出されたほうが望ましいんじゃないかということです。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

はい、了解いたしました。

前回の概要版につきましては、基本構想の部分からずらっと書いておまして、ちょっとページ数の関係もございまして、要は基本計画部分が弱かったというのは我々も認識をして

おります。

要は、この第6次の総合計画でお示しをするっていうのは、基本構想の部分をお示しするというのが主眼でございますので、この概要版はですね。

ですので、今回の後期の基本計画のダイジェスト版につきましては、そのつくり込み方も含め、御意見を反映できるように検討していきたいと考えております。

江副康成委員

ありがとうございます。

基本構想を議決しまして、そういう形で今後の10年間の鳥栖市の運営をお願いしますという形でやっておりまして、その後の基本計画、リーディングプロジェクトなものですから、そういった点は重々配慮してください。よろしく願いをします。

次の御質問なんですけど、今回、組織の機構変更もあったということも含めまして、また、従来プロジェクトということで、組織横断的にやるもんだというふうに思っていたんですけども、今回は責任の所在を明らかにするというので、各部単位でリーディングプロジェクトをつくられたというお話でございますけれども、その場合に、今回、地方創生という形で1つ新たなプロジェクトをつくられました。

そういったときに、その所管のリーディングプロジェクト、例えば、産業経済部の所管のリーディングプロジェクトあったときに、そこに当然、プロジェクト10の地方創生の絡みのやつがあったとした場合に、そういったところの整合性じゃないですけど、責任の主、従とか含めて、そのあたりはどういうふうに考えられているのかなあと。

園木一博企画政策部長

今回のリープロの構成の際、江副議員御指摘のとおり、前期のリープロの進捗管理の反省点が1点ございました。

組織横断的なリープロの設定をいたしておりましたけれども、各部長が、一応このリーディングプロジェクトについては進行管理を行っていくという整理を行っておりましたけれども、どうしても、やはり管轄外の部署等の事業メニュー等も入っていて、なかなかその進捗管理がスムーズにいかないという反省点がございましたので、1つは、これを、今回、昨年7月に組織の見直し等も行った関係もございまして、このままだとさらに複雑になっていくという状況もありましたもんですから、1回これを、項目ごとにきれいに整理をした部分を各担当部署ごとに割り振るような形のプロジェクト構成に変えていこうということで、進捗管理をスムーズにやるようなリーディングプロジェクトでやっていこうと。

要は、プロジェクトとして掲げたとしても、そこをいかに進捗管理を、この5年間やっていくかっていうのが非常に重要だという認識の視点を持って、構成を行ったと。かつ、10番

目で総合戦略のほうを掲げております。当然、これも全部署に影響してまいります。先ほど御指摘ありましたように、商工関係の事業等になれば産業経済部の所掌事務になってまいります。

この総合戦略については、K P Iの進捗管理を行うという視点で、ここについては、基本的に企画政策部がリードしていくと。総合戦略のK P Iの進捗管理をやっていくというのは、企画政策部がリードをしながら、当然、関係各部と連携をするというのは必須でございますので、それを念頭に置きながら、進捗管理をやっていくという整理をさせていただいたところ です。

江副康成委員

今の園木部長のお話からすると、重複はしないというようなことになるんですか、ここの個別に下していった場合には。

園木一博企画政策部長

当然、その事務内容、具体的な事務の取り扱い業務、例えば商工関係の業務になりますと、担当課は商工振興課になりますし、担当部としては産業経済部ということになりますけれども、総合戦略を策定し、その中でK P Iという目標数値を掲げて、これを5年間進捗管理を行うという、この事業の動かし方、事業スキームを管理するというのは、企画政策部でコントロールをやっていきます。

要は、事業をやって、目標数値を、K P Iを掲げております。その目標になぜ到達できているのかできていないのか、もし到達が厳しいのであれば、どこに課題があって、どういう整理をした方がいいのかというような課題整理が出てまいりますけれども、その進行管理は、企画政策部でコントロールさせてもらいながら、実際、事務事業を実施していくのは当然担当部署になりますので、そこは常に連携を密にしながら、行ってまいりたいというふうを考えておまして、この総合戦略を、各部の中に全部ばらまいてしまいますと、結局リープロの構成自体も非常にわかりづらくなるということで、あえて総合戦略として計画を策定したものについては、1本、当然この総合戦略の進捗管理というのは、今後の後期の5年間の非常に重要な事業だという認識をいたしておりますので、そこであえて1本、10番目のリープロとして立ち上げをさせていただいたと。

その進行管理については、総合政策課が中心になりますけれども、企画政策部のほうで、事業スキームのコントロールをやりながら、各部と連携を密にしながら事業をやってくと。

これは総合戦略の中でも掲げている内容でございますので、そういう視点を持って、今回リープロの中に位置づけをさせてもらったということでございます。

江副康成委員

ここから先は、ちょっと意見になってしまうのかもしれませんが、私は、そういう話であれば、これ10番目、要らないんじゃないかなと思うんですよ。

結局、1番から9番までのリーディングプロジェクトあって、それを実現するために、地方創生がらみですよ、今回、その10番目がですね。

人、物、金、国の支援を受けられると、それを受けて、1から9のプロジェクトをより確実に早く達成するために、応援する部隊のような、私は気がしていたんですよ。

であれば、もともとのリーディングプロジェクト、企画政策部は縁の下の力持ちというか、応援団であって、1から9はそれぞれの各所管の責任者の方が1日も早く、所期の目的を達成するところに着目して見ていけばいいんじゃないかなというふうに私は思います。

だから、かえって10番目のプロジェクトがあると、責任の所在も明らかにするために、今回縦割りのっていうか、部ごとにやったと言いながら、非常にわかりづらい。何か絡んでくると、そこの分だけ切りとって、KPI——企画政策部が、そちらのほうの窓口になつるか知りませんが、それをやりますと、何か、どこまでが責任なのか、そのままだと非常に、外から見ると明確じゃない、わかりにくいということを思います。

以上です。

伊藤克也委員

江副議員の質問にもちょっと関連するところなんですけど、リーディングプロジェクトの中の5ページなんですけれども、2の九州の拠点、鳥栖の顔づくりプロジェクトの中の②ですね。

地域特性ということで、先ほど松雪課長のほうから説明がありましたけれども、22ページの、地域特性を生かした魅力ある拠点の形成ということで、新鳥栖駅周辺の機能の充実、並びに利便性の向上、それから九州国際重粒子線がん治療センターの連携した取り組みということ、恐らく意図されているのかなっていうふうなことで説明を聞かせていただいたんですが、このまんま見ると、ちょっとやっぱり表現的にはわかりにくいのかなっていうことで、実際、そういったところをイメージされているのであれば、もっと具体的に、上は鳥栖駅周辺というふうな形で具体的に書かれておりますので、ここは新鳥栖駅周辺という具体的な形で明記をされたほうが、受け取るほうもより理解が進むのかなっていうふうなことで、個人的にはそのような感じを受けておりますが、どのようにその辺のことは思っておられるのか教えていただければというふうに思います。

園木一博企画政策部長

まず、地域特性を生かしたという文言表現いたしておりますけれども、これについては、やはり九州における陸路交通の要衝ってというのが特性だという認識をいたしております。

その中で、内容的には、まさに確かに新鳥栖駅の周辺整備、それから、サガハイマットの連携事業ということで取り組み内容としては記載をさせていただいておりますけれども、この具体的な取組の表現自体は、前期からこういった表現をさせていただいたという状況がありまして、このまま、具体的な取組の表現そのものについては、前期のものをそのまま踏襲させていただいた、内容については、確かに新鳥栖駅周辺のハイマット連携も含めたまちづくりについて触れさせていただいております、内容一部を時点修正をさせていただいたという形で、今回、記載をさせていただいている状況でございます。

伊藤克也委員

できるだけ、やはり一目で見てわかりやすい表現のほうが、より伝わりやすいのかなというふうに個人としては思うわけですね。

地域特性と言いつつも、5年前には、例えば、新鳥栖駅がなかったということでありますから、なおさらのこと、そういった意味でも、しっかりとここは明記されたほうがいいのかというふうな感じを受けておりますので、これは意見としてお願いをいたしたいというふうに思います。

続きまして、7ページの5、学ぶ意欲を育み歴史が感じられるまちをつくるプロジェクトの文章を読まさせていただきましたんですが、その中で、鳥栖市には史跡や伝統芸能を初め貴重な文化財が数多くあります。しかし、それらの多くが、市民や市外の人に余り知られておらず、観光や郷土の歴史を知る機会に生かされていません、ということで、しっかりと今までの取り組みが余り効果を発揮できていませんよというふうに、ここは明記されているというふうに私自身は受けとめるわけなんですけど、そういったことで、なぜこれまで、歴史、文化、こういう文化財というのは、ここ5年前に始まったわけではないというふうに思うわけですね。

ずっと以前からそういったことは大事に保存されて、皆さんに広報されて、展示されてついうことを繰り返して行われて、継続されてきたというふうに思うんですが、なぜここに至ってまだこういうふうに、市民の皆様により深く知っていただけていないのかっていうことは、どのように原因を分析されて、今後5年間に生かしていくというふうなことはきちんと検証され、進められているのかなというふうに思っておりますので、その辺について教えていただければというふうに思います。

江寄充伸教育次長

ただいまの御質問でございますけれども、現在、本市内の文化財に対する認知度といったものにつきましては、確かに、数値的に分析、評価ということについては、非常に困難であるのではないかとこのように考えております。

しかしながら、従来から実施しております遺跡等の見学会や展示会などのイベント、また市のホームページやリーフレットの発行、また、今年度から実施しております図書館での郷土資料の常設展示と。これについては、2カ月に1度程度、内容を変えて行っている状況でございますけれども、このような文化財を周知するさまざまな取り組みを通しまして、少しずつではございますけれども、文化財に対する周知や理解ということについては、広まりつつあるのではないかというようなことで感じておるところでございます。

本市のこれまでの文化財保護行政の施策につきましては、保護、あるいは調査といったことに重点を置いてまいったところではございますけれども、今後につきましては、これに加えて、これらの積極的な活用に軸足を移していく方針でございます。

文化財の周知に対する取り組みにつきましては、今後、より効果的な取り組みができますよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

そのとおり、多くの文化財を、やっぱりより広く知っていただくというのは、これまでも取り組まれてこられておりますので、市民の方や県外からお越しの方に、実際目に触れていただく機会をやっぱりふやしていくというのが非常に大切かなというふうに思っておりますし、長崎街道等につきましても、数多くの小学生から御年配の方まで、数多くの方が来鳥されて、歩かれていますという方を私自身もよく見かけるわけですが、例えば、津田家に残る宗家、江戸後期のそういった宗家にまつわる文化財等を、確か鳥栖市も保存されているというふうにお聞きしておりますので、そういった機会に、ぜひそういった資料でも結構ですし、こういったのがありますよ、ぜひ見てくださいよっていうことを積極的に知っていただく機会に利用していただければなというふうに思っておりますので、ぜひ進めていただければというふうには思っております。

以上です。

次にですが、8ページの活力とにぎわいのあるまちをつくるプロジェクトの中に、元気で便利な商店街とするための取り組みが求められており、今後は大型店との共存共栄っていう言葉があるわけですね。

この言葉については、確か89ページにも同じような表現が使われておりますが、受け取り方はそれぞれ個々違うというふうにはもちろん思っておりますが、私が受けるその共存共栄っていうふうな言葉の意味を考えると、どちらかというと強者が弱者に対する言葉の表現というふうな捉えられ方があるのではないかなというふうに思っているんですね。私自身はそ

ういうふうにも実際受け取るんですね。

どちらかというところ、こういった共存共栄というよりも、弱者から見たら、すみ分けとか差別化を図りながら、やはりそれで生き残りを図っていくっていうか、今後未来につないでいくっていうのが恐らく弱者にとっては本音なんじゃないかなというふうにも、恐らく共存共栄とかっていう表現というか、そういう思いは、ほとんどの一個人商店の方たちには、そういう認識はないというふうにも私自身も思っているんですね。

ですので、先ほど申し上げましたように、受け取り方はそれぞれだというふうには思うんですが、ここの表現については、どのような意図をもって表現されているのかを教えてください。できればというふうにも思いますので、よろしく願いいたします。

詫間 聡産業経済部長

大型店との共存共栄を図るというところの表現についてでございますけれども、本市におきましては中心市街地、こちらにつきまして、鳥栖駅を中心としましたマンション、各商店街、大型店、宿泊施設、文化・スポーツ施設等が立地しているところでございます。

このような中、8ページにあります基本目標5の、活力と豊かな暮らしを支えるまちを実現するために、このまちの顔としての人があふれて帰ることが重要であるというふうにも認識をいたしておるところでございます。

そのため、大型店の吸引力を活用しながら、商店街としての努力も必要であると考えておるところでございます。

過去に、大型店の出店当時においてでございますけれども、反対、賛成、意見がそれぞれあったというふうにも認識をしております。

現在、本市の中心市街地に立地してるところの優位性を踏まえまして、すみ分けすべきところはすみ分けを行い、共存できるところは共存すべきものと考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

伊藤克也委員

今、詫間部長がおっしゃったとおりでというふうにも思うわけですね。

やっぱり、大型店がいることを活用して、集客という意味では、商店街の近くにたくさんの方がいらっしゃるということは、もう間違いのない事実で、そこをどう取り込んでいくかっていうのが商店街に課せられた努力っていうか、そこが一番、商店街にとっては必要だというふうにも私自身も認識をしております。

ただ、その共存共栄という表現は、確かに聞こえはいいんですけれども、何回も申し上げるように、どちらかというところは私は商店街に、そこで頑張られている方たちにとっては余りピ

ンとこないっていうか、共存共栄を図っていこうというふうに捉えていない商店街の方が多
いのではないかとこのように思っておりますので、ぜひとも、例えば、そういった集客を生
かして差別化を図りながら、今後5年間、将来に向けて反映していきたいとか、そういった
ことのほうがいいような気がしておりますので、こちらにも意見っていうか、要望になると思
いますが、そのように私自身は思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

中川原豊志委員

まず5ページ、九州の拠点、鳥栖の顔づくりプロジェクト。

さきほどから江副議員、または、伊藤議員からもあったんですけども、新鳥栖駅周辺に
ついて、ここまで記入をされているのであれば、新鳥栖駅が5年前に開業でございますんで、
そんなときにはなかったわけですね。

今回、今部長のほうから、前回の内容と同じような形で記入をされたというふうなことな
んですけども、片や5年間たって、その状況を見直して、今回の後期プロジェクトをつく
ったというふうな話もあって、どっちが本当なのかなというふうな感じがするんですけど
も、私もここに、具体的な取組の中には、新鳥栖駅の整備っていうのは、記入するべきでは
ないのかなというふうに思っております。

その中で、九州国際重粒子線がん治療センターと連携をしたとありますが、サガハイマッ
トと連携して、交流拠点、観光というのがどういうふうに考えてらっしゃるのかなという
のを、まず一点、お聞きしたいというふうに思います。

松雪 努 企画政策部次長兼総合政策課長

サガハイマットにつきましては、当然、市長が評議員、副市長が理事、一般質問とかでも
お答えをしておりますけれども、入っております。

なおかつ各事業を行うためにも、それぞれ進捗管理というか、毎週、会議を行いながら、
そこには参画をさせていただいているところでございます。

特区のときに、医療拠点の可能性というようなお話も、差上げたところもございませ
んけれども、そういうところも含めながら、今後も連携、協力しながら、この部分で、具体的
なものを掲載はできておりませんが、今後もそういう連携を図りながら、協議をしなが
ら、継続して、そういう拠点の可能性を探っていくというようなことで、こちらのほうに記
載をさせていただいているところでございます。

中川原豊志委員

新しい鳥栖駅、新鳥栖駅前の顔になるというふうな話をされつつありますけれども、実際、
治療始まって多くの方が来られています。

ただ、来られている人数というのは700名、800名程度なんですよね、実際。1日にすれば、2人か3人ですね、治療される人数からすると。

ただ、それだけの方が来られるのが、新しい鳥栖駅の、物流の拠点と交流の拠点というふうに考えてらっしゃるのが、何でかなっていうふうにちょっと思うんですよ。

やはり、交流の拠点とするのであれば、ある程度の集客を考えている施設と連携するのかなというふうに思うんですが、ここでなおさら、がんセンター、サガハイマツを持ってこなくちゃいけない、そこに意図は何かあるのかなというふうにちょっと思っているんですが、もう一回教えていただけんですか。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

サガハイマツにつきましては、各種条例の改正や補助金の支出などの場面で御議論をいただいたところでございます。

その中で、鳥栖市の中核施設という位置づけをさせていただいて、そういう条例改正などにも議決をいただいたところでございます。

当然、新鳥栖駅前にございまして、エリアで考えた場合にどこなのかっていうような御議論もさせていただいたことも記憶をしておりますけれども、あそこが中核施設として、鳥栖市全域に及ぶような取り組みを考えていくもの、または、ピンポイントで、新鳥栖駅周辺でそういう事業を考えていくもの、さまざまあろうかと思っておりますが、そういうところも含めて、引き続きハイマツと協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

では、なおさら下の具体的な取組のところに、新鳥栖駅周辺の整理というのは載せられないのかな。

そこまでおっしゃるならば、なぜ下に具体的に載せられないのかなというふうに思うんですが、いかがですか。

園木一博企画政策部長

先ほど来から、ハイマツの件も含めてですけれども、交流拠点の位置づけ、あります。

診療科目等も今後拡大も予定されているし、実際受診されている方、県内に限らず、特に福岡の方々が多いっていう経過もございますけれども、これがまたさらに広がってっていると。そういうものも含めて将来構想的に、このサガハイマツと連携をするというのは、非常に重要なキーワードだろうと。

先ほど、次長のほうから説明ありましたが、今、現段階で、じゃあ具体的なメニューを

ということになると、お示しすることはできておりませんが、常に協議体制も確立しとりますし、日々、いろんな連携のあり方について模索もいたしておりますので、これは、やはり計画の中では非常に大事なキーワードだという認識のもとで位置づけをさせていただいたということでございます。

取り組みの中でも、具体的に基本目標の分野別計画の中でも、取り組みの内容ということで書かせていただいておりますけれども、やはり新鳥栖駅の機能拡充に向けた取り組みというのも非常に本市にとっては重要な項目だということは認識いたしておりますので、取り組みの中で、具体的に書かさせていただいていることで、私どもとしては、地域特性を生かすという、鳥栖市が持っている、九州における陸路交通の要衝としての地域特性、これがまさに、新鳥栖駅にも当てはまるという認識のもとで、文言表現として冒頭に挙げさせていただいて、前期の計画のまま踏襲させていただいたという経過の中で記載をさせていただいておりますし、また、取り組みの中身には、具体的に新鳥栖駅の機能という形で書かせていただいておりますので、そういったことで御理解をいただければというふうに考えているところでございます。

中川原豊志委員

同じ答弁みたいなんですが、市民に、やっぱり理解とか求めるにあたっては、記入されなかったほうが、本当にああやるのかなと、ここにはないのは何でかなというふうに思うんじゃないかなというふうに思いますので、再度ちょっと意見として言わせていただきます。

また、先ほどの部長の答弁の中に、陸路交通の拠点というふうな形があったんですが、ページ数でいくと9ページ。これからも、選ばれ続ける鳥栖シティという中で、文章の中に、3行目、地理的優位性を生かしつつ、地理的優位性に依存しないという考え方が重要になってきますという文面があるんですが、今まで地理的優位性を鳥栖市のほうは生かしてまちづくりしてきたかもしれませんが、依存しない考え方がってなると、どういうふうなことを考えてらっしゃるのかなというふうにちょっと思うんですが。

園木一博企画政策部長

文言表現させてもらってる中で、地域特性を生かしたっていうのは、まさに本市のこれまでの発展形の中から考えますと、この地域特性っていう、陸路交通の要衝という、この要素というのが非常に大きなものであって、今日の本市の、継続して人口増加がいただいている現状、また産業の、流通も含めたいろんな企業の進出をいただいている現状というのが、まさにそこにあるという認識をいたしております。

しかしながら、今後、将来的に考えていきますと、日本全国の中では人口減少社会に入っていくと。そうしたときに、交通の要衝だけに今後も頼り切るんでは、厳しいのではないかと

と。

総合戦略の中で、もううたい込んでおりますけれども、新たに、これにプラスする付加価値というのをどうにか創出していく必要があるのではなかろうかと。そういう意味合いを込めて、これまで発展した経過を、陸路交通の要衝としてのこの優位性、これは十分に生かしつつも、今後は、これにさらなる付加価値をつけた考え方も取り入れていって、政策的には考えていく必要があるという認識のもとで、それだけに依存しない考え方も今後必要だという意味合いから、今回、この中に、こういった表現をさせていただいたというところでございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

文章的に揚げ足を取るわけじゃございませんが、先ほど部長が地理的優位性に依存しない考え方も、というふうに言われましたが、ここに「が」ってなっている、単なる「が」の言葉が本当は「も」ならわからんでもないかなという、ちょっと揚げ足取るようで申しわけございません。

ちょっと、そういうふうに理解をさせていただいたもんですから、絶対それだけがいいのかなというふうに思ったところでございます。

それと、もう1点、ちょっとよかですか。

8ページで、市民に信頼される市役所ということで、文面の下の方に、市役所は必要な税金を正しく使い、その使い方や使い道や方法、成果についてきちんと説明するとありますけれども、これについては、今までとちょっと違う取り組み等を何か考えてらっしゃるのかどうか、ちょっと確認をさせてください。

野田 寿総務部長

8ページの下段のほうの税金を正しく使いというようなことで、財政の公表の形になっていきます。

財政に関して申し上げますと、現在ホームページ、市報を活用した公表を行っております。

予算の執行状況や、決算の状況など、なかなか財政公表っていうのは難しい、市民にわかりやすくつちゆうことはなかなか難しいものがございまして、できるだけ、絵やグラフを用いてあらわしたり、文字を工夫したりするなどして、わかりやすい公表には努めております。

後期に、これまでと違った公表の手段というふうな考え方はないかという御質問かと思っておりますけれども、財政公表っていうのはチラシや冊子で全戸配布とか、その他の手段というのがなかなか難しい面もございまして、現状の方法ということで御理解いただきたいというふうに思っております。

中川原豊志委員

現状どおり……。

せっかく後期計画立てるんであれば、少しぐらい何か違うことがあるのかなという、ちょっと期待をしとったところなんですけれども、特に成果というところについては、例えば、財政の中でこういうところにお金を使いましたというのが、成果ではなくって、そのお金を使ったことが市民サービスに対して、どれだけ効果があったかっていうのが成果だと思うんですよね。

各課、例えば1,000万円の事業があって、1,000万円使ったからそれなりに市民サービスができたという判断をするのはちょっとおかしいのかなと。

これがやっぱり、市民サービスに本当に役に立ったかどうかという判断までぜひして、その成果というのを公表するようなことをぜひ努めていただきたいな。

要望でございます。

私からは以上です。

下田 寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

樋口伸一郎委員

全般的なことから、ちょっと2つ、まず質問をさせていただきまして、細かい部分を順次質問をさせていただきたいと思います。

まず、初歩的な質問かもしれませんが、今回のリーディングプロジェクトが、前期11項目から後期10項目へ変更されておられます。

後期では、新しいリーディングプロジェクトに認識をしておるのですが、もちろん継続事業も含めですね。

先ほどの御答弁及び御説明の中で、前期のリーディングプロジェクトの内容で後期へ含まれた部分もございますという御説明をいただいて、A3の用紙の中にも図配置っていうか、それで御説明をいただいたんですけれども、簡単に言うと、新しくなった部分、全般の新しくなった部分、10項目め、今回のリーディングプロジェクトの10の、これからも選ばれ続ける鳥栖シティ、ここが線はないんですけれども、こうした全般で新しい項目っていうところがあれば、もう少しわかりやすく教えていただきたいと思うんですけれども。それが1点です。

それと、同じくリーディングプロジェクトに関してなんですけれども、この議案の分厚い書類の中では、内容をずっと読んでいけば、細かい部分の担当所管といたしますか、そういったのもどこかわかるようにはなっております。

でも、こう全般を見るときに、ぱっと入るところに、4ページとかにリーディングプロジェクトをだあって並べてあるんですけど、まずそういった一番入りやすい部分の項目を分けた部分に対して、できるだけわかりやすいように、もう担当所管を合わせ書きしておいたほうが、市民の方々が見たときもわかりやすいんじゃないかなというふうに考えたんですけども、この部分に関してはどのようにお考えですかという、合わせて2点お願いいたします。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

新たなリーディングプロジェクトっていうのは、おっしゃるとおり、10番目の総合戦略の部分が新たなリーディングプロジェクトでございまして、基本的には、前期の11を再編をいたしたものの、結果が1から9までになっているというようなところでございます。

おっしゃってる、担当部を記入したらどうなのかっていうようなところでございますけれども、そこはちょっと検討させてください、はい。検討した上で整理をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

下田 寛委員長

ちょっと済みません。

審議の途中ですけど、一旦ここで休憩を入れたいと思いますので、次、前の時計で25分から始められるようにしたいと思います。よろしく申し上げます。

午前11時16分休憩



午前11時25分開議

下田 寛委員長

再開いたします。

樋口伸一郎委員

御答弁ありがとうございました。

新しい構想についてはわかったんですけど、どこの所管がどういうところに取り組んでいるのかっていうのは、本当まだ整理が必要なんだろうけど、しっかり整理できたら、やっぱり一番わかりやすい表記して、できるだけわかりやすい方法にしていいただければなあとい

うのがあったので、ちょっとお尋ねをしました。

ちょっと細かい部分なんですけど、次、6ページの4行目というすごく細かい部分になります。

幹線道路や生活道路の整備は重要な課題としてありますけれども、おっしゃるとおりかと思えます。この幹線道路、現在の段階でよろしいので、幹線道路と生活道路のまず位置づけですね。どこが幹線道路で、どういったところが生活道路という位置づけをされているのかってというのが1つです。

またこの中身ですね。これらを今後、どのように整備の実現に向けて取り組もうっていうふうにお考えであるかを、あわせて2つお尋ねをいたします。

詫間 聡産業経済部長兼上下水道局長

ただいまの御質問、幹線道路と生活道路の位置づけ、並びに整備の実現についてというところでございます。

まず、幹線道路についてでございますけれども、主要な都市間を結ぶ国道、並びに県道の主要道路であると認識をいたしておりまして、自動車走行の円滑化や快適性が重視されるものでございます。さらに、非常に重要な役割を担っておる道路というふうにも認識をいたしております。

また、生活道路につきましては、国道や県道、それに連結する日常生活に必要な市道などの道路でありまして、移動距離や交通量が小さい道路であるものと、アクセス機能を主体に歩行者や自転車利用の安全性、利便性を重視している道路であると認識をいたしておるところでございます。

また、その整備の実現についてでございますけれども、幹線道路であります国道、県道の一層の整備促進策といたしまして、道路管理者間の協力体制が不可欠であるものと認識をいたしておりまして、市長、並びに議員の皆様を初め、各国道、県道の期成会等により、継続的に、国土交通省など関係機関への要望活動を取り組んでおるところでございます。

また、担当部署におきましても、国道、県道、並びに市道等の事業進捗に合わせまして、国及び県と定期的な連絡調整等を行っておるところでございます。

また、地元への事業説明会、並びに用地交渉等にも、同行などいたしておりまして、地元調整を行い、事業促進等を図れるように努めているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

これまで、引き続き要望とか、そういった連携とかは引き続き行っていただきたいと思っ

ております。

本当に、早期実現に向けては、予算面もなかなかつきにくくて減っている現況もあると思いますので、そうしたところも踏まえて、今後取り組んでいただければなと思って質問をさせていただきました。

以上で終わります。

下田 寛委員長

あと、済みません、確認なんですけど、先ほどの質問に対しては、また松雪次長から御返事をいただけるというところでいいんですかね。確認すると言われたところなんですけれど。整理すると言われたところなんですけど。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

整理をした上で検討し、お答えをさせていただきたいと思います。

下田 寛委員長

わかりました、お願いします。

ほかにございませんでしょうか。

江副康成委員

済みません、8ページのリーディングプロジェクト9、市民に信頼される市役所づくりのプロジェクトということで、具体的な取組のところにも、適正な財政運営を行いますというふうに書かれているんですけども、今回、後期基本計画を立てるにあたって、それに基づく財政計画といいますと、中期財政計画に相当すると思うんですけども、この後期基本計画を立てるに当たっての中期財政計画ですね、今後5年間、平成28年度から。

その関連性といいますか、そのあたりはどうされているのか教えていただきたいんですけど。

園木一博企画政策部長

当然、事業実施するには予算が伴います。

本市の場合は、中期財政計画で中期的な財政の見通しを立てながら、事業の推進を図っている状況でございますが、今回、後期基本計画、今議会のほうに議案として提出をさせていただいておまして、当然、議決いただいた後には、具体的な事務事業の整理を行いながら、その事業に付随する予算の見通し等も一定整理をし、お示しができるような形で整理をしていきたいというふうに考えております。

江副康成委員

ありがとうございます。

では、今の園木部長からの御答弁といいますか、お話によりますと、中期財政計画が、基

本的には、まだこの後期基本計画を出すにあたって、反映させてないというように聞こえてきたんですけども、それでよろしいんですか。

園木一博企画政策部長

基本的には、中期財政計画については、前期を踏襲して後期基本計画を策定しておりますので、今後の5年間の財政需要等も中期財政計画の中では一定整理をいたしておりますので、そこの整合性は十分とれているものと、現段階でもですね。

後期基本計画の中でお示しをいたしております各分野別の計画、並びに具体的な取組内容等を、事務事業ベースで基本的には整理する必要があると思っておりますので、平成28年度の作業になろうかと思っておりますけれども、事務事業ベースまでこの後期基本計画の具体的な事務の取り扱いというものを整理をする中で、その中に予算的な裏づけも一定お示しができるように整理をしていきたいと。

当然、そこは中期財政計画との整合性はとりながらというのが大前提になるということですので御理解をいただきたいと思っております。

江副康成委員

当然、前期から後期に引き続いて、毎年毎年、当然、継続する事務事業のほうが大きいんだから、母体は変わらないとして、今期、この後期のほうに当たって、具体的に取り組みと、新たにやろうというようなところは、当然、中期で、どういうふうな影響を与えるのだろうかというようなシミュレーションというか、やっぱり当然しながら、そして財政計画的にも、無理のないところでの基本計画の提示の仕方があれば、基本的には実行可能性も高くなってくるわけですね、基本的にはですね。

今言われた話からすると、基本計画、漠とつくって、その後、財源といいますか、予算的にどうなるかとなりますと、結局、針小棒大、あるいは間尺に合わない可能性も多々出てきまして、そういうつくり方のほうが本当にいいのかどうかというのが非常にありまして、私が言っているのは、おおよその事務事業の継続のやつも当然あるわけだから、そのベースとして、当然ある。その上での変更点、変える点、そういったところ、なくす点、あるいは将来的に、結局、展開したところの税収増とか、当然、見込みとか、そういったところも含めながら、やってもらった基本計画であれば、それなりの感じ方っていうか、違ってくるんだと思うんですけども、今、部長からのお話からすると、財政的な裏づけの検証はしていなくて、通った後に、どうなるかというやつをやるということですよ。

確認ですけど。

園木一博企画政策部長

考え方といたしましては、まず総合計画、基本構想に基づいて前期・後期ということで、

具体的な計画をお示しをいたしております。

今回、御提示している基本計画の中でも、具体的な取組についても、何々を進めますとか、こういった、要は成果中心的な表現をさせていただいております。

これに、具体的に事務事業として、どういった事務事業を実施していくのが一番適正なのか、当然その精査が必要になってまいりますので、その事務事業を、例えば従来型の事務事業を継承する事業も当然ありましようし、今後、後期計画の中で方向性をお示しした内容で、さらに優位な事務事業の方向性が出れば、そこは当然、事業内容等が変わってくる、変更すると。

そういった場合については、そこに財源的な裏づけも含めた検討が必要になりますので、今後、この後期の基本計画、議決をいただいた後に、この下に具体的な実施をする事務事業計画という形で整理をさせていただく中で、財政的な視点等も踏まえて、お示しをさせていただきたいというふうに考えているところです。

江副康成委員

わかりました。

それで結局、これから事務事業のやつを展開するという話ならば、そういう進められ方、今回されているんだったら、それで進めてもらうしかないんですけども、一方、当然、中期財政計画みたいなやつは毎年洗いがえでされていると思うんですけども、こういう基本計画、5年とか10年単位で話すときには、今どういう形の中期財政計画、考えているかぐらいは、こちらのほうに示してもらわないと、そういった基本計画みたいなやつを取り組みとかあったとして、大きなやつをやると、ほかんところに支障があるとか、そういったところも含めて、基本計画を入れていいのかどうかの判断も、なかなかわかんないわけですよ。

ほかの自治体では、中期財政計画も合わせたところのこういう総合計画の審議やられているところもあるとお聞きしましたが、中期財政計画の、どういう状況かみたいな御説明とかはできないんですか。

野田 寿総務部長

基本計画と中期財政計画の関連ということですが、後期基本計画は、平成32年までの5年について、最上位計画として、各分野ごとに行政運営の目標や方向性を策定していると。

中期財政計画は、近年の決算状況を参考としながら、5年程度の財政収支の見通しを立てると。毎年度見直し行って、安定的で持続的な財政基盤の確立という目的で策定しております。

後期計画については、各基本目標ごとに、政策的にこのような行政を進めていきたいというふうな方向性や目標を掲げておりまして、今回の策定に当たりましては、各事業の実施に

当たり、財源的な裏づけというふうなことについてまでの検証は行っておりません。

ただ、基本計画に掲げられた事業については、財政状況を見ながら、中期財政計画においても、優先順位や政策的な判断をしながら、計画的に実施していくというふうなことで整理していきたいと、中期財政計画の中でも反映していきたいというふうな考え方と思っています。

江副康成委員

今、総務部長、野田部長の御説明はそういうことでやられるのかなあというふうに、そのまま受け取りますけれども、例えば、今、鳥栖駅周辺のまちづくりという形で、A、B、C、D、4つぐらいのプランがあって、一方は300億円、一方は600億円と——まあざくっと言って、そういうふうなこと、話をされとって、それがどういうふうな鳥栖市の財政に対する影響を与えるかと。

当然、300億円でも、どこの時点でどういうお金の使い方するとか、そういうやつもわからないと、結局、どの時点でどの事業を先に回して、どの事業をどうしていったほうが鳥栖市の発展にとって一番いいのかというような話をするとき、きちんとした数字の裏づけ、どういったところのお金の出入りがあるかとかわからないことには、こんな何か抽象的な、ああそれはいいですね、いいですねの面だけやって、書いてあるやないですか。これ書いたからせんといかんですよという話が、質が転換してて、それに追われて、このほかのところ、もう何か目が行き届かないところは、ぱかっとそのままになってしまうとかいう話にもなるもので、結局は基本計画の裏の財源的な裏づけのあったところで、きちんと進めてもらわんといかんから、ぜひそういったところの説明は今後してもらわないと、市民の方も、自分たちの市の税金、どう使われているのか、あるいは本当に鳥栖市、大きなことを考えてうまくやっていけるのか、あるいは、もっと効率的な使い方すると、税収が伸びて、もっと皆さん、いい市民サービス受けられるのになあと思ったりすると思うんですよ。

そういったところの議論もできるような材料は、用意していただきたいなという要望でございます。

以上です。

園木一博企画政策部長

今、御指摘いただきましたように、今回、御議論いただいております後期の基本計画、取り組みの方向性等もお示しをさせていただいておりますので、先ほどの繰り返しになりますけれども、この議決後には、例えば5ページで申し上げますと、リープロ2番の具体的な取組の御指摘あったように、①でいくと、鳥栖駅周辺の利便性向上を図りますということで、具体的な取組という形で上げさせていただいておりますけど、これが現実的に、じゃあ鳥栖

駅周辺整備事業ということで、事務事業に落としたときに、こういった事業になりますと。

これについては、じゃあ5年間でどういうふうな財政負担がここに発生をしまいりますというものも一定説明ができるっていうか、事務内容をお示しできるように整理をしていきたいというふうに考えているところです。

成富牧男委員

いろいろ今、お話聞かせていただきましたけれども、基本は基本計画に挙がっているやつ、それを踏まえた形での予算措置というふうに、過去言っていた実施計画というふうになるっていう考え方でいいんですかね。

例外が過去ありましたけれどね。基本計画に挙げろっち言うても上げられなくて、それを実行された。

また、それは個別で言います。

園木一博企画政策部長

今、御指摘がありましたように、基本計画で御承認をいただいた後には、これを具体的に事務事業等実施するための実施計画というイメージで捉えております。

当然、実施計画を策定するに当たっては、財源の裏づけが必要になりますので、財政的な面も含めて、その計画の中でお示しをしていきたいというふうに考えているところです。

下田 寛委員長

ほかにございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

よろしいですか。それでは、質疑を終わります。



下田 寛委員長

昼食のため、暫時休憩をいたしますが、午後は1時10分からの開会とさせていただきますと思います。

ここで休憩をいたします。

午前11時44分休憩



ろでございますけれども、ここは文章をちょっと短くさせていただきまして、歩行者やベビーカーを押す人、自転車に乗る人が安全に通行しています、というような形に変更させていただいております。

そして、現状と課題の部分ですけれども、現状と課題、議案書の4つ目でございますけれども、ここも、サガハイマツが稼働しているというようなことから、センターの事業推進とともに施設と連携した取り組みが求められています、というような形に変更をさせていただいているところでございます。

それから、分野別計画全てに係る分ですけれども、前期の基本計画の下のほうに、目標達成の姿、10年後こんなまちになったらいいなというところを書かさせていただいておりますが、これ前期のときに、10年後というような形でイメージをさせていただいておりますが、今回は10年後というものを、5年経過したから5年後ということではなく、目標達成の姿というような形で掲載をさせていただいているところでございます。

続きまして、ページめくっていただきまして、43ページ、議案書では15ページの部分からのところでございます。

この変更点につきましては、右側の環境調査監視を実施しますという部分のところの内容部分でございますけれども、前期では大気や水質等の調査監視だったものを、今回、自動車騒音等というものを追加をさせていただいているところでございます。

また、取組の達成目標ということでは、これは一覧表のほうでございますけれども、前期では環境教育、環境講座の開催数、そして環境美化活動参加者数を指標として挙げておりましたが、今回、環境美化活動参加者数はそのままにして、大気環境基準の達成度、それから水質環境基準の達成度を追加をさせていただいております。

めくっていただきまして、次でございます。前期では45ページ、議案書では17ページ。

この部分では取組の方針ということで、前期では大量生産、大量消費、大量廃棄社会から脱却するため、というようなことで書いておりましたが、それをまとめまして、環境への負荷の少ない持続的発展の可能な社会実現のため、という記載の仕方に変更させていただいております。

それから、関連する個別計画のところ、鳥栖市環境基本計画、これを追加をさせていただいております。

右側でございますが、右側、前期では3つ具体的な取組でございますけれども、今回は2つということで新たな3R活動を進めます、これは削除をさせていただいております。

そして、指標でございますけれども、指標は、前期では市民1人当たりの資源物以外のごみ排出量、それから、ISO14001、エコアクション21というものを書いておりましたが、エ

コアアクションのほうを今回落としてしまして、リサイクル率を新たに計上しております。こちらにつきましては先ほど冒頭説明いたしましたけれども、目標値を変更をさせていただいております、28.3%が目標値ということでございます。

続きまして、議案書19ページ、そして前期基本計画が47ページでございます。

こちらには、まず、変更点は、行政の役割の部分が、一番下でございますが、景観の保全や景観づくりについて啓発を行います、というところを、景観についての啓発を行います、に変更させていただいております。

そして、この右側ですけれども、前期では、秩序ある市街地と土地利用の円滑化という2本を、今回一本化させていただいております。

そして、都市的未利用地という指標の部分を、残存農地という形で変更をさせていただいております。

続きまして、取組4です。

49ページと21ページです。

こちらは、取り組みによる5年後の姿というところでは、鳥栖駅及び鳥栖駅周辺という言葉、鳥栖駅及び鳥栖駅周辺を中心として、という言葉に変更、それから、商業、文化、そしてスポーツを追加をしております。

取組の方針につきましては、鳥栖駅周辺整備、それから、新鳥栖駅周辺の事業進捗に伴い、または方針に伴い変更をさせていただいております。

行政の役割も、鳥栖駅周辺整備を進めます、それから、事業を進めます、に変更しております。

右側の指標につきましては、具体的な取組を鳥栖駅周辺の利便性向上に変更しております。西九州ルートの内容を変更しております。地域特性につきましても、ハイマットの事業進捗に伴い変更をさせていただいております。

そして、商店街ではなく、中心市街地というような形で変更をさせていただいております。

指標については変更ありません。

めくっていただきまして、取り組み5です。

こちらについては、平成22年を平成27年に時点修正をさせていただいております。

右側の指標につきましては、市民公園利用者数を市民1人当たりの公園面積という形で変更をさせていただいております。

めくっていただきまして、取組6です。

取組6につきましては、ミニバスの運行が開始をされておまして、その運行形態に合わせて、文言を地区の名前を変更しております。ほかは変更ございません。

めくっていただきまして、取組7、ここにつきましては5年後の姿を、幹線道路の整備が進みというようなことで、快適な道路環境づくり、というような形で修正をさせていただいております。

それから上段の部分ですけれども、取り組み方針の最初でございますけれども、こちらを、文言を若干修正をさせていただいております。

それと、取組の方針の下から2行目の終わりのほうですけれども、幹線道路網の整備の促進に向けて、というような形で変更をさせていただいております。

基本目標1の最後でございます。

取組8でございますけれども、前期では57ページ、議案書では29ページでございますが、こちらは、市民が安全に通行しています、ということで、5年後の姿を若干変更させていただいております。

それから個別計画、これ、橋梁長寿命化修繕計画を策定いたしておりますので、その部分を追加をさせていただいております。

取組の体系の部分ですけれども、こちらは、一番上の部分につきましては、若干修正をさせていただきまして、快適に移動できる道路として必要な整備を行います、という形に変更をさせていただいております。

それから、小学校周辺交通安全対策を進めますということでは、これ2つ、前期では歩行者通行道確保に努めます、ということと、モデル地区による生活道路整備の取り組みを進めます、というものを合わせまして、小学校周辺という形で変更させていただいて、それに合うような具体的な内容ということで書かさせていただいているところでございます。

そして、一番下でございますけれども、橋梁長寿命化の部分を文章化をさせていただいて、きれいな形で書かさせていただいているところです。

最後、指標なんですけれども、指標の2ページ目なんですけれども、生活道路モデル地区指定数と橋梁長寿命化修繕計画の策定率ということで、こちらにつきましては、橋梁長寿命化につきましては、もう策定終わっておりますので、その部分は削除し、生活道路モデル地区の部分を小学校周辺交通安全対策整備、延べ路線数という形で新たに變更させていただいて、なおかつ、橋梁長寿命化率ということで、それぞれ前期の指標を進めたような形で新たに指標設定をさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

下田 寛委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

それでは、御説明ありがとうございました。

細かい部分になるかもしれないですけど、ページごとで、また質問をさせていただきます。

基本目標1、18ページから順次質問させていただきたいんですけど、ごみの減量目標については、具体的な数値を目標で掲げられてありますが、ごみの出し方や広域的な連携も含んで、今後、鳥栖市としてどのように減量化を実行していきたいかを、まずはお尋ねさせていただきます。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

今の御質問にお答えいたします。

ごみの減量化につきましては、一般廃棄物処理基本計画というのを、うちのほうも策定を今現在しておりまして、パブ・コメを実施しているところでございますけれども、それについて記載をさせていただいております。

具体的に申し上げますと、住民が家庭系のごみの減量として住民の方をお願いしていく分といたしまして、環境教育の充実、広報による普及啓発活動、ごみ処理施設の見学等によるごみの減量を知っていただくと。それと、リユースの促進というものを掲げさせていただいております。

それと、事業系のごみの減量施策といたしまして、過剰包装の抑制とかマイバッグ運動の推進、店頭回収による推進と。事業への適正処理等の指導強化と、事業所を対象とした講習会の開催、ごみ処理場でのごみ検査などの実施ということで掲げております。

それと、もう1点が行政としての施策でございますけれども、これについては、リサイクル製品等によります利用促進を図っていくというのと合わせまして、資源回収や生ごみ堆肥化容器等への助成の継続ということで、現在、電動生ごみ処理機等しておりますけれども、こうしたものについて助成の継続をしていくというもの。

それとあと、ごみ減量サポーターの育成ということで、今、資源回収、コンテナ収集について、いろんな立ち番ということでさせていただいておりますけれども、そうした任命をいたしまして、サポーターとして、そういう地区での減量化に向けていろんな啓発をしていただくというもの。

以上、そうしたものを組み合わせまして、ここに数値目標と書いておりますけれども、908グラムから、平成32年度には883グラム、1人当たり1日のごみ減量化を図りたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これは、多分どこか、家庭なら家庭だけとか、事業所なら事業所だけとか、行政なら行政だけっていう、単体でやっても多分なかなか難しい問題だと思いますので、できるだけ関連づけっていうか、そういう何か仕掛けでもつくって、全体的に取り組んで、この目標数値を目指していただきたいなと思いました。

あと、19ページで、もう1点、質問をさせていただきます。

そうしたごみ減量化とかも、住みやすいまちとか、そういうのには直結していく問題だと思うんですけども、この19ページでは、住宅施策を含み、今後の都市計画の進め方で、人口のダム機能を果たせるまちづくりにつなげていくっていうことになっているんですけども、人口のダム機能になるような取り組みっていうものの、考え方を教えていただきたいんですけど、お願いいたします。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

この人口のダム機能ということでございますけれども、総合戦略の中にも書いておりますけれども、本市への流入促進、それから本市からの流出抑制など、本市のこれまでの人口増の主な要因でございます社会増のさらなる推進が必要であるということでございますけれども、人口減少社会の根本的な解決のためには、自然増を伸ばしていくことが重要であるというふうに考えているところでございます。

ただ、そのためには、長期的な視点に立って、先ほども出ておりましたけれども、地域特性に応じた、合理的な土地利用と多様な都市機能の集積を進めるというようなことで、魅力的で住みやすい、そういう環境づくりに取り組むことが、本市も含む、いわゆる本市を中心としてというようなことで、そういうことで周辺自治体にも波及して一体的な発展、そういうリーダー的なことを目指していくというものをこちらのほうに書かさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これ、社会増の部分というよりも自然増の部分で、確かに増加させていけるのが理想だと思うんですけど、なかなか自然増をふやすっていうふうにおっしゃっても、なかなかこれ具体的に自然増をふやすというのは、具体的にというか、意図的に操作しにくい部分でもあるかと思うんですけど、そのあたりは。

お願いいたします。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

おっしゃるとおり、自然増をいかにして生み出すかっていうようなところになりますと、それこそ総合戦略にも書いておりますけれども、子育てをしやすいまち、我々がターゲットにしているところは、子育て世代の転入であり、その人たちが子供をふやしていく施策というようなことで、そういう子育てをしやすいまちということを目指していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

そしたらやっぱり、今弱い部分でもないですけど、減りゆくであろうとされる部分、子育てとかそういった部分に関しての質問というのはまた、目標が、数字が変わったら、また後ほど説明があるんで、そこで質問させていただきたいと思います。

とりあえず1回目はこれで終わります。

中川原豊志委員

まず、16ページもそうですが、取組の達成目標のところですよね。16ページの、例えば環境美化活動参加数が、現状530人、目標が1,800人。

これは、前回の資料を見ますと、5年前でしょうから平成21年になるのかな、そのときの現状というのは1,600人っていう報告っていうか、資料になっております。

1,600人あったのが、530人に減って、また5年後には1,800人に戻すという、その辺の状況確認、根拠、並びに、ついでに18ページの、市民の1人当たりの資源物以外のごみの産出量、これについても、5年前は890グラムあったのが、平成26年度は908グラムと、またふえております。

それがまた、減らすというふうな目標なんですけど、実際、本当にできるのかというものも含めて、並びに、ついでにもう1ページ開きますと、景観保全団体の増加数、平成21年ですかね、そのときは0団体、5年間で7団体にふやしたいという取り組みがされとって、実際0団体と、全然ふえてないと。で、また5年間に8団体。

具体的に取り組み施策か何かが考えられるのであればできるんだけど、本当に目標達成しようという気持ちで書いてあるのか、とりあえず書いただけなのか、その辺の根拠をちょっと教えていただきたい。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

まず初めに、環境美化活動参加者数についての考え方を申し上げます。

環境美化活動につきましては、今御指摘のとおり1,600人から1,800人というような目標を立てさせていただいております。

それが、やはりこれまでの実績を見ますと、平成26年、この530名というのは、県下一斉ふるさと美化活動というのを、これが大体200から300名、参加いただいておりますけれども、この分が、雨天のため中止したというふうなことで、もう極端に少なくなった数字でございます。

平成25年にいきますと750名、平成24年にいきますと1,040名ということで、参加者数が確かに御指摘のとおり、少なくなっております。

今、私どものが考えておりますのが、今回の1,800名という目標でございますけれども、これは、鳥栖市が主催してしますのが、環境美化活動が大体4回ほどございます。

これについて、この4回については250名程度、毎回参加をいただきたいというのと、もう1つは現在、まちづくり推進協議会などで主催して、各地区でしていただいております。それに対する支援等を含めまして、地区でやる分、それをまち協でする分が各100名の8地区ということで、合わせまして1,800人という目標を立てさせていただいております。

今後は、やはり地元に着した、そうした環境美化活動についても、この分については市として支援をしながら、参加者といいますか、活動参加者のほうをふやして、そうした意識を高めてもらいたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、18ページの目標値890グラムが、年々目標が低く、実際には、かなり未達成ということでございます。

これにつきましても、現在、平成26年度、908グラムというのを、今後、水切り等の施策、それとあといろんな事業所系のごみの施策を取り込むことによって、このときまでに、総排出量を1.2%、これもごみ処理基本計画の中に入っておりますけれども、15年後には2.3%の削減というような目標を立てさせていただいております。

これは先ほど申し上げたごみ減量化の施策等を推進していくということで、平成32年度までには総排出量の1.2%ということで883グラム、この数字をぜひとも私どもとしては達成したいというふうに考えておるところでございます。

藤川博一まちづくり推進課長

先ほどの御質問、景観保全団体にかかわるところでございますけれども、正直言って景観保全団体の定義というものが、いろいろ考えられます。

例えば城下町とか、神社の参道沿いのお店とか御自宅を、同じような昔のような町並みでやろうという取り組みやられている団体とか、あと自然美化、そういった点での自然環境団体みたいな形での景観保全団体もあるということでございます。

現在ゼロとしておりますのが、市内には、自然環境の美化の趣が強い団体っていうのは複数ございまして、町並みの景観保全のような団体がちょっと今のところない状況でございま

す。

今のところゼロとしておりますけれども、やはり自然環境の美化団体、こういったところも、景観の形成というところを御理解をいただきながら、この数に入れていくような協議をしていく必要があるだろうということで、前回もゼロだったんですが、今回の後期基本計画でも、改めて8団体という目標を立てさせていただいたところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

まず、16ページの環境美化活動参加者数ですけれども、平成26年度には、例えば、先ほど答弁あったんですけれども、各地区のまちづくり推進センター協議会の中での美化作業っていうのあったと思うんですよ。そういったものはここにデータに入ってるのか入ってないのかが1つ。

それから、20ページの環境保全団体については、じゃあそれを、団体に入ってくださいとか登録しますとか、そういうふうな具体的な何か対策的なものがあるのかなと。

考え方が違うんで、何とも言えないわけじゃないと思うんですけれども、その辺をきちんと整理して、そういうふうな団体として、積極的にこっちから働きかけて、そういう団体を構築していく。そういう考え方があるのかっていうのを、もう一回お願いします。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

今、御指摘の各まち協の清掃活動等については、今回、数字には入っておりません。平成26年度までの数字には入っていないということで、今後、市としても、強力に支援をしていくといいますか、協力をしていって、その分についても、今回、指標の中で加えさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

藤川博一まちづくり推進課長

私がお答えいたしました団体は、地区ごととかではなくて、本当、自主的な団体でございまして、地区によって偏りはあります。各地区とかまち協単位とかいうものではございません。たまたま8地区と8団体が重なっているようなだけです。

うちのほうから、当然、景観形成ということで、今後の取り組みとかについても、私たちのほうからも相談して、この目標の実績に上げられるようにしていきたいと考えております。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

ぜひね、目標、絵に描いた餅にならんように、取り組みを積極的にしていただきたいなど

いうふうに思います。

次に、ちょっともう1点、22ページのところなんですけれども、ここもまた、取組の達成目標で申しわけないんですが、新鳥栖駅の利用者数については、前年度は、まだどのくらい利用があるのかわかんない、目標の達成状況っていうか、達成の目標だったと思うんですけども、今年度新たに、5年後には6,180名と、約2.5倍強のところの目標があろうかと思いますが、この辺の目標設定の根拠、並びに、このまちづくりの拠点にふさわしいということで、以前、山浦パーキングのスマートインターの話もちょっとあったと思うんですが、そういったところの考え方についてちょっと、例えば新鳥栖駅と山浦パーキングのスマートインターの連動したまちづくりの取り組みというのが、今あるのかなのか、ちょっと確認させてください。

田原秀範国道・交通対策課長

ただいまの御質問ですけれど、新鳥栖駅の利用者の目標値の設定ですけれど、この目標値の設定は、過去の実績の利用者数の伸び率を参考に設定をしております。

最近伸び率がちょっと落ちていますが、それでも利用者数はどんどんふえていますので、目標達成に向けて、今後も努力していく次第です。

以上です。

白水隆弘産業経済部次長兼建設課長

スマートインターチェンジの件につきましてでございますけれども、スマートインターチェンジの設置の検討等につきましては、これまで関係機関と協議をする試案といたしまして、試みの案でございますけれども、鳥栖市内を走ります高速道路へのスマートインターチェンジの設置の可能性について調査を行い、市内の設置候補地といたしましては、複数の箇所が検討できるとのことで判明をいたしておるところでございます。

設置の候補地としての費用対効果などの検証結果などによりまして、実現性の判断が必要になってくるものと、今のところ考えておるところでございます。

今後、道路整備やまちづくりの方向性など、動向をさらに見きわめながら慎重に検討を重ねてまいる必要があるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

江副康成委員

済みません。私からは3点、お伺いさせていただきます。

この表に基づいて、ちょっと御質問させていただきますけど、2、循環型社会を構築しますってことで、今回、平成26年の実績に基づいて新たに目標値を掲げられましたリサイクル率。

今回ちょっと変更も、先ほど御説明ありましたけれども、これ見てて、28.2%を28.3%、もうほとんど変わらないような数値の変更なんですけど、この0.1ポイント上げる目標が、どのくらいの努力を必要とするのか、そのあたりの話をちょっと教えていただければと思いますけどですね。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

リサイクルにつきましては、申しわけございません、これは前回31%と書いておりましたのは、私どものこれまでのごみ処理基本計画の中でうたっておいた数字でございます。

それで、今回、新たに策定をしておりますごみ処理基本計画の中で、改めて数値のほうを推計いたしまして、その推計した数値について訂正のほうをお願いしたところでございます。

その28.3%という数値につきましては、最終的にはごみ処理基本計画の中では、平成42年度が最終目標年度になっておりますけれども、このときが28.7%ということで、それは現状を踏まえまして、この目標値の設定については、紙類の可燃ごみへの混入割合といいますか、混入割合は現状より10%削減するというところで、段ボール、新聞、雑誌等でございます。

それぞれ混入率が段ボールで3.9%、新聞で9.0%、雑誌で5.3%というふうになっておりまして、それを最終的に10%削減しますという目標を立てておるということでございます。

ペットボトルにつきましては、潜在量が大体10.9グラム、1人1日当たりですね。それで回収率が大体29.4%程度になっております。これを40%に引き上げるということで、その分で回収量をふやすということ。

それと、容器包装プラスチックと白色トレーの回収率についても、それぞれ10%、これまでより引き上げるということで、10%引き上げる目標を立てて推計をした数字でございまして、どちらかという現実に近い数字でちょっと今回、目標を立てさせていただいておるということでございます。

江副康成委員

よくわかりました。

今お話し聞きまして、当然リサイクル率っていうやつは非常に重要だと思うんですけども、今、非常に分析されてお話されましたんで、できれば、そんなところの弱いところ、そういうところを特に取り出して、これだけ頑張ったら、全体的に最終目標28.7%——7でいいんですけど、それよりも、例えば段ボールは10%とか、何かここに弱いところというか、そこに力寄ると全体的に押し上げますというところに特化して、何かこういう指標とかを組まれたほうが効果的かなと、ちょっと思ったもんで、指標のとり方として、この例に挙げてちょっとお聞きしたところでございます。

やられていることに対しては、そのとおりっていうか、敬意を表したいと思っておりますけどで

すね。

次の質問は、4のまちづくりの拠点としてふさわしい整備を行います、ということで、先ほど中川原議員のほうからも、ちょっとお話あったんですけども、まず、鳥栖駅利用者数が、まちづくり推進課が担当課にあるのに対して、新鳥栖駅利用者数が国道・交通対策課ということで、これまでの経緯で、こういう形になっているというのはわかるにしても、例えば新鳥栖駅の平成27年度の9,590人／日。

今度新たに6,180人／日という形で現実に戻すと言いながらも、新鳥栖駅の利用者、どちらかというところ、結果として、利用が伸びてる、伸びてないというところであって、実際問題、要は、私が思うには、まちづくりの話ですよ。

その利用をして、どういったその行き来、交流拠点という昔言葉ありましたけれども、どういった目的で、そこに来る人、そういったところを掘り起さないことには、とてもやないけど伸びないんじゃないかと。

ある意味じゃあ、ほかのところのやつ、きょうの天気は何度だというやつをモニターして言ったようなぐらいの、直接的に何か鳥栖市の取り組みとして、何かやったから出てくるような指標と、ちょこっと違ってくるんじゃないかなというふうに思ったりするんですよ。

そういう形で、これをふやすのであれば、ここの新鳥栖駅のほうも、本来からいうとまちづくり、どういったまちにするかというところの担当のほうで考えられる時期に来ているんじゃないかなと。

当然、新鳥栖駅を設立したときには、新幹線対策室、対策課、そういったところの流れは当然あったとしてですよ、建設関係の。

今どちらかというところ、まちづくり及び商工振興観光、そういったところの取り組みのほう、ここのウエイトに対して、大きな比重っていうか、占めると思うんですけども、そのあたりの、何か余りにも今の経緯を引きずってしまっていないかなというふうに思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか。

園木一博企画政策部長

御指摘の点でございます。

確かに新鳥栖駅、目標数値で、利用者数の伸びということで、過去の伸び率を勘案しながら、6,180人という目標を掲げております。

当然、この利用者をふやすには、議員御指摘のとおり、いろんな視点の活動を伴わないとやはり利用者というのはふえてこないと。

おっしゃるように、観光面の視点で新鳥栖駅を拠点とした観光の考え方というものもございますし、また、まちづくりの視点で、新鳥栖駅にどういった機能付加を、一点全般のリープ

口の中でもお話ししてもらったように、サガハイマツトとの事業の連携っていうのは当然大きな視点であるというふうには考えておりますけれども、それ以外の機能の部分というのも当然必要になるだろうというふうには認識をいたしております。

そういった意味から、確かにこの取組4についての取組担当課という意味合いで、総合政策、まちづくり、商工振興、国道・交通対策課ということで、ここに關係してくる、取り組み課っていうのは常に連携をしながら、その視点をもって活動をやっていくというのは、当然そういう流れになろうかと思えます。

ただ、指標についてが、これまでの新幹線対策課等々の流れもあって、国道・交通対策課のほうで目標数値を設定させていただいておりますけれども、これをふやす活動を進めていくっていうのは、掲げております取組担当課が常に連携を図りながら、新たな拠点機能をさらにどうやってふやしていくのかという視点を持って、今後、活動すべきだという認識でありますので、そういうことで御理解いただけるとありがたいなと思えます。

江副康成委員

ありがとうございました。

当然、鳥栖駅利用者、現状維持ってことは、二十三、二年ですか、1万3,675人、そこに鳥栖駅を利用した、もともと人口これだけおるということが前提で、その辺の利便性の向上と鳥栖の顔づくりという形でやられてるから、こういった数字になるのはそうかなと思うんですけども、新鳥栖駅の場合は、いかんせん新たな施策がないことには、到底実現できる数字でもないものですから、そのあたりもよく考えて、この次に、事務事業とか展開されるという話を先ほどからされてますので、そのあたりを、目標はすばらしいと思うんですよ。その次の展開を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

3番目なんですけれども、5、うるおいと安らぎのある緑の空間をつくります、ということで、市民1人当たりの公園面積が平成26年実績で11.4平米、平成32年には11.4平米以上にするという形で、面積を広げようというようなことだと思えますけれども、これは今現状、何らかに比べて少ないというような観点があるのか、あるいはもうちょっと高いところで、目標持っていきたいというような、別の話……。

あるいは、例えば、大きな公園をどこかに用意せんといかんという、そういったところも含めて、どういったところで現状プラス以上というふうな形でされているのかというのをまず教えていただきたいと思えますけれども。

白水隆弘産業経済部次長兼建設課長

公園の利用者数が、市民1人当たりの公園面積に変更になっておるという点でございますけれども、元来、中央公園の利用者数を指標としておりましたのは、中央公園が中心市街地

に位置する本市を代表する都市公園であるということで、7年に1度、国土交通省から都市公園利用者数の調査依頼があつておるところでございます、その7年に1度の調査で得た値を、平均して毎年ごとの数字として掲出しておりました都合で、正確性に欠ける部分が見られたものでございます。

今回、市民1人当たりの公園面積を新たな指標といたしましたのは、今後も人口増加が予想される本市にとりまして、特に市民1人当たりの公園面積を確保することが、利用しやすい公園づくりにつながると考えられたことから、適正な公園緑地の整備を進める際の指標としてふさわしいものと考えたところでございます。

以上でございます。

江副康成委員

ありがとうございました。

今、次長のほうのお話あつたように、これから鳥栖市は人口をふやしていこうという施策をしているということで、どこか公園を新たにというようなことも考えられてるのかなど。

例えば勝尾城とか、あれの公園化とか、こんな数字にならないと思うんですけどですね。どれくらいふえるかわかんないけどもあつて、どういうことかなといつて、ちょっとお聞きしたところです。

一番上のほうに、中央公園利用者って形で、もう当然、中央公園のところには人がたくさんいると、鳥栖市はにぎわっているなということで、非常に効果高いなと思いつつも、例えば、今、一所懸命してもらつてる朝日山公園だとか、あるいは東公園とか、あるいは田代公園、杓子ヶ峰、市民公園とか、いろんな公園ありますけれども、ここには出さなくても、そういったところの個別のレベル、事務事業かもしれませんけれども、そういうところでやっぱり目標立てて、それぞれ利用者増という形に向かって施策をされてるのかどうかというやつを、ちょっと確認の意味で御質問したいと思うんですけども。

白水隆弘産業経済部次長兼建設課長

お答えいたします。

例えば田代公園や中央公園、それから現在、佐賀県で行っていただいております朝日山に関係しておるものでございますけれども、樹木等が生い茂っている部分がありますことから、暗いであつたり、見通しが悪いといった利用者の皆様からの御意見があることは事実でございます。

このため、段階的に樹木の剪定や、時には伐採を行つて整備に努めているところであります。

既存の公園につきまして、利用者の要望に沿つた整備に取り組みさせていただいて、より

利用しやすい、安全な公園に生まれ変わりたいというところでございます。

また、今後は遊具やトイレ、また、照明など、公園施設の老朽化の状況調査を順次行いまして、整備方針を検討することも必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

江副康成委員

ありがとうございました。

ちょっと私が聞きたかったっていうのは、先ほど言ったようなところを、例えば、現状を一応モニタリングして、今後何年か後にはというと、やりがいじゃないけど、もともと数値が中央公園比べるとかなり低いと思うから、効果も出させやすいっていうか——じゃないのかなと思って、そういう今のほかのところのやつは現状分析、1日当たり幾らとかいう数字があるのかないのかっていうやつをちょっとお聞きしたかったということでございます。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

済みません。まず21ページの、まちづくりの拠点としてふさわしい整備を行います、というところで、第6次総合計画における都市計画について、これまでもさまざまな形で計画をされてきているというふうには思っておりますが、今後に向けて、例えば、都市計画を鳥栖市独自のマスタープラン等について作成をして、具体的にそういうマスタープランで御提示をさせていただくとかっていうことについては、今のところお考えになっているのか、それともすでにそういったものを、私がちょっとまだ見ていないのかもしれませんが、そういったものがあるのかということをお聞きしたいというふうに思いますが、お願いをいたします。

藤川博一まちづくり推進課長

都市計画マスタープランにつきましては、鳥栖市は今のところございません。

今現在、かわるものとも言い切れないんですけども、県が事業主体となりまして、佐賀東部地域の都市計画の都市計画マスタープランを今、作成中です。

鳥栖市と基山町が同じ鳥栖基山都市計画区域にございまして、今、県に負担金をお出しして、本年度、来年度で、各都市計画区域の課題、問題点、あと見直し等についての答えが出されることになっております。

まず当面、その事業に取り組みまして、その後、全体的な都市計画マスタープランとかの策定については考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

今後、鳥栖市独自のマスタープラン作成に向けて検討していきたいというふうなことで捉えさせていただきましたが、それでよろしいでしょうか。

藤川博一まちづくり推進課長

はい、今後、策定に向けて検討していきたいと、はい、考えております。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

続きまして、済みません、多少重複することもあると思いますが、御了承いただければというふうに思います。

22ページの、引き続きになりますが、先ほど田原課長のほうから、新鳥栖駅利用者数については、今までの伸び率を参考にして、目標を設定をされているというふうなお答えについて、そういったことだったというふうに思います。

ただ、近年、若干その伸び率については、ちょっと低調傾向にあるということなんですが、恐らく、その具体的な取組の中に書かれております新鳥栖駅周辺について、機能充実や利便性の向上、的確にやっぱり図っていかないと、なかなかこの数字には到達できないのかなというふうに、私個人としても思っておりますが、現状、5年後、その取り組みとして、利便性の向上とか機能の充実をどのような形で図っていかうと私たちがイメージすればいいのかっていうことを教えていただければというふうに思います。

田原秀範国道・交通対策課長

現状で新鳥栖駅の整備ですけど、今までに、東口駅前広場、自由通路、観光バスプール、駐車場とか整備しております、あと、アクセス道路の整備を、現在県さんのほうでもらっていて、このような整備をすることで、利用者の利便性を高めているところであります。

今後もJR九州さんなどと連携して、さらなる利便性の向上を図っていきたいと考えております。

以上です。

伊藤克也委員

もちろん、そこまで行く交通アクセスというのは非常に大事な部分であるというふうには私も認識しておりますが、ただそれを、整備を進めたからといって、なかなか利用者の向上につながるというのは、現段階では、私のイメージとしては、なかなかそこには及ばないなというふうな感想を持っておりますので、もうちょっと具体的な取組内容をしっかりと検討していただければというふうに思っております。

続きまして、23ページなんですが、これも先ほど白水次長のほうから御説明があったとお

りなんです、 “鳥栖発” 創生総合戦略の中では、例えば、鳥栖ソーヤーの冒険だったかな、何かそういった感じで積極的に子供たちのために、遊具の整備を進めていきますといったことで、物すごく前向きに捉えておりますが、残念ながら、例えばこちらの6次総合後期計画の中には、そういった具体的な落とし込みが少ないのかなというふうに思っております。

その辺の経緯を御説明をいただければというふうに思います。

松雪 努 企画政策部次長兼総合政策課長

伊藤委員おっしゃるとおり、鳥栖ソーヤーの冒険というような形で、公園遊具リニューアル事業ということで、総合戦略の中には位置づけをさせていただいております。

総合戦略自体は、リーディングプロジェクトに位置づけをさせていただいておりますので、基本的には、重点的に取り組んでいくものというふうに考えておりますけれども、ただ、そこは年次的に状況を見ながらというような形で今考えているところでございまして、また、具体的に、そういう公園整備というような形で取り組むということになれば、その部分については、総合戦略をさらに見直すとかいうようなところも出てくるかとは考えているところでございます。

以上でございます。

伊藤克也 委員

ありがとうございます。

確かそのアンケート等についても、やはり若い世代の要望というのがかなり高いということだったというふうに認識しておりますので、ぜひともその要望に少しでも近づけるように、取り組みを強化していただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、続きまして、25、26ページの、誰もが移動しやすい交通体系を確立します、というところで、なかなかイメージばかりの話になって申しわけないんですが、公共交通ネットワークってということが、当然鳥栖市におきましては、鉄道を中心として、それから高速道路ということを中心として、市外、県外から、また市内の方が、そういったところで利用して、市外へというふうなことはわかるんですけども、そういった交通ネットワークを持って、なかなかイメージできないというか、どう鳥栖市の中を、バスとか、そういった鉄道とかということを絡めあわせながら構築していくのかっていうのが、現段階ではなかなかちょっと、私自身、例えば、ほかの方から聞かれて、鳥栖市は不便ですよっていったときに、そういったことがお答えにくい状況にあるのかなというふうに思っておりますが、どのような構築を今後されていくのか、もし具体的なことでありましたら、教えていただければというふうに思います。

田原秀範国道・交通対策課長

ただいまの質問にお答えします。

平成21年3月に、法定計画であります鳥栖市地域公共交通総合連携計画を路線バスとミニバスといった公共交通に主眼を置いて策定しております。

この計画期間としましては、平成21年よりおおむね10年ということで定めております。その後、平成25年12月に交通政策基本法が施行されまして、これに基づいて、平成26年11月に改正地域公共活性化再生法が施行されております。

その後の法定計画につきましては、地域公共交通網形成計画というものを策定して、移行しなさいということになっております。

そこで、本市においても次期計画を策定する際には、この形成計画への移行が必要になります。

この形成計画というものは、今、現時点であります総合連携計画と違いまして、コンパクトシティ化とか、鉄道を含む地域特性に応じた、多様な交通サービスとの組み合わせとか、あとは都市計画マスタープラン、こういうのとの調和が求められておりますので、今後、本市におきましても、鉄道関係とバス関係の連携は必須ですので、この連携計画をつくる上では、駅前周辺整備が現在検討されておりますので、ここと連携を図りながら、今の連携計画から形成計画へ、計画を移行させたいと思っております。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

今の中にもありましたように、鳥栖駅周辺まちづくりが今後進んでまいりますので、それを見据えた上でも、市内の回遊性を高めるような公共交通ネットワークを、その完成形みたいなのを、ぜひつくっていただくような形で示していただければ、よりわかりやすいのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

また、今の中で関連をしてまいります、ここに、取組の達成目標の中に、ミニバス利用者数っていうのがございます。

私も、目標を見てみると約5,000人ほどを目標に掲げられておりますが、そもそもミニバスがその目標達成に私はそぐわないのではないかなっていうふうに個人的には思っております、確かにミニバス利用者数がふえていくっていうのは必要なことではあると思うんですが、それはあくまで、いろいろ検証していく上で必要な数字であって、例えば、ふえなかったからといって、ミニバスの利用が有効ではないのかといったことではないというふうに私は思うんですね。

ふえてはいないけれども、確かにそこに必要としている交通弱者の方がいるっていうふう
に思っておりますので、そういった観点から見ると、必ずしもこの目標達成を、ここに明記
するのがいいことなのかなっていうふうな思いが私にはありますが、その辺どのようにお考
えなのか、お聞かせいただければと思います。

田原秀範国道・交通対策課長

ただいまの質問にお答えします。

先ほど説明しました連携計画の中に、高齢者等に必要な公共交通の確保とか、収益の増加
など、4つの目標をこの計画で挙げております。

その中で、やはり利用者をふやすことで財政負担の抑制を図っております。

このようなことから、ミニバスの利用者数についても、当市の第6次総計の指標としても
用いております、やはりミニバスの定着化を図るためには、このような財政負担にちょっ
と直結する利用者というのを目標に挙げております。

ただ、おっしゃりますように、あくまでも利用者の方にとっての公共交通ですので、利用
者のニーズの把握としましては、今年度も行いましたミニバスへの乗り込み調査とか、そう
いうことをしまして、ニーズの把握に努めまして、市民にわかりやすい、利用しやすい公共
交通ネットワークの構築に努めてまいりたいと思います。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

確かに、収益を上げることっていうのも、1つの大事な要素ではあるというふうに認識し
ておりますが、ここはあくまでも民間ではないというふうに思っております、収益につい
てはやはり、次ぐらいのことかなというふうに私は認識しております、ぜひとも、少ない
からそぐわないということではなくて、もちろん、そういう考えでされているというふう
にはわかっておりますが、私自身は、あくまでもここは地域のニーズとか分析、その辺をす
ることに、しっかりと目標設定をしていただいて、収益云々ということについては、また、次
のところではないのかなというふうに思っております、その辺もう一回検討していただ
ければなというふうに思っております。

以上です。

下田 寛委員長

ちょっと一回、1時間たちましたので、ちょっと休憩を入れたいなと思います。10分間休
憩で2時20分からの再開ということにしたいと思います。

それでは、ここで休憩いたします。

午後 2 時12分休憩



午後 2 時23分開議

下田 寛委員長

それでは、再開します。

成富牧男委員

そしたら、なるべく早く終わるようにしたいと思います。

それで、ページに沿っていきます。13ページ。

まず、説明でありましたように、前期計画には10年後のとかいう文言入ってたんですけど、この最初のところですね。今度はこんなまちになったらいいなということだけで、10年後がなくなっているんですが、そのなくなった理由。

なんとなくイメージとして、10年計画って言いながら10年、そこら辺はあいまいにしとこうみたいにしとれないんですが、いかがでしょうか。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

前期基本計画は、先ほども申しましたとおり、鳥栖みらい会議の御意見を反映できるようにというような形でつくってまいりました。

その鳥栖みらい会議の意見というものを多くは、この10年後のこんなまちになったらいいなというようなところで生かしてきたところもございます。そういう一面もございます。

その一面を生かすために、それでは10年、前期は5年経ったから、じゃあ後期5年後でできるのかっていうようなところも含めて議論をいたしまして、やはり、5年後こんなまちになったらいいなというよりも、その5年後を外して、将来こんなまちになったらいいなというような形で、お示しをさせていただいたというようなところがございます。

以上です。

成富牧男委員

一つ一つ、そしたらいきます。

今の分ですけれども、みらい会議の思いを酌んだということですけども、これを取るに当たっては、最初私聞きましたけど、ここはちょっと難しいんで、もう意は酌みませんっていう、何か協議っていうか、そんな類いのことされたのかどうかですよ。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

おっしゃるように、できるところ、できないところというところの協議はさせていただいております。いただいた、協議をした上で、こういうような形で記載をさせていただくという御了解もいただいたところでございます。

また、前期の総合計画の審議会には、みらい会議からの参画もしていただいたというような状況でございます。

以上です。

成富牧男委員

最終的に決めるのは、行政がこれ計画つくるわけですから、やはりそれこそ実効性のあるもの、何か、えらい後退したみたいな印象がないように。

これ、基本構想、5年前したときも、「ほんなこと、こがんとば、書き方しとってならんめえもん、10年後に」って、大分意見が出てたと思いますので、今後いろいろな計画立てられる上でも、そのところ、その点に留意していただきたいなと思います。

次は17、18ページのところですね。

特に18ページの具体的な取組、先ほど、その中から3R活動の分かな、新たな3R活動を進めます、っていう分が削除をしましたということで、いまいち理由がわかりませんでしたので、どうしてこれが削除されたのか。

そして合わせてお尋ねしたいのが、この前期計画の中には、鳥栖・三養基西部環境施設組合と連携し、っていうところが出てきます。この関係でいうと既に、新たに鳥栖のほうに施設が来るという話も、大体ほぼ確定的になっております。

あとは、あとの2市町が加入するかどうかつちゅう話だと思いますけれども、そういうところに来ているにもかかわらず、今ざっと見たところは、あまりそれらしき文言が見当たりません。それはどのように……。大きな事業ですので、やはり要るのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、合わせて、これ、こないだ、ごみ処理基本計画かな、一般廃棄物の。あの説明会するときも、ちょっと思ったんですけど、ごみ減量と、今考えておられるごみ処理施設、本当に矛盾するのか、矛盾しないのかということですね。

要は、あの計画、あのごみ処理施設を見ると、何かごみで発電して、何か経済効果を上げるみたいなイメージがありました。

そうすると、発電の原料であるごみが少なくなっていったら、施設に支障を来すのではないかと、そういう矛盾はないのかということをおは思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

以上です。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

先に、一番最初の循環型社会の構築の分で、今回、3Rの推進の部分で、具体的取り組みについて削除しているということでございます。

これにつきましては、取り組みの指標として、3R推進部会の開催の回数について上げさせていただいたということ、開催の回数について、特に、今回の見直すに当たりまして、必要ないということ、指標のほうを削除することによりまして、この中の具体的な取組の体系の中から削除されておると。

ただし、今回につきましては、17ページのところにも書かせていただいております。行政の役割として3Rの推進に向けた新たな取り組みを検討します、というようなことで、その考え方について、当然、今後も推進をしていくということで御理解をいただければというふうに思っております。

広域ごみ処理につきましては、当然、この環境のほうには、掲載をしておりません。しかしながら、107ページのほうで、広域行政を推進します、という中に、取組の方針といたしまして、市民の日常生活圏、経済圏、市町村の行政区域を越えて拡大しており、環境や福祉など、広範な分野において広域的な行政間の交流がますます重要になっていますということから、それに含めたところで、行政の役割として、住民サービス向上につながる周辺自治体と連携した取り組みを進めますというふうなことで、その広域ごみ処理施設についても、これも含まれるのではないかとこのように理解をしておるところでございます。

最後になりますけれども、3点目の、ごみ処理基本計画との整合性というようなことでの御質問だったと思います。

このごみ処理基本計画について、うちのほうで策定しております。この数字というのに基づきまして、当然、次のごみ処理施設の規模が決まっております。これは1市2町について同時に作成をしておるところでございます。

この数値というのが今回、先ほど訂正ということで申し上げましたけれども、総合計画の中での数値になるということで、次期ごみ処理施設につきましては、ごみ処理基本計画の中で、ごみの量が最大となる場所を施設の規模と考えておりまして、そこから推計で、ごみの処理の量がどうなるかというのを見ていくということでございますけれども、基本的にはその推計に基づいた適正な施設のごみ処理施設の建設というふうになっていくというふうに理解をしておるところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

今の幾つか質問したやつで再度質問しますと、今、最後の答えのほうからいきますと、いずれにしろごみが減り過ぎたら、ごみが燃料になっているというのはそうですね。この発電のための燃料、熱源、逆に発電するための、主要な燃料だということはもう間違いないと思います。

もう答え要りませんので、そういうことになると思います。

それと、やはりあとは広域やったら広域で、何々などぐらいちよろっと、大きな事業ですから、触れてもよかったんじゃないかなと申しますのは、ほかのやつでは、さっきで出たように、かなり具体的な書き込みを逆にしてあるところもありますよね。それで、そういうところともレベル合わせみたいなのを感じました。

では、次にいきます。

21ページ、ちょっと違和感があったのが、これは取組の方針とかにも出てきますけれど、行政の役割のところ、九州国際重粒子線がん治療センター事業を進めますという表現があるんですね、進めます。

これは主体……、いかにも何かこれは鳥栖市営重粒子線がん治療センターみたいな、誤解を招くのではないかと私はと思いますが、これ表現は、例えば支援しますとか、何かちょっとこのままではまずいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

前期では、整備を促進しますというような形で書かさせていただいております。

今回の後期に当たりますとは、整備は一定済んだというようなことから、今回の事業を進めますという書き方では、やはり、うちから、まだ補助金を出しているというような状況もございますので、そういう事業を進めますというような書き方、それから、先ほどからもお答えしておりますけれども、常に連携をさせていただいているところもございますので、そういう連携をもとに、新たな取り組みの可能性というものも探っていくというようなことも含めて、そういうことも含めたところで、進めますというような書き方にさせていただいているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

私、さっき支援しますというのは、かなり、百歩ぐらい下がって言ったつもりだったんですね。支援しますって言ったら、それでも火種が残りますから、

もうこれ以上しませんって市長は議会で明言しましたがけれども、支援しますってなると、また、いみじくも言われたとおり、これからも金の話も全く出てこないとは言えないんで、そういう意味でも、この少なくとも進めますは変えるべきだと。

さっきちょっと出ました、連携するぐらいが適当じゃないかと思うんですけど、もう一度お願いします。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

上段の部分では、施設と連携した取り組みを進めますということで書かさせていただいているところがございますので、この、当然連携した取り組みを進めますというような、ところの意を含めましたところで、事業を進めますというような形で書かさせていただいているというようなところで御理解をお願いしたいと思います。

成富牧男委員

あとは、これさらに意見ですけれども、今言われたように取組の方針、それから当然でしょうけど、取組の体系のところにも具体的な取組も今言われたように連携した取り組みを行いますとなっています。

だから、連携と、事業を進めますって、どう聞いても全然意味が違うと思います。

私は、これは、もうこのままではだめだということを強く申し上げておきます。

25ページ。

この中の、関連する個別計画、さっきちょっとお話があっておりました鳥栖市地域公共交通総合連携計画ですね。新たな計画に、見直しのときに、移しかえるということだったと思いますけど、これ、これまで、このミニバスを拡充すべきではないかと。何で拡充すべきかっていうと、あとから指標についてもちょっと質問しますが、高齢者福祉乗車券交付数が現状500で、目標が600ってなっていますけれども、大体対象者ちゅうのは、まだこれ多いと思うんですよね。

だから、その対象者数に対して500ちゅうのは、かなり少ない数字じゃないかと思いますが、まず、1点目はこの地域公共交通総合計画、おおむねちゅうのが、いつもおおむねって言われて、何年ですかって言ったらおおむねと言われますけれども、平成32年ちゅうったらもうそこまで来ているんですね。

だから、おおむねと言わんで、いつ、今現在、後から変わっても構いません、今現在、頭にある見直しの年度とか、このおおむねやなくて平成32年度以降までだから、それ以降の計画をつくりますということなのか、そこんところをお尋ねしたいんです。

それと、あと一つ、その際のやり方として、乗り込み調査も結構です。だけど、利用していない人たちの調査が絶対要ると思うんです。さっき言った高齢者福祉乗車券交付。

どういうふうに言われているかっていうと、何か役所は75歳以上、こがんとあんた出します、発行しますっていいことんごといいよるばってん、私の前にはミニバス通りよらんとよと、もう本当、市役所の代わりに、やかまし怒られました、ことしの正月もですね。

そういう実情、そういうことがありますので、私は、この見直しはいつかということ、それから見直しをやるなら、やっぱり拡充するっちゅうことですね。

それと、そういうことを、一応、1回でいいですから答えてください。

それと、その際には、ここに書いてある、高齢者福祉乗車券の交付数、対象者が何人で、実際が何人なのか。

済みません、そこんところお願いします。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

高齢者福祉乗車券の交付数についてでございますけど、まず対象者というのが、75歳以上の方を対象といたしております。それと70歳から74歳の方で、運転免許証を返納された方ということで、交付の対象としております。

具体的に人数を申し上げますと、75歳以上の方が、平成26年度末現在ですけれども、7,295名いらっしゃいます。そのうち、実際、交付をした人数が500人のうちの488名になります。残りの2名の方が70歳から74歳の方ということになっております。

以上でございます。

田原秀範国道・交通対策課長

それでは、御質問にお答えします。

先ほど御質問にもお答えしましたが、今あります、平成21年に策定しました総合連携計画、これが平成21年からおおむね10年ということになっております。

これも先ほど述べましたけど、この連携計画を形成計画へ移行しなさいということはありませんけど、やはり駅前周辺整備、鳥栖駅の整備によっては、乗り口も変わってきます。

それと、この形成計画、策定するに当たって、鉄道とも連携しなさいということになっておりますので、この駅前周辺まちづくりと連携して、その結果で、公共交通ネットワークをつくりまして、形成計画に移行したいというふうに思っております。

それと、広げるって話ですけど、今、公共交通を担っているのが市内バス、あとミニバスですけど、この2つで大体、市の財政負担が5,000万円程度となっております。

一応、乗り込み調査で乗っている方の意向と、あと、各区長さんのほうからも、いろいろ意見交換させてもらいまして、地区の意向も聞いております。

どれぐらい乗るか等も含めまして、地元と協議しながら、便数、ルート等も、どんどん改良等を図っていきたいと思っております。

以上です。

成富牧男委員

やっぱり対象者から見ると、交付するっちゅうのは非常に少ないちゅうのがわかりました。

それと、年限はどうなんですか、もちろん、まちづくり、駅前周辺のやつとも絡んでくる
ちゅうのはわかりますけど、それが伸びれば、ずっとこの連携計画はそのままちゅうこ
とですか。一部見直しとかは、その手前でしないんですか。

例えば、今の計画だったら、若干ふえているようですけど、固有名詞挙げて申しわけな
いですけど、例えば旭地区なんかはかなり苦勞して乗客をふやしておられましたよね、利用
者数を。

何かもう、そういうのを、来てほしい、うちんところにもっと来て——今、基本的にミニバ
スの話をしてます、ごめんなさい——から見ると、もう、ここら辺の言葉で言うと歯がゆう
してならんわけですたいね。

片一方では乗ってください、乗ってくださいって一所懸命言いよつとに、私、ここら辺も
回すような計画を立ててくださいいっちゅうても、いや、今の話やったらいつになるかわから
んちゅう話ですよ、極端に言えば。その理由は、それなりにわかりますけど。

だから、その前にでも、一部見直しとかも考えられないんですか。

もうこれ最後の質問です。

田原秀範国道・交通対策課長

ただいまの御質問にお答えします。

ルートの見直し等は、先ほど言いましたとおり適宜見直してます。

本年度につきましても4月から、それこそ旭地区につきまして、停車時間を延ばすかわり
に減便して、それで、1便当たりの利用人数を上げたりしてます。

このように、どうしても運転手さんの労働時間が限られていますので、いろんなところ
に行こうとなりますと、また減便等になりますので、そこも含めて、地元と協議しながら、さ
らに皆さんの喜ばれやすい公共交通にしたいと思ってます。

以上です。

成富牧男委員

ごめんなさい。もう終わりますけど、今言われたのは、枠の範囲内での話ですよ。

だから、その枠をやっぱりそろそろもう少し取っ払って、見直さないかんのやないかとい
う意味ですので、よろしく願いしておきます。

終わります。

樋口伸一郎委員

済みません、成富議員さんに関連します。及び交通に関して、順次お尋ねをさせていただきます。

26ページのミニバスの利用者の達成目標数に約5,000人増加させるということであり、これ

までの現状を踏まえますと大変難しいような数値にも思います。

先ほど伊藤議員さんからもお尋ねがありましたように、収益も大切かと思えますけど、やっぱり地域のニーズに沿ったようなミニバス運営っていうのは、非常に重要になってくるかと思うんですけども、そうした地域のニーズに沿った利用促進に関しては、交通空白地域というものがございまして、その交通空白地域への対応や対策というのが重要になってくるというふうに考えておるんですけども。

そこで、現在から今後ですけれども、本市が考えている現在の交通空白地域の具体的な場所と合わせて運用している曜日等も含んで、今後、この交通空白地域への対応や対策を具体的にどのようにされるのかっていうのがあれば、まずお尋ねをいたします。

田原秀範国道・交通対策課長

ただいまの御質問にお答えします。

先ほどから出ています、この連携計画というものに、空白地域を位置づけております。

この空白地域というものは、公共交通までの距離の目安としてバス停から約300メートル圏内と、鉄道駅から約500メートル圏内、これから外れた地域のうち集落が認められる一定のエリア、これを空白地域としまして、今、この計画で7カ所設定しております。

山都町、古賀町周辺、田代地区、飯田町、鳥栖地区、三島町不動島周辺、江島町周辺、この7地区を設定してます。この空白エリアにつきまして、移動の需要とか高齢者数、独居老人世帯数など、さまざまな状況を検証して、優先度の高いエリアから運行を始めておりまして、この7エリアのうち6エリアが今現在空白地域の解消を行っております。

残るのが山都町ですけど、現在地元と協議を行っております、この残る1つの交通空白地域の解消を目指してるところです。

以上です。

下田 寛委員長

樋口議員、あと質問あると思えますけれども、簡潔にお願いしたいと思います。

樋口伸一郎委員

済みません、そこ、今おっしゃった場所に対しての具体的な取組とか対応は、まだ今後検討っちゃうことでよろしいですか。

田原秀範国道・交通対策課長

残る空白エリアの山都町ですけど、ここは区長さんとずっと地元で協議してまして、できることは、当課のほうで考えている分は、旭の分を、今マックスバリュで40分停車してますんで、その40分間のうちに山都町に行かせるということを考えております。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

そしたら、今度27ページの件で1点質問させていただきます。

3号線の拡張に基づく沿線道路を含んだ本市の市道関係の整備に対して、今後の全体計画及び個別計画があればお尋ねします。

また、あわせて、28ページの目標数値の件なんですけど、国道、県道の整備延長目標数値というものがございます。

これと同様に、市道に関しての現状数値と目標数値がなければ、市道に関しての整備が見えにくい部分もあり、ぜひ市道に関しても目標の数値が欲しいというふうに考えているのですが、本市としては、そのあたりはどのように考えてあるか、合わせて2点をお尋ねをいたします。

白水隆弘産業経済部次長兼建設課長

国道3号などの主要な国県道の整備に関連いたします、市道についての国県道の事業進捗動向に左右される部分でございますけれども、これは、その進捗状況に非常に左右される部分、それとそれがない部分と選択をいたしまして、整備効率が高い路線につきましては、その進捗のタイミングを見ながら、必要に応じて整備計画を立てて取り組まさせていただいておるところでございます。この整備促進につきましてはの全体計画は持ち合わせておらないところでございます。

また、多くの市道の整備につきましては、明確なる目標を掲げて取り組んでいるわけではございません。御指摘のとおりでございます。

これは必要に応じまして、段階的に、国県道等の整備のタイミングを合わせて、進めさせていただきたいと考えております関係上、取り組み達成の指標にはなじまないものと考えておるところでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

済みません。

29、30ページで安心して通行できる歩行者にやさしい生活道路をつくりますというところなんですけれども、確かに小学校周辺につきましては路側帯のカラー化を進めていただいて、かなりドライバーに注意喚起ができてきている状況になってきているなというふうな認識をしておりますが、ただ、これはもちろん、今後とも進めていただきたいというふうに思っておりますが、例えば最近よく耳にするのが、ゾーン30といって一体的に速度を落としてドライバーに通ってもらうとかっていうことをよく耳にするようになってきておるんですが、また、

セーフコミュニティという考え方でより具体的な数値を把握をした上で対策を打っていく等についても耳にすることがあるんですが、こういったことをするに当たっては、警察との連携が必ず必要になってくるというふうに思っておるわけですが、ここに関しては警察との連携という文言が一行っていうか、一言もないわけですが、その辺はどのように考えておられるのかをお願いいたします。

白水隆弘産業経済部次長兼建設課長

まず、警察署との連携等につきましては、先ほども事例として挙げていただいておりますけれども、現在校区内におきまして、通学路のカラー化を進めているところでございます。

これにつきましては、学校の先生方、それからPTAの皆様、私ども、それから交対協、並びに鳥栖警察署からの出動もいただいて、現場で確認など、その場その場でしていただいた上での選定ということで、進めさせていただいているところでございます。

また、ゾーン30につきましては、これはエリアごとまとめて、例えば30キロ制限をかけるとか、20キロ制限をかけるとかいったようなものになってまいります関係上、エリア内には市道だけではございませんので、例えば県道、国道があつたりいたしますので、そういった関係機関、それからまた当然、規制関係は警察になりますので、警察署、それから当然地元の皆様方の同意に基づかないと、なかなか事が進められない部分があるかと考えております。

一部、ゾーン30、アール30あたりの候補に上がっているところもございしますが、なかなかそういった事情がございまして、遅々として進んでいないといったようなものが現状でございします。

以上でございます

伊藤克也委員

ありがとうございます。

以上です。

中川原豊志委員

手短にいきます。

まず、22ページですけれども、九州新幹線西九州ルートへの早期実現に向けた要望活動とありますが、前期の分については、フリーゲージトレインの文章もございました、今回入っておりませんが、市としてこの西九州ルートについての考え方があればお示しいただきたい。

もう1点、28ページ、国道、県道の整備延長距離が平成26年度まで3.3キロメートル、平成32年度まで6.5キロメートルということで、この5年間で多分3.2キロメートル整備する目標

だというふうに思うんですけども、具体的に、今動いてるのがありますんで、多分そこだ
と思うんですが、改めて場所とその距離、また、その距離以外に、国道・交通対策課として、
取り組むことがあれば、お示しいただきたいというふうに思います。

田原秀範国道・交通対策課長

まずは、新幹線の西九州ルート of 要望活動ですけど、これは今、佐賀県につきましては政
府の動向を注視しながら、西九州ルート of 要望等を行っております。

当市としましても、県と歩調を合わせて西九州ルート、フリーゲージトレインという項目
に捉われず、西九州ルート of 早期実現ということで、要望活動を行います。

続きまして、国道、県道整備の延長ですけど、平成32年の6.5キロメートルの分ですけど、
まず、国道が、3号鳥栖拡幅が2.4キロメートル、鳥栖久留米道路が、佐賀県分の1キロメー
トルと、佐賀川久保鳥栖線の600メートルと、鳥栖基山筑紫野線が400メートルと、中原鳥栖
線が1キロメートルと、新鳥栖停車場線が1.1キロメートルの合計6.5キロメートルとなりま
す。

以上です。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

今、6.5キロメートル、話聞いたんですけども、それについては、おおむね、もう方向性
が見えている分、また、整備計画ができている分だと思うんですね。

今後、それ以降に、対策課として考えなくちゃいけないところがあるかと思うんですよ。
この5年間で、大体見えてるといふふうにいえるのかなと思うんですね。

ですから、見えていることを目標にするんじゃなくて、やっぱりこれから先のことまで目
標に掲げるべきではないかなといふふうに思っているんですけども、そのあたりのところ
の見解をお願いします。

田原秀範国道・交通対策課長

ただいまの御質問にお答えします。

当課としましては、やはり鳥栖拡幅の以北、以南、こちらにつきましては、事業効果を出
す上では早期に整備計画等の策定を国のほうに要望を行っておるところですけど、まだ具体
的に国のほうが事業計画つくっていませんので、まだ計画のほうに入れておりません。

ただ、言うように、必要な事業ですので、今後とも、早期の実現に向けて要望活動を行っ
ていきたいと思っております。

以上です。

下田 寛委員長

では、質疑を終わります。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

下田 寛委員長

執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後 2 時 59 分 休憩

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

午後 3 時 9 分 開議

下田 寛委員長

再開いたします。

〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰〰

分野別計画の基本目標 2

下田 寛委員長

次に、分野別計画の基本目標 2 について執行部の説明を求めます。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

続きます。基本目標 2、安全で安心して暮らせる町につきまして、先ほどと同じように修正点を中心に御説明を差し上げたいと思います。

前期の基本計画では59ページ、後期、今回の議案では31ページからになります。

まず、こんなまちになったらいいなというところで、ポツの2つ目は、前期では市営住宅の質的な向上ということで書かさせていただいておりますが、これを市営は外しまして、今回住宅の、というような形で掲載をさせていただいております。

それから、現状と課題の部分で、2つ目でございますけれども、市営住宅に関しましては、老朽化により、長寿命化が困難な市営住宅につきましては、今後、改廃、廃止等含めて検討を進める必要があります、ということと、空き家の特別措置法が施行されたことから、その

空き家の部分をこちらのほうに掲載をさせていただいております。

それから、次の丸ポツですけれども、平成26年の、というふうに書いておりますけれども、これは、交通事故発生状況は、855件というふうになっておりますが、前期は平成21年でございますので、こちらは時点修正をさせていただいているところでございます。

それから、一番下でございますけれども、災害関係でございますが、これが前期の基本計画ではなかった部分でございますけれども、東日本大震災、それから、平成24年の九州北部豪雨、そして平成26年の広島市の土砂災害というものをこちらのほうに明示をさせていただいたところでございます。

めくっていただきまして、前期の基本計画では61ページ、そして、議案では33ページでございます。

33ページでは、取組の方針の最後のほうでございますけれども、生活排水の関係をこちらのほうに書かさせていただいておりますが、これは下水道の整備構想等によりまして、長寿命化、それから、災害事故発生時の対策強化ということで、こちらのほうに書かさせていただいているところでございます。

次の34ページでございます。

34ページでは、具体的な取組の2つ目の高品質化を図りますということでございますけれども、こちらにつきましては、水質管理指標の内容というものを見直しをするということ、こちらのほうに書かさせていただいているところです。

それから、次の2つ、生活排水の適正処理、そして、経営基盤の強化につきましては、構想計画等に基づきまして、こちらの内容を修正をさせていただいているところでございます。

そして、次の達成目標でございますが、新水質管理指標の達成率、それから、水洗化率、これを変更させていただいているところでございます。

指標につきましては、指標一覧表の、めくっていただきまして、2枚目のところに明示をさせていただいているところでございます。

続きまして、めくっていただきまして、取組2でございます。

取組2、快適な住環境を提供しますという部分でございますが、こちらにつきましては先ほども申しました市営住宅の関係の今後の改廃、それから廃止の検討、これらも含めたところで書かさせていただいておりますし、あとは空き家の関係の措置法の関係で、こちらのほうを書かさせていただいているところでございます。

右側の36ページでございます。

こちらにつきましては、以前は、住宅情報提供相談体制の充実を図りますというところで、これが前期では一番下のほうに載っておりましたけれども、これを多様な住宅ニーズに対応

した支援の充実を図ります、というところの中に含めたところで、書かさせていただいているというようなところでございます。

それから、良質な住宅の供給に努めますのところでは、先ほどから申しております計画的な修繕、それから今後の検討、これらを書かさせていただいております。

そして、3番目の空き家対策を推進しますということで、新たに取り組み体系入れさせていただいておりますが、これは先ほどから申しております措置法の関係で、こちらのほうに書かさせていただいているところです。

達成目標につきましては、以前は市営住宅のバリアフリー改修率ということで書かさせていただいておりますけれども、ちょっとわかりにくい表現でございましたので、具体的に市営住宅内手すりの設置率というような形で書かさせていただいております。

めくっていただきまして、前期では65ページ、そして議案では37ページでございますが、こちらの部分につきましては、取り組み方針の後段の部分、防犯対策に、というところからですが、みずから進んで取り組み、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを実現するため、警察や防犯協会等の関係機関や、地域との連携により防犯意識の啓発を図り、防犯活動や防犯灯の設置についての支援を図りますというような形で、若干もうちょっと具体的な形で書かさせていただいているところが修正点でございます。

右側のほうは特に修正はございません。

めくっていただきまして、前期では67ページ、そして議案では39ページでございます。

こちらの部分は、先ほど申しましたように、時点修正、それぞれ平成26年に変更させていただいているところでございます。

右側の40ページでございますが、40ページにつきましては、一番上の交通安全啓発教育を進めますという部分で、交通安全啓発活動を行い、というような文言を追加をさせていただいております。達成目標は変更ございません。

続きまして、前期では69ページ、議案では41ページでございます。

大きな変更点といたしましては、行政の役割というところでの消費者被害救済のための相談窓口の充実を図ります、というふうに前期ではなっておりますが、それにプラスして、消費生活メイトを活用し、地域、特に高齢者の消費トラブルを防ぎます、というような文言を追加をさせていただいております。

右側の具体的な取組の部分も同じように内容に、消費生活メイトのことを書かさせていただいております。

達成目標につきましては、以前は消費生活メイト数でしたけれども、今回は振り込め詐欺等発生件数ということで、変更をさせていただいております。

続きまして、めくっていただきまして、前期の71ページ、それから議案の43ページです。

これも基本的には時点修正で、平成26年の火災件数、これを時点修正をさせていただいております。

それから、AEDにつきましては、周知、この部分を追加をさせていただいております。右側の具体的な取組のところでは、装備品の充実という文言を追加をしております。達成目標に変更ございません。

最後です。

取組7、災害に強いまち、これも先ほど言いました災害関係を追加しております。そして、ゲリラ豪雨、こういうものを追加をしております。最後、達成目標は、訓練の回数、これに変更しているところです。

以上です。

下田 寛委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川原豊志委員

まず、36ページの快適な住環境の提供の中で、今回は、バリアフリーから住宅内の手すりを設置するというのを目標に上げられとるんですけども、何で手すりの設置数がよかったのかなというふうに思うんですが、バリアフリーはバリアフリーで私はよかったのではないかなと思うんですが、ちょっと見解をお願いしたいなと思います。

白水隆弘産業経済部次長兼建設課長

指標の表記の方法でございますけれども、先ほど議案の説明の中にもございましたように、バリアフリーというくくりがありますと、何をどんだけやったかっていうのが、なかなか数字としてはあらわしにくいということで、最も頻繁に行われております手すりの設置、これは要望等もかなり頻繁でございますので、これを一つ指標として、具体的に書かせていただいているところでございます。

その他のバリアフリーの要件につきましては、市営住宅といたしましては、具体的に上がってきているもの等、昨今ございませんので、これが最もわかりやすいものかというふうな判断をいたしておるところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

手すりが指標で上がってきている……、手すりだけなのかな。

例えば、段差解消のスロープだとか、車いす等が出入りできるような施設だとか、そうい

ったものっていうのは要望的には上がってきてないんですかね。

白水隆弘産業経済部次長兼建設課長

今のところ、スロープであったり、そういったものにつきましては、具体的に御要望いただいておりますところではございません。

市営住宅に御入居をいただいている方々につきましては、かなり御高齢の方々もおられますけれども、今のところ車いすとかでの生活をしていただいている方々はおられないように思われますので、歩行に支障がないような範囲での手すりの設置といったようなことで対応させていただいてるところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

いや、そう言われるとそれを信じるしかないんですけれども、本当に車いすとかの入居者っていらっしゃらないのかな、ちょっと疑問に思うところがございますが、やはり手すりも必要かもしれませんけれども、重ねてやっぱりバリアフリー化についても推進していくべきではないのかな。

数値にあらわしてはないんですけども、それも重ねて検討というか改善をしていっていただきたいというふうに、まず要望をします、この点につきましては。

38ページで、防犯灯の設置数を目標に上げられておりますけれども、市としての、例えば、防犯カメラについての設置というのは検討はないのかなっていうところ、お願いします。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

市としていたしましては、犯罪がないまちづくりを進めるに当たりましては、取組の方針でも書いておりますけれども、防犯灯の設置を掲げさせていただいております。

具体的に防犯カメラにつきましては、市の総務課のほうでは、駅前の虹の橋に駐輪場の自転車盗の抑止のために防犯カメラを設置いたしております。

あと、建設課の所管では、旭駅であったり、新鳥栖駅に防犯カメラを設置いたしております。

防犯カメラにつきましては、いろんな犯罪等の抑止になるということの効果は認めておりますけれども、具体的には、現在、鳥栖市といたしましては、犯罪を防ぐためには、まずは防犯灯等の設置を進めるとともに、もう一つは、防犯パトロール等の自主的な活動、それから警察との連携した活動のほうに努めているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

答弁ありましたように、いろんな防犯に対しての抑止にもつながると思いますので、万が

一いろいろな犯罪等があったときには、例えば民間の防犯カメラ等に頼るケースもあろうかと思えますので、そういった面については、各警察だったり、また民間のところと連携をするのも必要かもしれませんが、せめて公共施設等については、ある程度、今後は、そういったものも考えていかれてもいいのかなというふうに思います。

次、もう一点ちょっとお願いします。

40ページ、前回は交通事故の発生件数というのを目標に上げられておりましたけれども、交通事故の発生件数を下げる手段として、さまざまな取り組みが必要かと思うんですよ。ここに書いてあります交通安全の啓発活動とか、そういったものを積極的にやる必要があるかと思いますが、佐賀県内では10万人当たりの交通事故の件数というのは、全国1位というのをここ数年続けているという状況でございますが、その辺の原因を含めた中で、対策がきちんと反映するような仕組みになっているのかどうか、ちょっと確認だけさせていただきます。

白水隆弘産業経済部次長兼建設課長

まず、交通安全の取り組みにつきまして、2点申し上げます。

交通安全施設等の整備に当たってでございますけれども、これは地域の学校区、それからPTAなどからの危険箇所の改善等が明示されまして、地区の交通対策協議会等で取りまとめられまして、私どものほうに御提出いただきますので、それらの情報をもとに危険箇所の対応に努めているところでございます。

また、交通安全の啓発教育の具体的な取組といたしましては、幼児、児童及び高齢者を対象といたしました交通安全教室の開催など、啓発に取り組んでいるところでございます。

これらの活動につきましては、各地区の交対協、警察、教育委員会、並びに市で構成いたします鳥栖市交通対策協議会を通じまして取り組んでいるものでございまして、主に年4回開催している運営委員会では、市内の各地区における、交通対策についての協議、検討、それからその他状況についての報告が行われておるものでございます。

今後もこのような機会を通じまして、情報交換、集約、それから相互の連携を図って、交通事故の抑止につなげたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

交通事故の発生件数を上げられているんですけども、この中に、例えば佐賀県がね、交通事故、ここ数年全国で1位という、ワースト1位というのをね、掲げられておりますけれども、その原因とその対策はきちんとされているんですか。

白水隆弘産業経済部次長兼建設課長

県内での交通事故の主原因といたしましては、追突事故が最も多いというふうに伺ってお

るところでございます。

また、佐賀県在住の方が県外で事故を起こされる場合も追突事故が多いというふうに向っているところがございますので、そのようなことが傾向としてわかっておりますので、これは、主に交通安全教室等の中で、そういった事例を発表させていただいて、啓発に努めているところでございます。

以上でございます。

下田 寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

まず、36ページなのですが、空き家対策の推進が今回、新たに設けられているというふうに向っておりますが、今、確かずっと全戸1軒1軒回られて、いろいろ調査を進められているというふうに向っておりますが、例えば、空き家等の除去とか利活用については、現状どれぐらいの数があつて、その数字に対して利活用を、年次的にこういう感じで進めていきますよつていった目標設定なりつてというのが必要なのではないかなというふうに向うわけですが、その辺について状況の把握と目標設定とか、どれだけの年次、年ごとに、そういう空き家対策を進めていくのかつていう数字等について見つけることができませんが、そのあたり、どのようにお考えなのかを教えていただければと思います。

白水隆弘産業経済部次長兼建設課長

空き家対策の推進につきましては、現在、情報提供を、都度都度いただいているところでございます。

平成28年度に、国の交付金を活用いたしまして、空き家の実態調査を実施したいと考えているところでございます。

除去、利活用の目標につきましては、まずは空き家の実態を調査して、現状を把握した上で定めたほうが望ましいと考えているところでございます。

今後、実態調査の結果などを踏まえまして、本市の空き家対策の推進をするに当たりまして、どのような目標を掲げるのが適切なのかを検討いたしまして、適宜、見直しの際に、目標追加について判断したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

他自治体を耳にすることも、最近利活用についてよく耳にすることもありますので、まず

は実態調査をして、しっかりと把握をしていただいた上で、御説明にもありましたように、進めていただければというふうに思っております。

次になんですが、先ほど、防犯カメラについては中川原議員のほうからおっしゃいましたので、ここで、ごめんなさい、37ページ、38ページなんですが、目標のところ設置数を増加、増基したいというふうな目標を定められておりますが、どのような形でふやしていく取り組みを行われているのかなってというふうなことを教えていただければと思います。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

防犯灯の設置につきましては、鳥栖市防犯協会のほうで取り組みをいたしております。

具体的に申し上げますと、各町の区長のほうから、新設であったり修繕であったり、申請が上がってまいりまして、それをもとに新設、修繕を実施しているところでございます。設置費用につきましては、防犯協会のほうで負担をいたしておりますけれども、通常の電気料金につきましては、各町区での負担となっております。

ただ、一部防犯協会のほうから、年間でございますけれども、電気料の補助を一部、補助しているところでございます。

以上でございます。

伊藤克也委員

鳥栖市としては、積極的にふやしていただきたいというお願いをしているっていうことですか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

各町区のほうで電気料等の負担等もいただきますので、積極的に申しますか、必要な箇所につきまして、区長から申請が上がった分につきましては、対応できるようにいたしているところでございます。

ちなみに、ここ数年、平成3年の台風時に、防犯灯の修繕と申しますか、それをしたものが老朽化をいたしておりますので、ここ数年は、そういう防犯灯の経費について増額して予算化をしておるところでございます。

以上でございます

伊藤克也委員

目標するということは、やはりかなり積極的にやっていくということだというふうに思うんですが、なかなか、今の説明では目標を立てることが本当に必要なのかっていうふうに、私自身はちょっと疑問に感じているところであります。

次に移ります。

次に、43ページなんですが、ここでは防災、防火について具体的な取組等を書かれており

ますが、確かに、事前に火災が起きる前の予防というか、起きないようにするということがまず非常に大事なことであるというふうに思っておりますが、ただ、そうは言っても、火災っていうのはやっぱり発生するわけです。

たしか数年前に、各家庭に火災報知器の義務化がなされたというふうに認識しておりますが、現状、そういったものを積極的に各家庭に取りつけてください、万が一のために取りつけてくださいという積極的な呼びかけは、余り耳にしていけないなっていう気がしておりますが、こういったのをしっかりと取り組み目標、達成目標に組み込んでいくことが大事なのではないかなと個人的には思っておりますが、その辺いかがお考えなのかお願いをいたします。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

火災報知機につきましては、各家庭に平成23年5月末までに設置が義務化されたところでございます。

それまでの期間、鳥栖・三養基地区消防事務組合のほうを中心に、啓発、周知を行っているところでございます。

なお、平成23年以降につきましては、当然、家を新築等される場合は、火災報知機の設置が義務化されていますので、設置をされているかと思っております。

消防本部におきましては、広報紙であります消防だよりのほうで、全戸配布の部分に載せたり、あと、まつり鳥栖であったり、土曜夜市、それから、防災フェスタ時に、火災報知機の設置についてのPRを行っているというふうに聞き及んでおります。

また、鳥栖市といたしましては、ホームページで載せておりますし、また、出前講座であったり防災訓練の中で、そういう火災報知器の設置について、啓発を行っているところでございます。

また、旭のまちづくり推進協議会での取り組みになりますけれども、平成25年度から、そういう火災報知器の設置促進等をまちづくり推進協議会のほうで取り組みをなされているというようなことも伺っております。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

やっぱり自分の命を守るっていうのは、まずやっぱり自分たちがどうあるべきか、どうしていくべきかというのが基本ではないかなというふうに思っておりますので、私個人としては、何回も申し上げますが、こういったことを達成目標に掲げていただくほうがより浸透が図れるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

内川隆則委員

平成32年に、普及率が100%で、水洗化率が91.3%という数字ですが、先般、全員協議会で、将来的には98%をもって目標としますと、水洗化率はね。しかし、現実的には95%というのが目標でございますというふうな説明がありました。

よって、その95%、98%ときょうの、今の91.3%の整合性を、説明をお願いしたいと思います。

佐藤晃一上下水道局事業課長

まず、ちょっと用語の説明をさせていただきますけれども、ここに今書いております汚水処理人口普及率につきましては、公共下水道を処理する区域、それと農業集落排水を処理する区域、それと浄化槽を処理する区域の人口を行政人口で割った割合ということになりますが、これにつきましては、公共下水道の整備が終わっていて、また農業集落排水の整備が終わっていて、下水をつなごうと思えばつなぐことが可能な人口の普及率ということで、平成32年には100%という目標をさせていただきます。

その下の水洗化率につきましては、これ今回新たに出てきた目標ですけれども、公共下水道区域内の、実際に接続をしている、水洗化をしている方の率でございます、これにつきましては、平成32年の目標を91.3%とさせていただきます。

先日、生活排水処理基本計画の中で説明しました、適正な排水の率につきましては、これは公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽の、単独浄化槽じゃなくて合併浄化槽を実際に利用されている方を行政人口で割った率ということで、主に、適正に処理している、そして、水洗化を実際にされている方の割合ということで、これとの整合性はとっております。

以上です。

内川隆則委員

最後のところがようわからんとですが、要するに、この数字は合併浄化槽の数字は入っていない。

先般、説明のあった、全協で説明のあった98%、95%というのは、合併浄化槽が入った数字ですか。

佐藤晃一上下水道局事業課長

91.4%の、先日の処理基本計画の中では、合併浄化槽が入っております、これは単独槽の人数が入っておりませんし、実際に言うと、単独槽、合併浄化槽の違いではなくて、私がちょっと合併浄化槽入っておりますと言いましたけど、汚水処理人口普及率の中にも、単独槽の割合は入ってなくて、生活排水汚水処理基本計画と、汚水処理人口普及率の根本的な違いは、汚水処理人口普及率のほうは、実際につないでないけれども、つなごうと思えばつなげ

る人、合併浄化槽を利用してる人、浄化槽を利用しようと思えば今から設置できる人が入っておりまして、生活排水処理基本計画の中には、今現在、公共下水道につないでいない人、それから、農集でつないでいない人、そして、合併浄化槽を利用していない人の人数は入っておりません。

汚水処理人口普及率と……（「専門用語は使わんでよかけん、おいどんにわかるごと言うてくれんかい」と呼ぶ者あり）

水洗化率の90.3%は、鳥栖市内に公共下水道区域と農業集落排水区域と、それ以外の河内とか、ほかの浄化槽で補助をしている区域の3つがありますが、その中のこの水洗化率っていうのは、公共下水道区域の中で、実際に今、水洗化をされている人数ということです。

公共下水道に接続して、水洗化をしている方の率ということで、公共下水道処理区域の中で浄化槽を使っている方は、これにはカウントしないことになります。

下田 寛委員長

内川委員、よろしいでしょうか。

内川隆則委員

わかりました。（「済みません、わかりにくい説明、済みませんでした」と呼ぶ者あり）

下田 寛委員長

よろしいですか。

江副康成委員

36ページ、さきほど中川原議員のほうから質問があったところなんですけれども、この具体的な取組、中ほどの多様な居住ニーズに対応した支援の充実を図りますというところで、市内住宅内に高齢者や障害がある人向け等の特定目的住宅を適切に設定し、というふうにございます。

その下の取り組みが、市内住宅内手すり設置率で、多ければいいというよりも、上のほうは分けて、管理っていうか、整備していくとっているにもかかわらず、下のほう見ると、市内の住宅全てで100%を目指すというふうになっているんですけど、そのあたりの整合性はとれているのかなと思ひまして。

というのは、結局は、若年の低所得者層等も市内住宅、市営住宅の需要ございますよね。そういったところと高齢者、障害者を分けて、それぞれ使いやすいような間取りだとか、あるいはいろんなところを考えて、そういうふうにされるのかなと思ひつつも、全てにわたって、100%手すりつけますよというような、この取り組みの定め方、目標、これはどうなのかなと思ひましてですね。

お答えいただけますでしょうか。

白水隆弘産業経済部次長兼建設課長

まず、この市内の市営住宅への手すりの設置率といたしましては、これはもうバリアフリー化の一環ということで、先ほども御説明申し上げましたように、高齢者への対応として手すりの設置などのバリアフリー化を図らせていただくということでお示しをしたところでございますので、そのほかのバリアフリー化も、全て対応は、都度都度していっておるところでございますが、最もニーズが多いわかりやすい指標といたしまして、ここに設けさせていただいておるものでございます。

今後、この住宅につきましては、先ほども申されましたように、注意書き等にもございますが、セーフティネットの中核とした役割を、市営住宅が担っておるという一面もございませぬので、市営住宅を有効に活用することを念頭に置きまして、高齢者や障害のある人にも配慮いたしましたバリアフリーの整備として、今の設置率を採用させていただいておるものでございますので、まずは必要あるところは100%を目指すというところで、必要ない方もおられますので、そういったところのお示しの仕方ということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

江副康成委員

わかりました。

であれば、下のほうの言葉の問題、書き方なんでしょうけれども、目的に沿ったところの手すり、必要な方には100%を目指す、この時点でというような、わかりやすいように書かれてたほうがいいのかと思います。

次の、あと一つだけ質問させていただきますと、ちょっとこの表組みのやつで、4の交通事故のない安全なまちを目指しますということで、指標として、交通事故発生件数という形をとられております。

これ非常に、ふだん意識してやるという指標という形で、それはいいのかなと思いつつも、当然、鳥栖市だけで完結できるような数字ではございませぬで、警察及び市道の設置の部分の責任があるということからすると、国県道もありますし、そういったところも関係してくるでしょうし、その他のもろもろのところも関係してくるところの指標を、鳥栖市と一緒に頑張っていきましょうという形の指標だということで理解して、これはこれでいいとして、その場合、3の3、犯罪のない安全なまちを目指しますといった場合に、防犯灯設置数、防犯協会及び子ども110当番の家、それぞれ鳥栖市が努力すればできる数値ということで、これはこれでいいんですけども、であれば、こちらのほうに、市内の刑法犯の犯罪件数とか、そういったところの取り組み、4との整合性の関係で、そういう指標の出し方、常々意識しながらやるということも含めて、できないのかなという、会派の勉強会の中でちょっと出て

きて、ああそうかなと思ったもので、今聞かしてもらっているんですけども、いかがでしょうか。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

確かに犯罪のないまちづくりというようなところで、刑法犯の認知件数というのを指標で上げるといような御意見だったかと思います。

具体的な取組の中では、犯罪が起きる前に未然に犯罪を防ぐという施策を展開していきたいというところで、具体的にはそういう意識の啓発であったり、未然対策としてのパトロールであったり、防犯灯の設置というような取り組みをしていく中で、その達成目標としては、防犯灯の設置数、それから子ども110番の家というのを指標として掲げさせていただいておるところでございます。

以上でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

下田 寛委員長

ほかいかがでしょうか。

いいですか。

成富牧男委員

31ページの、直接尋ねたいところは市営住宅なんですけれども、現状と課題のところ、市営住宅は住宅セーフティネットの中核として重要な役割を担っています、という現状認識があって、そして、35ページから、具体的な取組の36ページ、結論から言うと、改築、廃止等を含めて検討を進めますという表現ですけど、現状次第では、改築と廃止ということになるのかもしれませんが、募集状況、それに対して、実際応えられているかどうかという、その状況によっては改築、廃止等——この廃止等の「等」って何なんですか。

場合によっては、ふやさないかんっていう選択肢もあると思うんですけど、それが現状との絡みで出てくるのかなと思いますけど、現状はどうなんですか。

それと合わせてお答えください。

白水隆弘産業経済部次長兼建設課長

まず、市営住宅の改築、廃止の件でございますけれども、これは、これから後に出てまいります公共施設マネジメントの関係で、長寿命化を図ってまいりたいというふうなところで、現在も、インフラの整備とか、そういったものに努めているところでございますけれども、改築等、それからその長寿命化を目指した施設の整備は、当然、進めさせていただきますけれども、それと、公共的な修理等が追いつかない部分、例えば木造の家屋であったりいたしておるところでございますけれども、そういったところにつきましては、除却という言い方はあれですけども、それと廃止に向けた、将来廃止に向けた取り組みを、この公共施設マ

ネージメントに即して行ってまいりたいというふうな考えでございます。

今現在のところ、増加といったような計画は、今現在はございません。

この公共施設マネージメントに即しまして、改築、長寿命化、それから、もしかすれば廃止といったような結論に至る場合もあるかもしれないというところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

簡単に言うと、例えば、せめて、いろいろ現状を書いてあるやないですか、ライフスタイルが云々とかいうのも出てきますよね、この35ページ。

そのために、さっきのような多様な居住ニーズに対応した支援の充実とかも出てくるし、高齢者は今からどんどんふえていくし、高齢者は障害者にもなり得るわけですね。

そういう中で、認識として、最低今の戸数は確保したいなっちゅうことなのか、何か廃止っちゅう言葉が出てくると、縮小というイメージも出てきますので、そのところをちょっと尋ねているんですけどね。それは長寿命化計画とは直接かかわりがないと思いますので。

平成32年っていうと、よく行政の文章にも出てきます。高齢者が、この鳥栖市においても4分の1かな、4分の1が65歳以上を迎えるという、そういうふうになりますからですね。そこの関連でお尋ねしているんですけど、いかがでしょうか。

そういうやっぱ方向性は少なくとも出しとかないかんちゃんかろうかって思ってますね。

白水隆弘産業経済部次長兼建設課長

今後、時がたてば全てのものが老朽化してまいるわけでございますけれども、市営住宅の改築、廃止等検討とある表記につきましては、本市の将来的な人口、それから世帯数の動向、それから民間の賃貸住宅等の状況を踏まえまして、需要と供給のバランスを考慮いたしまして、市営住宅の必要戸数について検討をさせていただくということでございます。

あと、民間の賃貸住宅の空き家も含めまして、民間の借り上げも視野に入れた検討も行わなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

ありがとうございました。

あと1点だけ。これ、もう簡単な質問です。

44ページに、取組の達成目標が、指標が適切かどうかっちゅう話じゃなくて、消火栓の設置数っていうことで、それぞれの行政の役割のところにも書いてありますけれども、この消火栓の設置数っていうのは、これは水道管に沿ってのやつですか、それとも、ああいうマンションとかの消火栓の数も含まれているのか。

それともう一つは、消火栓だけに頼っていいのかっていうのがある、例えば防火水槽とかあると思うんですよね、防火水槽、多様な水利で対応しなさいというのが基本的な考え方やなかったかと思うんですけど、いかがでしょうか。

まず、この消火栓の設置数は何を意味しているのかと、その基本的な消防水利についての考え方。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

指標で上げております消火栓の設置数につきましては、水道管に設置している消火栓の数でございます。

あと、多様な消防水利の確保につきましては、当然、消火栓のみならず、防火水槽であったり、河川から一部取ったりというようなケースもあるというふうに思っております。

以上でございます。

成富牧男委員

わかりました。

最悪の場合、消火栓で取りおうて共倒れっていうのがありますので。

下田 寛委員長

ほかにいかがでしょうか。

樋口伸一郎委員

44ページで、防災について質問させていただきます。

先ほどもありましたが、消火栓の設置数は目標に掲げておられ、これは必要なことだと思います。

一方で、防災行政に関しては、消防団及び自主防災組織等も、これに依じて不可欠であるというふうに思っておりますが、この消防団や自治防災組織等そのものへの行政からの今後の支援や対応策をどのように考えておられるかをお尋ねします。

それと、この団員さん及び組織自体の数ですね。

あと、自治組織等の組織自体の強化といった部分で、そうした団員の数とか組織の数っていうのもふやしていかないといけないと思いますし、これをやらなければ、ハード面の設置だけでは防災強化にはつながらないんじゃないかと思うんですけども、そのあたりの考え方を合わせてお伺いいたします。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

消防団につきましては、現在、欠員が数名程度でございます。実際に火災があったときに、基本消防署と連携して消火活動に実施をしていただいているところでございます。

消防団の定数につきましては、現行の定数になって、もう大分たちまして、実際問題、消

防団の定数をふやすという考え方は現時点では持ち合わせておりません。

ただ、しかしながら、いろんな中で、消火活動等する中で、不都合って申しますか、改善をしていくべきところがあるというようなところで、今回、装備品の充実というようなところを掲げさせていただいたところがございます。

具体的には、本年度、予算化していただきましたけれども、長靴であると、残火と申しますか、火の上を歩いて行ったときに危ないとか、くぎを踏んだら危ないというところで、今回、編み上げ靴というような形で整備をさせていただいておりますし、また、今まで軍手だったのを革製の手袋にさせていただいたり、また、最近、夜間に火事が起こったりするケースがございまして、やはりその後、残火の処理とかする中では、やはり暗い中で作業というような中で、バルーン投光器等を整備したところがございます。

また、消防団だけに限らず、やはり防災においては、今回、東日本大震災以降、各種災害があっている中では、やはり地域の力と申しますか、地域での防災に対する意識を高めていく必要があるかというふうに思っております。

そういった意味では、自主防災組織につきましては、平成26年度で45町区結成をされておりました、その中で立ち上げに当たりましては、10万円から15万円の範囲でヘルメットであったり、救助用具であったり、そういう部分を、購入金額の一部を助成いたしているところがございます。

ただ、今回指標のほうを変更させていただいているんですけれども、やはり、立ち上げだけではなくて、いろんな形で活動していただく、いざという時のために、やはり訓練が大事だろうというところで、立ち上げられてそのままというような団体もあるやに聞いておりますので、今後は、そういう団体について、訓練を実施していただきたいということで、指標については訓練のほうに変更させていただいたところがございます。

また、自主防災組織につきましては、立ち上げ支援だけではなくて、そういう訓練時の対応等について、行政として支援をしてまいりたいというように考えております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

やっぱ自治組織っていうのは、各地域においても、今45町区とおっしゃったんですけど、各地域において地域を回ってみると、確かに公民館等には、そういう準備をされてあって、ヘルメットとかそういった備品もあるんですけど、本当に地域の方々に周知ができていって言ったって、そうした組織図みたいなのはあるんですけど、そうした認識は全然、全然ではないですけど、一部の方がされていて、地域の方全般には届いてないような部分もありま

すので、ぜひこうした自治防災組織の強化も図れる部分は図っていきながら、そして最終的にはそうしたハード面の目標数値に届いたときに、それが最大限に生かせるように取り組んでいってほしいなと思いました。

以上です。

下田 寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

国松敏昭委員

ちょっと重複する点がございますが、言っときたいことがあるものですからお話をさせてもらおうと、35ページでございますが、市営住宅の件で、先ほど何人かの方から、老朽化の著しい市営住宅で今後、改築、廃止等を含めて検討していくと。そういう中で、取り組み達成目標を、今、担当課長のほうからは、手すりを設置して、数値目標をこれだけにするという話であります。いろいろな実は課題があります。老朽化と、結局年数がたっているということ。そういうことも踏まえて、本当にこれでいいのかなというのが第一です。

中には、やはりそこに住んである責任者、区長さんからは、本当にエレベーターをつけてほしいと、昔からこれはできないちゅう話は聞いていますが、そういうことも本当に検討する余地があるんじゃないかなということで、もうちょっと、もうニーズはね、本当に把握してないんじゃないかなと、今の答弁では。そういうのを実感として感じます。

だから、もうちょっとこの辺を言葉だけじゃなくて、言葉に伴う、そういう具体的なバリアフリーの中身についても、ここには今回書かなくても、やっぱりしていかなければいけないということを思います。

そういうことで、この検討を進めていくということで、5年間でその中身をきちっと出していかれるのか、まずそのことを、答えができるかどうか知りませんが、まず1点お聞きしたいと思います。

ニーズに応えるような状況になっていないちゅうことを言いたかわけです。

白水隆弘産業経済部次長兼建設課長

今、市内の市営住宅の主な状況を申し上げますと、最も古いもので本鳥栖アパートの昭和39年、最も新しいもので南部団地の平成元年でございます。

全部で約500戸弱、戸数があるわけでございますけれども、先ほどから申しておりますように、市営住宅につきましては、長寿命化を図るために、現在、国の社会資本整備交付金を利用いたしまして、外壁改修、それから屋根等の防水、給排水管の改修などを計画的に行わせていただいで、長寿命化を図らせていただいでおるところでございます。

それとあわせて、高齢者、それから障害をお持ちの方々のために、代表的なものとし

て、手すりというふうなことで表記をさせていただいておりますけれども、バリアフリー化を図らせていただきたいということで、現在、都度都度ニーズにお応えしながら、進めさせていただいております。

きちんとしたお答えになっていない部分もあろうかと思っておりますけれども、今後、公共施設の中長期の保全計画に基づきまして、きちんとした整備計画のもとに、改築等進めさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えといたします。

国松敏昭委員

これは、答弁は要りませんが、いずれにしても、具体的に言いますと、萱方住宅等はもう木造で、いつ老朽化して、本当に、鉄筋コンクリートじゃないから、ある面では簡素に処理ができる面もあるんでしょうけれど、本当に住んでいる人は、公共施設だから、余り声を出さないんですけどね、本当に住みづらい、もう昔からの、本当にもう、1つ1つの棟とか何かも貧弱で、本当にそういう面では、声を出さなくてじっとしてある人が結構いるんですよ。

そういうことも踏まえて、きちっと本当に公共住宅の、ここには快適な、快適なちゅうよりも、特定目的住宅を適切に設定して、配置が必要な方は入居しやすい環境整備を行うと、環境整備を行うとか、具体的な項目は書いてあるけど、それに沿ったような、この計画、もしくはそういう方向性が見えてこないわけですよ。

そういうことで、十分その辺も配慮して、こういう計画の中に盛り込んでいただきたいなという思いです。

それから最後でございますが、重複する点あります、43ページでございますが、消防体制っていうように、もう行政の役割で、3点目の救急救助体制を充実させるため、AEDを設置する公共施設等を周知して維持管理を行いますということで、本当にAED、この大事なものが、今ずっと配置されていると思うんですが、この公共施設等を周知して維持管理を行うということ、もっと、本当にそういうものが、具体的に地図を配布するか、その使われ方も、一時、私たちが消防署で1回だけは習ったことがあるんですが、その辺は本当に、どういうふうな計画でやっていくのかという、その辺をやっていかないと、計画倒れに終わってしまうというふうに思いますが、これに対する何か、お答えあったら、お答えいただきたいと思いますが。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

現在、AEDの設置につきましては、公共施設で、今年度に入りまして4施設ふえまして、全部で44カ所にAEDを設置をいたしております。

市民への周知につきましては、ホームページで設置の一覧表を出しております、あと地図上のマップも、同じところに載せております。

あと、AEDの使い方等の研修につきましては、公共施設に設置をしておるものですから、職員に対する研修を総務課のほうでしていただいております、随時、何年かおきに、二、三年おきに全職員は研修を受けるようにしているところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

これはもう要望ですが、やはりこの公共施設を利用するのは、そうやってホームページを見たり、AEDを使える人っちゃうのは限られてくると思うんですよ。年配者とか、どうしても昼間とか利用される方っていうのは、その辺がなかなか周知徹底をしないと、救助体制の強化にならない、充実にならないということをきちっと踏まえて、しっかりこの辺は取り組みの中で網羅していただきたいなということを申し上げておきます。

以上です。

下田 寛委員長

ほか、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

では、質疑を終わります。



下田 寛委員長

執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後 4 時11分休憩



午後 4 時19分開議

下田 寛委員長

それでは、再開します。

取組1につきましては、組織が変わった関係もございまして、取組担当課につきましては社会福祉課、そしてスポーツ振興課、国保年金課を追加をさせていただいております。

取組の方針につきましては、先ほども申しました予防、これを中心に変更をさせていただいております。

また、一番最後の段落でございますけれども、全ての市民が自分の健康状態を知り、若いうちから生涯にわたり心身ともに健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するためというものを、こちらのほうに、ちょっと文章表現を変更させていただいているところでございます。

次、50ページでございます。

50ページでございますけれども、前期のほうでは、母子の健康管理の支援を行います、というものが入っておりましたが、これは3の3、次の次のほうに移動をさせていただいているところでございます。ここの具体的な取組の3段目ですけれども、こちらにつきましては、若い世代からの生活習慣病予防対策ということで、予防を若い世代から行うというようなことをこちらのほうに書かさせていただき、それに合うような内容というような形で変更をさせていただいております。

達成目標につきましては、以前は3つ挙げておりましたけれども、今回は、早世、65歳未満の死亡の割合を低くすると。要は、若い人からの予防というような観点から、こういう達成目標を掲げさせていただいているところです。

次に参ります。

次の取組2、安心して医療が受けられる体制を充実させますというところでは、これは、変更点は、取組の達成目標、以前はかかりつけ医だったんですけれども、今度は、医療機関を知っている親の割合というような形に変更をさせていただいているところでございます。

めくっていただきまして、53ページでございます。

53ページにつきましては、子育て支援を充実させますのところでございます。

これは、子ども・子育ての関係の法律が変わってる関係上、5年後の姿も変更させていただいているところでございます。

そして、関連する個別計画でも、子ども・子育て支援事業計画、それから、うららトス21プラン、こちらに変更させていただいております。

取組の体系でございます。

取組の体系につきましては、先ほど言いました母子の健康管理への支援を行います、これを、追加をこちらのほうに入れさせていただいております。

それから、保育供給量の拡充を図りますというようなところでは、以前の勉強会でもござ

いましたが、潜在的保育ニーズ、こちらを取り組みの内容の中に書かさせていただいております。

そして、地域子育て支援拠点事業、これも新たに追加をさせていただいているところでございます。

最後の留守家庭児童の居場所づくりの充実、これは放課後児童クラブの整備、これらの支援を行いますというものを追加をさせていただいております。

そして、指標でございますが、変更点といたしましては、地域子育て支援センター利用者数、これを変更をさせていただいております。

それと、放課後児童クラブ待機児童数、これを変更させていただいているところでございます。

放課後児童クラブ、放課後児童クラブ待機児童数につきましては、この指標、現状、平成26年度につきましてゼロだったんですけれども、平成27年度から待機児童が発生しているという注釈をつけさせていただいているところでございます。

めくっていただきまして、4番目です。高齢者の関係でございます。

これ変更点につきましては、取組の方針の中で、団塊の世代、中段ですけれども、団塊世代が高齢となり、というような部分を追加をさせていただいております。

それから3段落目の最後のほうですけど、介護予防を推進し、という部分を追加をさせていただいております。

そしてまた、最後の段落ですが、「また」というような部分も追加をさせていただいているところでございます。

あとは、行政の役割というところでは、高齢者を支援する地域や、という、この「地域」、それから、NPO等の活動ということで追加をさせていただいております。

右側の56ページ。

高齢者の地域における生活支援の体制の充実を図りますということでは、一番上のほう、地域包括支援センターを高齢者支援の中核とし、というような表現の仕方にさせていただいておりますし、最後のほうですけれども、支援が必要な独居高齢者や認知症高齢者などを地域で見守る体制の充実を図ります、というふうに変更しております。

高齢者の生きがいづくりでは、中段です、高齢者のボランティア活動を追加をしております。

達成目標につきましては、ネットワーク協力者数を、に変更しております。

続きまして、めくっていただきまして、次は、5年後の姿を、「また」以降を追加をさせていただいております。

取組の方針につきましては、障害者福祉サービス、一番最後のほうですけれども、障害者福祉サービス事業者や関係機関、これを追加しております。と、地域全体で支え、というものを追加しております。

次、右側です。58ページです。

真ん中の取り組みのところを、図ります、を充実させます。それから、一番下ですけど、障害のある人が地域生活に定着できるように、ということで変更しております。

めくっていただきます。

取組6は、右側の具体的な取組のところ、災害時要援護者という文言を変更しております。避難行動要支援者へ変更しております。

最後です。

最後の取組7につきましては、変更ございません。

以上です。

下田 寛委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

樋口伸一郎委員

それでは、部分的なことですけど、54ページからについて、お尋ねをいたします。

まずは、具体的な取組の中には、少子化対策についての具体的記載っていうのがないように感じるんですが、この考え方とかあるのであれば、どこの文言にそのニュアンスが込められているのかをお尋ねいたします。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

具体的な取組にございます保育供給量の拡充を図ります、それから地域子育て支援拠点事業を進めます、母子の健康管理への支援を行います、留守家庭児童の居場所づくりの充実を図りますというのが、少子化対策の取り組みです。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

これは、具体的な取組に、そうしたものを含めた少子化対策っていうのを入れられない根拠っていうのがあるんですか。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

少子化対策につきましては、総合戦略の中でうたい込んでおりますので、はい。

樋口伸一郎委員

わかりました。

そしたら、引き続きなんですけど、潜在的保育ニーズを含んだ、待機児童の500名程度に関して、目標数値の中には記載をされておられません。現在、“鳥栖発”創生総合戦略にも、この数値は表記されてありまして、1,600云々という数字から2,100名ぐらいの保育量拡充に努めていくってような数値で表記されてあり、現状の保育量拡充についての施策も、これらを減らすために行われていることと考えています。

前回の全体勉強会でも質問させていただいたことなんですけど、そうした数値、500名っていうような数値を表記することを、前向きに検討するといった御答弁もいただいたんですが、やはり待機児童数を32っていう表記のされ方をしていますけど、32をゼロにするということはもう大前提ということだと思ってまして、この潜在的待機児童数で目標を掲げなければ、現在行っている施策ともリンクしにくいんじゃないかと思うんですけども、どのようにお考えでしょうか。

石橋沢預こども育成課長

潜在的保育ニーズというものにつきましては、保育所利用の申し込みあるなしにかかわらず、例えば今、現在働いていないけれども、将来的には保育所を利用をしたいという方々のニーズまで含めたところを出してありまして、この積算の基礎と申しますのは、平成25年度にアンケート調査を行っております。

このときの数値をもとに、国が指定する計算方式に当てはめて、この500人という推計を出しているものでございますので、この基本計画の中で上げる数値としては、もっときちんとした申し込み者数、あるいは、現在、申し込んでいるけれども入れない方、国の待機児童の定義に基づいているものではございますけれども、こういった人数、毎年、きちんとした数字で出るものを、この指標として上げたほうがよいのではないかという考えから、このような表記にしております。

しかし、実際、この保育供給量の拡充に関する施策を検討するに当たりましては、当然、この潜在的保育ニーズというのを含めたところで計画をしておりますので、平成26年に作成いたしました鳥栖市子ども・子育て支援事業計画の中では、この500人の保育ニーズをベースにして計画を立てているところでございます。

園木一博企画政策部長

1点、補足をさせていただきます。

前回のパブ・コメの勉強会の際に、御指摘いただきまして、内部で随分検討させていただきました。

確かに、子ども・子育て支援計画、事業計画の中にも、潜在的保育ニーズという明確に数

値も出ております。これをどういうふうな取り扱いをしようかっていう議論も進めてまいりましたけれども、1つは、目標の指標として扱うに当たっては、これ、計画を策定するに当たって調査を行って、一定の国が示す指数の計算方式によってはじき出された数字であるということ、その時点では捉えておりますけれども、これを今後、進捗管理をする中で、この数字というのをどうやって検証していくかということ、数値の検証が非常に難しいというのが1点ございました。

それで、取り組み体系の中で、保育供給充実を図りますという文言の中で、しっかりとこの潜在的保育ニーズを認識した上で、この解消を目指すんだという意思表示をはっきりしよう。

ただし、検証する上での目標指標としては非常に取り扱いが厳しいものですから、ここについては、やはり、待機児童をゼロにするということをちゃんと目標として掲げようということで、実は先般、御意見いただいた中で、随分議論整理をする中で、こういう整理のほう、今後の後期計画の進捗管理をする上でも一番やりやすいんではないかという、内部の協議の結果で、整理をさせていただいております、それも含めて、注釈の中で、潜在的保育ニーズとはこういうものですということを明確に打ち出して行こうと、整理としてはそういう整理をさせてもらったので、結果としてはこういう形になりましたという状況でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。よくわかりました。

待機児童32名をゼロにするっていうところは、もちろんよくわかるんですね。体系の中のほう、潜在的保育ニーズにも対応するための保育量拡充っていうのもよくわかります。

現在、行っている施策も、むしろこの32名に対応するような施策ではなく、その潜在的保育ニーズにも対応した施策になっていると思うんですね。

肝心なのは市民の皆さんが、預けられてる方が32名がゼロになった時点で解消したっていう行政側の言い分と、市民の方のニーズは、でもうちの子、行けていないとか、そういったずれが生じないように、ここをわかりやすく、その整合性の部分ですかね、そこをしっかりと御検討いただいて、そうした説明がしっかり利用者の方にも説明できるようにしとっていただければ、やっぱりいつも精査している人たちと、それを表面上から捉える人たちのことも考えた上で、ちょっといろいろ御検討を引き続き行っていただきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

あと、もう1点質問がありまして、引き続き行わせていただきます。

あと、放課後児童クラブの待機児童数についてなんですけれども、これ、先ほど御説明あったように平成26年度まではゼロとなっておりまして、これ平成27年度から発生するって

うような補足を書かれております。

結果、目標数値またゼロということになっておりますが、現状では、なかよし会に入れず、待機児童状態となっておりまして、各地域で各御家庭で協力し合いながら難をしのいでいるじゃないですけど、そうした現状もございまして、先日、これを某テレビ局が特集をされまして、こうしたなかよし会に入れられないような待機児童とかを取材されてあったんですね。

その中で、この平成26年度までは実際ゼロだったっていうことなんですけれども、実際そうした現状っていうのは、いたんじゃないかなっていうような、もう実際は入れないけれども、もう各御家庭で対応されてたようなところもあるんじゃないかと思えますけれども。

そこで質問なんですけど、こうした平成26年度までの背景に眠るような実情っていうか、その辺の実態把握をどこまで、平成26年までされておられるかっていうことと、この表記時期は両方ともゼロになっちゃうんですけれども、平成27年度、一旦発生するような、その待機児童数っていうのを、どれくらい大体見込まれているのかっていうことと、その見込まれてある数字をどのようにしてゼロになされるかっていうのを、あわせてお尋ねしたいんですけれども。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

まず、平成26年度までがゼロであったと、いわゆる潜在的な待機がいたんじゃないかという御質問でございまして、平成26年度までにつきましては、まず、なかよし会の定数を設けておりませんでした。

これで、学校がある通常期については、3年生まで、また、長期休暇中は4年生まで、基本的に入会要件を満たしている場合は、全て受け入れをしておりましたので、待機児童はゼロという形になっております。

もしかすると、入会要件を満たさない御家庭で、そのような形で助け合っ見ていらっしまったというところもあるかもしれませんが、基本的には、皆さん、要件を満たす場合は受け入れをしております。

また、平成27年4月から新制度がスタートいたしまして、条例で定める放課後児童クラブの施設と運営に関する最低基準というものが、定められております。

この基準に沿って運用する必要があることから、平成27年度から新たになかよし会の定数を定めることといたしております。

その結果、上限を超える入会希望がある場合が、待機児童が発生したという結果になっております。

最後に、平成27年度の待機児童をどのように予想されていたかという御質問ですが、この件に関しましては、平成27年度から平成31年度までにかけて、利用者数の見込み、これを昨

年3月に策定しました子ども・子育て支援事業計画において、一応数字として上げております。

この中で、平成27年度においては250人の待機児童を予想をいたしておりました。

この250人の待機児童を、平成31年度までにゼロにするということで、年次的に施設の確保をしていくという計画を策定させていただいております。

以上です。

樋口伸一郎委員

細かい御説明をありがとうございました。

今おっしゃったように250人ぐらいっていう見込みで、平成32年度までも、増設計画というか、そういった表も具体的につくられていって、今後の計画どおり進めば、しっかりゼロになるんであると思うんですけども、これちょっと主観が入るかもしれないんですけど、今の家庭環境とか、働く環境によっては、この250人の予想というか、今後新制度の基準であったり定数であったりするのを踏まえると、予想以上にこれふえてくる可能性っていうのがすごい高いと思うんですよ。

ですので、やっぱりその辺も視野に入れた上で、現状を、平成32年間までの中も、しっかり調査、精査しながら取り組んでいってほしいなと思ひまして、お尋ねをさせていただきました。

ありがとうございます。

下田 寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

中川原豊志委員

じゃあ、今、樋口委員が言われたページで1点、まずちょっと確認させていただきたいんですけども、取り組み体系の54ページ、2番目、地域子育て支援センターの市内全小学校区での設置というのがありますが、これはどういうものなのか、放課後児童クラブとどう違うのか、ちょっと確認をまずさせてください。

石橋沢預こども育成課長

ここで言う、地域子育て支援センターは、各保育園に設置をされている地域子育て支援センターを、市内で小学校区に1つずつの設置を目指そうというものでございます。

中川原豊志委員

保育園での子育て支援センターを各小学校校区に持とうと。

これは、じゃあ、公立保育所もあれば、私立の保育所もあると思うんですけども、そこに支援センター、校区ごとに1個は最低設置するというふうなことなんですかね。

石橋沢預こども育成課長

公立、私立かかわらず、特別保育事業として、地域子育て支援センターに取り組んでいただく保育所がございますので、それを、小学校区に1つということで上げております。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

要は今、そういうふうな保育所での子育て支援センターの設置をしているところが少ないと。何か所かはあったかなと思いますが、少ないんで、全小学校校区にということ。

はい、わかりました。

じゃあ、ちょっと戻りまして、50ページ。

若い世代からの生活習慣病予防を進めますということで、その取組の達成目標が、全死亡者に対する、早世、要は早い、若い方の死亡の割合を減らすというふうなことのようにございますけれども、ページ数が後ろのほうになるんですが、62ページには、ここに特定健康診断の受診率というのを上げられております。

この文章的な取組みの姿勢からすると、ここに特定健診の受診率とか、成人病予防するための検診とか、そういったものを上げられたほうがよかったのではないかなと、ちょっと個人的に思うんですが、その辺の考え方はどうだったのか、ちょっと確認させてください。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

まず、健康増進課では、ヘルスアップ健康診査っていう、20代、30代の方を対象にした健診を行っているんですけれども、その結果を見ましても、大体もう若い方で4分の1の方が、25%近くの方がもう受診勧奨域の方になっております。

今、一番問題になっている生活習慣病の発症予防、そしてまた、重症化予防は、特定健診の対象年齢の40歳からでは遅いということで、若い方からの健康づくりが一番重要ということで、今回の取組の方針のほうにも上げさせていただいております。

うらら鳥栖21プランのそれぞれの事業で、それぞれの目標はございますけれども、若い方の生活習慣病を予防して、若い世代の死亡を減らすことが、うららプランの全体を推進することになって、全市民の方の健康につながるっていうふうに考えておまして、それで今回、早世の割合を減らすということを、目標に上げさせていただいております。

全死亡に対する鳥栖市の早世の割合は、国の12.6%に比べて13.3%と高かったので、今回、この国の割合を最終目標値といたしたところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

死亡数の割合をするのもいいんでしょうけれども、今、答弁ありましたように、若い世代

の受診率を上げるための対策として、ここに健康診断を行いますと書いてありますけれども、具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのかあれば、お答え願います。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

若い方の健康診査につきましては、先ほど申し上げましたように、ヘルスアップ健康診査を実施しているところでございますけれども、若い男性につきましては、職場での健康診査を受けていらっしゃる方がほとんどで、うちのほうにお見えになっていらっしゃる方も女性のほうが、ほとんどになっております。

若い女性の方への健康の意識づくりといたしましては、まず、妊娠届け出をされたときから、健康診査の大切さ、それから、赤ちゃんが生まれて2カ月健診のときには、もうお母さんへうちのほうのヘルスアップ健康診査を受けていただくようにお勧めをしております。

それから、同時にうちの教室等においてになったときに、健康マイレージへの参加のお勧め等々行っておりまして、少しでも健康に関心を持っていただくように、機会を逃さずに、職員が若い方に健康づくりをお勧めしているところでございます。

それから検診につきましても、健康診査と一緒に子宮がん検診を同時に実施をしたりして、なるべく受けやすいような環境づくりに努めているところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

ぜひね、その死亡数ももちろんいいんですが、健康診断受診率の向上に向けた取り組みも、ぜひ積極的に行っていただきたいなというふうに思うところでございます。

あともう1点、ちょっと後ろのほうになりますけれども、60ページ。

避難行動要支援者への対策を図ります、と具体的な取組の中にありますが、この対策的なところ、どういうふうにして要支援者の避難行動を、行政として支援していくのか、あれば教えていただきたいと思っております。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

避難行動要支援者への具体的な対策ということでございますけれども、まず、東日本大震災の甚大な被害を踏まえた上で、法制上の対応といたしまして、平成25年6月に災害対策基本法が一部改正されております。

その中の主な項目として、住民等の円滑かつ安全な避難の確保というものが規定されております。

この中で、市町村長が、災害時に自力で避難が困難な者の名簿、いわゆる避難行動要支援者名簿の作成が義務づけをされたところでございます。

これを受けまして、内閣府におきまして避難行動要支援者の避難行動に関する取り組み指針というのが策定されまして、その事務への取り組み方法が示されたところでございます。

佐賀県におきましては、県内の市町の間で支援の不均衡が生じないように、名簿に登載する者の範囲を県内で統一した形で、基準が示されております。

その基準といたしまして、まず要介護認定を受けている方。それと身体障害者1、2級の者で、第1種を所持する身体障害者の方々、それと療育手帳を所持する知的障害者、そして、精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持するもので単身の方などが規定されているところでございます。

こういった基準に基づきまして、鳥栖市のほうでも名簿の作成というものに取り組みをいたしております。

平成26年度に避難行動要支援者名簿というのを作成いたしまして、その時点で、平成26年5月1日現在の登載者につきましては、2,779名ということで、今名簿をつくっているところでございます。

ただ、名簿をつくりましても、この後が、個別の避難行動、それぞれのお一人お一人の避難行動計画というところに入ってくるんですけども、そこが個人別になってまいりますので、支援者数をまず確保する必要がある、それぞれの要支援者に対する支援者数の確保と、そういったもろもろの課題がございます。

今の段階では、名簿を作成したところで、その名簿については適切な更新を加えていく。

それと同時に、次の段階といたしまして、個別の支援計画なりに入っていくものが望ましいとは考えておりますけれども、なかなかこれにつきましては、個人情報等絡みもございまして、区長さん、あるいは民生・児童委員さん方を通しまして、こういった制度の周知については、お願いをしているところでございますけれども、個別の計画までは現在のところでは至っていないところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

今、名簿を作成して、今後、対策を練るといふうなことと思っておりますけれども、先ほどの防災計画の中にもありましたけれども、やはり、地域のそういうふうな防災組織、そういったものも必要になってこようかなと思っておりますので、ぜひそういった組織と連携しながら、しっかりした要支援者の避難誘導できるような対策を講じていただきたいというふうに思います。

以上です。

江副康成委員

済みません、1点だけ、ちょっと御質問させていただきます。

54ページの潜在的保育ニーズの件を私のほうからも質問させていただきたいんですけども、平成25年12月時点の調査において、鳥栖市には待機児童、入所待ち児童含めて500人程度の保育量が不足していると推計されていますというふうにあるんですけども、これは、その時点だけの話なのか、今後、10年、20年、30年、その500人の潜在的ニーズが維持される、あるいはふえていく、そういったところまで含めてのニーズ調査だったのかを教えてくださいたいんですけど。

石橋沢預こども育成課長

この平成25年12月の調査は、平成26年に子ども・子育て支援事業計画を策定するためのアンケート調査でございまして、この時点での、潜在的保育ニーズの500人ということでございます。

江副康成委員

前回、基本構想つくるときに、目標人口推計という形で、今後、その時点での今後20年間はふえていくけれどもと、7万5,000人だと、ぐらいの目標だということで、その中のまた4分の1が高齢者になるということで、ふえても、高齢者の方が割合がふえていくという中において、潜在的保育ニーズが必要な方が、どのくらい構成が推移するのかというところを分析してもらわないと、今回、この保育供給量の拡充を図りますという形で追加して入れられておりますけれども、私を感じるところによると、もう既に先行して、来年度を目指して、民間の保育施設が3件認可されると。

結局、大きな設備投資を伴うような保育園の設立が発生しているということで、当然、20年、30年、やっていく計画の中において、おられると思うんですけど、そのときに、鳥栖市がこういう潜在的ニーズ、保育ニーズも対応するために保育量の拡充を図りますと、行政が言われたから、それを信じてつくりましたと。

途中から、人口はじゃんじゃんふえているかもしれんけれども、高齢者ばかりで、今、あんまり適当かどうか知りませんが、子供を産む適切な年齢どうのこうのの比率がどこまで確保されて、どこまで保育ニーズは本当にあるのかという検証をやったりしないといけないと思うんですね。

認可するのは県が認可するんでしょうけれども、そのときに、鳥栖市がどういう形で関与されているのかっていうやつをお聞きしたいですけども。

石橋沢預こども育成課長

先ほども申し上げました、この子ども・子育て支援事業計画というのがございまして、こ

れは毎年、検証、評価していくようになっておりますので、その中で、まずは、毎年の入所申し込み状況等も勘案しながら見直しをかけていくことになると思います。

また、計画の見直しも数年後にはございますので、そのときに、また、アンケート調査などによりまして、その時点での潜在的な保育ニーズがどれぐらいあるかということ、また、調査をしていくことになろうかと思えます。

江副康成委員

じゃあもう、最後に、ちょっと私の意見といいますか、その部分だけを言わせてもらって終わりますけれども、今、結局、先ほど待機児童ですか——がいらっしゃるとかいう、年少は少ないけれども、だんだん入れないというところは、結局は、保育士さんが不足してて、なかなか入れないというところに起因するのが多々あるとお聞きしてまして、そういったところをクリアするために施設を伴うような、保育量を供給する必要があったのかどうかも含めて、もうちょっと何か検討はされたということを示されたがいいと思うし、何かこういう形で、何か保育量を図りますという形で、鳥栖市が推進しますと言うと、つくったところに対するその後の保障みたいなのを含めて、何かかかかっていくんじゃないかなと思います。

ただ、私は、もともと7万5,000人っていうところじゃなくて、もっと何か大きな目標持ってもいいというふうに思ってる人間だから、それに合わせるように、人口の増加政策みたいなやつをやっつけていかれるということであれば、非常にいいかなと思います。

以上です。

下田 寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

伊藤克也委員

51ページ、52ページの安心して医療が受けられる体制を充実させますというところで1点お聞きをいたします。

市民の役割というところで、かかりつけ医を持って健康管理を行いますとあります。

かかりつけ医については、随分以前より必要性は、いろんなところで耳にするわけですが、最近よく耳にするのは、かかりつけ薬局ですね。薬のもらい過ぎということがよく言われますし、それに伴い薬害とか、また、それに伴って医療費、もちろんふえていくという弊害もございます。

せっかく平成32年度までの後期計画の中に、このかかりつけ薬局という、非常に私自身は大事なところかなというふうに認識しておるわけですが、一切明記がないというのはいかがなものかっていうか、どうかなっていうふうな意見を持ち合わせておりますが、どのようにお考えか御意見を聞かせください。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

かかりつけ医の大切さにつきましては、議員、御指摘のように、私どもも極めて重要なことと思っております。

同じように、今現在においては、かかりつけ薬局、薬剤師さんっていうのも大変重要な役割を占めていることは、本当に認識をしているところでございまして、鳥栖・三養基の薬剤師会の先生方におきましても、市民の健康のためっていうことで、うちのほうの、うららの取り組みにも、とても、大変御協力をいただいているところではございます。

今回、安心して医療が受けられる体制づくりっていうことで、前期の計画までは、かかりつけ医っていうことを上げておりましたけれども、かかりつけ医につきましては、ほぼ目標を達成しておりましたので、今回は、休日や夜間に受診できる医療機関を知っている親の割合っていうふうなことを上げさせていただいております。

議員御指摘のとおり、かかりつけ薬局に対しても、大変重要なこととは思っておりますので、今後は、健康増進課のほうの事業でありますとか、教室、健診の機会を利用して、住民の方には十分に周知を行っていきたいと思っております。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

十分認識をしていただいているということであれば、なおさらのこと、この中にしっかりと明記をしていただくほうが、私はいいいというふうに思っておりますので、御検討いただければというふうに思います。

以上でございます。

下田 寛委員長

ほか、ございませんでしょうか。

成富牧男委員

48ページのまちづくりの基本目標。ちょっと私、最初にお尋ねすればよかったんですけど、これは、松雪次長のほうにお尋ねせんといかんのかなと思いますが、ずっと見ると、いろいろな行政用語が、最後の結びのところですね。

例えば、ここで言うと、ここもまた特徴があるんですけど、充実しますではなくて充実させます。取組2、取組3、そして取組6、取組7と、充実させますという、ちょっと、特にここに目立つんですけど、充実しますと、どういうふうに使分けしてあるのか。

それから、よく出てくるのが図ります、講じます、それから、進めますはわかりますよね。

何か、行政が使っている言葉なので、それなりの……、支援しますもありますよね。

使い分けをしてあるんだと、これはもうここまでぐらいの意味でしとこうと、これはもう
どんどん今から進めるという意味だよとか、ちゃんと使い分けしてあると思いますが、まず
ちょっとそのことについてお尋ねをしておきます。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

基本的に、まず、推進します、検討します、支援します等につきましては、基本的に、事
業の実施、継続、拡大など取り組んでいって、前向きに進めていくものというふうに考えて
おりまして、その文脈とかを考えながら、それを使わせていただいているところでござい
ます。

それから、目指しますとか、させますの違いにつきましては、目指します、させますのと
ころでは、市役所が自主的に、我々がやることにつきましては、しますの言い方をさせてい
ただいておりますし、させますの部分は、他団体も含めたところで、関係する者があるよう
なときに、させますというような使い方をしているということで、我々は、今のところ整理
をしております。

以上です。

成富牧男委員

ありがとうございました。

1つだけほんなら、もう一度聞きますけど、図りますというのはどういう……。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

図ります、進めます、図りますとか、そこも、申しわけございません、その文脈を考えな
がら、使い分けをさせていただいたということが正直なところです。

成富牧男委員

私は何か濃淡があるんじゃないかなと思って尋ねました。なかなかちょっと、読み解き得
ないところがありますので。

というところで、この48ページでいうと、これ、わかりやすいのでここで言いますけれど
も、取組5のところ、取組5、障害者の自立と社会参加を支援します。

こちらでいうと、具体的な取組でいうと、障害のところはここですね、58ページ。

58ページの具体的な取組2、真ん中、障害のある人の自立支援を充実させ……、ここも充
実させますとありますが、この中の「また」以降ですよ。

障害のある子供の早期発見に努め、早期療育の充実を図りますというふうにありますけれ
ども、私は、これはむしろ、取組3の子育て支援を、の中で触れるべきじゃないかなという
思いがあります。

そして、はっきり、いわゆる子供の発達支援という形で1つだけ、1項起こしてでも、子

育て支援のところに入れるべきじゃないかというのは、もう議会のほうでも結構共通認識になってますけど、今、非常に学校の、いわゆる支援学級、支援学校、そういう発達支援が必要な子供たちがふえてきてますよね。

だから、そこら辺は、やっぱりきちっと個別に書き出して、それに対する支援、いわゆる早期、1歳半、3歳児の発見とか、それから他機関との連携とか、そこら辺にきっちり触れた方がいいんじゃないかと思えますけど、多分54ページのところ見ると、「また」以下に、母子の健康管理への支援を行いますのところに書いてあるのかなと。個別や集団で保健指導とかも、書いてあるんで、若干ここに含まれているのかなと思えますけど、きちっと発達支援っていう、何かどこかに文言をつけて、これには注意をしっかりと喚起した方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

成富委員おっしゃるように、発達障害、障害のある子供の早期発見というのにつましましては、具体的には保健センターの1歳6カ月健診なり、3歳児健診なり、保護者の方と十分お話をさせていただいて、発達障害の疑いのある方については、次の療育につながるような保健指導をしていただいております。

この項目の中としては、社会福祉課のほうで、ひかり園等の事業を行っておりますので、この整理といたしましては、こちらのほうで、社会福祉課というところで記載させていただいておりますけれども、実際の運用に当たっては、こども育成課なり、または学校教育課、健康増進課なりと連携して、事業を進めているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

わかってあると思えますけれども、ぽんと障害のある子供が見つかるわけではないんですよね。

まずは、やっぱ発達……、ちょっとおかしいと言われる子供が最初に見つかるわけですから、そういう意味では、くくりとしては、私はこの母子保健のほうなり、それかもう再掲というか、両方またがとってでもいいし、何かその発達支援っていう文言はどこかに挙げて、注意喚起をして、就学に向けての、私がいつも連携をもう少しとらんといかんのやないかと言ってますけど、そこら辺のやつが何か入れられたらなあと思えます。

もう大体自分の言いたいこと言いましたので、お答えは結構です。

下田 寛委員長

ほかにいかがでしょうか。

樋口伸一郎委員

済みません、3点ほどちょっと端的にお尋ねをさせていただきます。

49ページ。

文言の御説明も含めてなんですけど、下のほう部分に、行政の役割で、健康づくりを促進する市民ボランティアの育成支援を行います、とありますが、健康づくりを促進する市民ボランティアっていうのは、具体的にどのようなものなのかっていうのを少しわかりやすく御説明いただきたいのが1点と、そうした市民ボランティアの団体さんに、どのような育成や支援を今後行っていかれるのかっていうところは、あわせてお尋ねいたします。

坂井浩子健康増進課長兼保健センター所長

健康づくりを促進する市民ボランティアの方っていうのは、健康増進課で連携をしております食生活改善推進員、それから、うらら推進員の方々のことでございます。

どちらも、健康増進課で開催をしておりますヘルスマイト養成講座を受講をしていただいた後に、食生活改善推進員、または、うらら推進員として、現在、地域で活動をしていただいております。

食生活改善推進員につきましては、現在145名いらっしゃいまして、うららトス21プラン推進のために、食生活、健全な生活習慣の定着を図るために、地域や学校等で、食を中心とした活動をしていただいているところでございます。

うらら推進員さんは、現在54名いらっしゃいまして、こちらも毎年健診の受診勧奨ですとか、ウォーキングの勧め、虫歯予防などの重点項目を自分たちで決めていらっしゃいまして、それを地域や保健センターで広める活動をしていただいております。

今後につきましては、ヘルスマイト養成講座を継続して開催をいたしまして、よりたくさんの方に推進員になっていただき、地域に密着した活動を通して、御自分はもちろんのこと、御家族、お知り合い、周りの方々の健康づくりにつなげていただきたいと考えております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

次の質問に行きます。

55ページなんですけれども、要支援、要介護、先ほどちょっと出てきたんですけれども、全体で5段階に分かれていると思うのですが、1、2段階は各自治体での裁量権で決定することとなっておりますかと存じておるんですけれども、これを健康につながるような取り組みでできるだけ軽減させていくのが理想的だと考えておるんですけれども、その2段階から1段階にステップアップするような取り組みについては、どのようにお考えでありますでしょうか。

その1点をお尋ねいたします。

岩橋浩一健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

まず、平成27年度の介護保険制度の改正におきまして、要支援の1、2という軽度の方について、介護予防、訪問介護、通所介護が、介護保険の予防給付の対象から外れまして、市町による介護予防、日常生活支援総合事業の中で実施していくことになっております。

特に介護予防、通所介護につきましては、機能訓練というのが大半となっております、通所型のサービスとしては、介護予防事業者による通所型サービスとか、あとボランティアなどによる住民が主体となって実施する自主的な通いの場サービスなどがございます。そのような、多様なサービスがございます。

本市におきましては、まず介護予防事業といたしまして、健康で元気な高齢者の方々を第1次の予防事業対象者としまして、口腔機能改善や栄養の基礎知識、あるいは認知症予防などの講話、あるいは軽いストレッチなどを行ういきいき健康教室、そして、歩行バランス、認知機能の改善を図るためのふまねっと運動教室、そのほかに、ロコモティブシンドロームの予防のための軽い筋トレやリズムダンスを行います、ロコトレ教室などを実施しております。

このような教室を実施する中で、要介護状態に陥ることなく、あるいはその要支援の方々が要介護にならないように、あるいは健康な方が要支援のほうに移らないように、そういった予防事業ということで、各種の事業をしているところでございます。

そして、昨年秋からでございますけれども、このような各種の健康教室を終了された方々に対しまして、健康づくりのための自主的な活動の場をつくっていただくということで、嘱託員会、あるいは、民生委員、児童委員会を通じまして、通いの場を各町区の公民館につくってくださいということで、御説明にお伺いしております。

具体的には、医療福祉専門学校緑生館の先生方に考案していただいた、私どもでは、鳥栖っ子体操と申しておりますけれども、簡単な、椅子とタオルだけを使った、簡単な体操でございますけれども、それをDVD化をしまして各町区の説明なり、要望があったところに御説明申し上げまして、そういった通いの場を、ぜひ身近な町区の公民館で開催してくださいということで、昨年秋からお願いに参っているところでございます。

そのかいもございまして、市内の数地区から、もう回数、数回重ねて、この鳥栖っ子体操を実施していただいておりますので、今後は、またさらに、その取り組んでいただく町区の数ふやしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

次の質問に行きます。最後です。

62ページなんですけど、国民健康保険税の収納率を上げるためなんですけど、現在行っている収納方法を改善するようなところがあれば、その改善要素をお聞かせ願いたいというのがまず1点です。

また、具体的な改善方法がないとしても、収納率向上にどのようにしてつないでいくのかっていうのを1点目の質問とします。

また、国保税の、今後広域化に向けての考え方について、お尋ねをします。

それと、平成32年度の目標数値というのを掲げられてあるんですけれども、収納率のところ、その収納率の増加の根拠を教えてくださいと思います。

よろしくをお願いします。

平塚俊範税務課長

ただいま御質問のありました収納率の考え方につきまして、平成26年度に滞納整理に特化したシステムのほうを導入いたしまして、そのおかげで平成26年度から徴収率が少しずつ上がっております。

今年度につきましては、体制のあり方、それから財産調査の簡素化、滞納整理進行表の管理のあり方、そういった3点を目標にして、今現時点でやっているところでございます。

本年につきましては、予定どおり92%をクリアする予定でございます。

また、今後の取り組み予定につきましては、0.5%ずつの上昇が見込まれますので、予定どおり94.5%までいける予定でございます。

吉田秀利国保年金課長

広域化後の保険税の仕組みについての御質問でございますけれども、平成30年度から国民健康保険の都道府県化が実施されることとなっております。

都道府県化後の国民健康保険税の算定につきましては、まず佐賀県が、市町村ごとの医療費の水準や高齢化の割合等を考慮し、市町村ごとの標準税率を算定いたします。

その後、市町村ではその標準税率を参考に、市町村ごとの税率等を決定すること、というふうになっているところでございます。

なお、具体的な算出方法につきましては、今現在、国と地方の協議、国保基盤強化協議会の中で、今現在検討されているところでございますので、具体的なところについては、まだ明確になっていないところでございます。

また、収納率目標の94.5%でございますけれども、これにつきましては、県が作成しております広域化支援方針、ここの中で、佐賀縣市町ごとの目標収納率が定められておりますの

で、その目標率が鳥栖市の場合94.5%となっておりますので、その数値をここの目標値とさせていただきます。おとところでございます。

以上です。

下田 寛委員長

ほか、ございませんでしょうか。

成富牧男委員

そしたら61ページ。

取組の方針のところですよ。

下の段落のところ、社会保障制度は社会連帯と相互扶助の考え方にに基づき、というふうにありますけれども、私はその側面もあると思いますが、一番肝心なのは、行政の役割の、一番下、ポツ、全ての市民が健康で文化的な……、いわゆる、これ25条の生存権のところですよ。

この憲法に保障された国民の権利であるっていうところを、やっぱ明確にしないとイケないと、私は、いわゆる人権保障だということをしちっと押さえるべきだというふうに思います。

そうしないと、今、幸い鳥栖の場合は、さっき出た国民健康保険のいろいろな取り扱いについても、それなりにいろいろ配慮しながらやられてるというふうに認識しておりますけれども、ひどいところは、もう取り立て屋と同じような取り立てしたり、機械的に期限付きの保険証出したりとか、いろいろやってますよね。

だから、やっぱりこれは生活保護もしかり、全てのところで一番肝心なキーワードだと思わうんですよ。日本国憲法で保障された云々みたいな、やっぱり一言が必要だと私は思います。

これちょっと、このごろは確かめていませんけど、国民健康保険の何かこういった冊子がありますよね、毎年度出ているやつが、どこか国民健康保険の。あの最初のほうをずっと文章読みますと、きっちりそれがうたわれてるんですよ。日本国憲法の云々ちゅうやつが。

これだったら何か、あんたたち同士の社会連帯と相互扶助の考え方って、いわゆる、余りにも互助の部分が出過ぎた記述じゃないかなというふうに私は思います、いかがでしょうか。

橋本有功市民環境部長

今、相互扶助と、憲法でうたわれている最低限の生活を営む権利というところの御質問かと思わいます。

もちろん個人個人の生活の権利というものもございまして、ただし、制度として、皆さん、国民皆保険の制度の中で、そこを維持していくための考え方も、一つ持つ必要がございまして

ので、個人個人の責任、義務も含めながら、その人にとってよりよい方法で果たしていただ
けるということについては、我々のほうも、市民の方と寄り添いながら考えていくというこ
とを基本に持って、今後も続けてまいりたいと思っております。

成富牧男委員

これ、終わりますけれども、やっぱり、憲法は国に対して、国が国民の、個人個人の人権
を保障するんだよっていうのを示しているものなわけですから、憲法そのものがですね。

それ、具体的に言うと、ここで言うなら25条、それとか、13条ありますよね。そういうや
つをやっぱり押さえとかんと、この字づらだけ読んでやり出したら、今言われたように、ず
っと今後もやられればいいですけど、この相互扶助、社会連帯、あんたたちでどぎゃんかせ
ないかんとたいみたいなやつが、今からますます出てくると思いますので、私は何か何らか
かのどこかに、日本国憲法か、そこまでうたわなければ、やっぱり、人としての権利である、
人権であるというのを、しっかりと書かれた方がいいと思います。

日ごろ人権を強く主張しておられる部長に聞きたいところですけど、いいです、きょうは。
終わります。

下田 寛委員長

ほかにございませんでしょうか。

[発言する者なし]

よろしいですか。

それでは、質疑を終わります。



下田 寛委員長

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日の特別委員会は、これをもって散会いたします。

午後 5 時 28 分散会

平成 28 年 1 月 19 日 (火)

1 出席委員氏名

| | | | |
|---------|---------|----|---------|
| 委員 長 | 下 田 寛 | 委員 | 中川原 豊 志 |
| 副 委 員 長 | 久保山 博 幸 | 〃 | 江 副 康 成 |
| 委 員 | 内 川 隆 則 | 〃 | 伊 藤 克 也 |
| 〃 | 成 富 牧 男 | 〃 | 樋 口 伸一郎 |
| 〃 | 国 松 敏 昭 | | |

2 欠席委員氏名

な し

3 委員会条例第19条による説明員氏名

| | | | |
|---------------|---------|--------------|---------|
| 市 長 | 橋 本 康 志 | 総 務 課 長 | 古 賀 達 也 |
| 総 務 部 長 | 野 田 寿 | 財 政 課 長 | 小 柳 秀 和 |
| 企画政策部長 | 園 木 一 博 | 契約管財課長 | 三 橋 和 之 |
| 健康福祉みらい部長 | 篠 原 久 子 | 情報管理課長 | 青 木 博 美 |
| 市民環境部長 | 橋 本 有 功 | 文化芸術振興課長 | 村 山 一 成 |
| 産業経済部長兼上下水道局長 | 詫 間 聡 | 市民協働推進課長 | 宮 原 信 |
| 企画政策部次長 | 松 雪 努 | 税 務 課 長 | 平 塚 俊 範 |
| 健康福祉みらい部次長 | 岩 橋 浩 一 | 商工振興課長 | 佐 藤 道 夫 |
| 健康福祉みらい部次長 | 石 丸 健 一 | 農 林 課 長 | 井 田 勝 |
| 市民環境部次長 | 槇 原 聖 二 | | |
| 産業経済部次長 | 白 水 隆 弘 | | |
| 教 育 次 長 | 江 寄 充 伸 | 学 校 教 育 課 長 | 柴 田 昌 範 |
| 生涯学習課長兼図書館長 | 佐 藤 敦 美 | | |
| 総合政策課政策推進係長 | 田 中 秀 信 | 総合政策課政策推進係主任 | 中 山 和 憲 |

3 議会事務局職員氏名

議事調査係長 江 下 剛
議事調査係主任 大 塚 隆 正

4 審査日程

議案審査

議案甲第33号 鳥栖市総合計画後期基本計画の策定について

〔説明、質疑、自由討議、総括、採決〕

5 傍聴者

な し

6 その他

な し

午前 9 時58分開議

下田 寛委員長

これより、本日の総合計画後期基本計画策定特別委員会を開きます。



議案甲第33号 鳥栖市総合計画後期基本計画の策定について

分野別計画の基本目標 4

下田 寛委員長

昨日に引き続き、議案甲第33号について審査を続行いたします。

それでは、分野別計画の基本目標 4 について執行部の説明を求めます。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

おはようございます。

それでは、きのうに引き続き、御説明を差し上げたいと思っております。

前期基本計画では91ページ、議案書では63ページになります。

きのうに引き続きまして、変更点、修正点を中心に御説明を差し上げたいと思っております。

この63ページでは、まず、現状と課題、ここの中で、教科「日本語」を核とした、小中一貫教育という文言を追加をさせていただいております。

次に、丸の3つ目、ここは公民館からまちづくり推進センターへ変更しておりますので、その記述をさせていただいております。

1つ飛びまして、文化財関係ですけれども、こちらにつきましては、史跡や伝統文化を初めとする文化財というような表現の仕方に変更をさせていただいております。

次は、今日、健康づくりや生きがいくくり、から、役割はますます増大しており、というこの2行を、文言を修正させていただいているところです。

また、屋内温水プールを初めとして、ということで、今現在設計中の（仮称）健康スポーツセンターのことをこちらのほうに触れさせていただいているところです。

また、最後の行ですけれども、フィット鳥栖、こちらの活動を支援しながら、というような文言に修正をさせていただいております。

次に、64ページでございます。

64ページは、丸でいきますと2つ目ですけれども、地域社会には、というところの次ですけれども、以前は、男は仕事、女は家庭というような表現でしたけれども、今回、男性だから、女性だからというような表現の仕方に変更をさせていただいているところです。

めくっていただきます。

次から、取り組みの部分でございますけれども、まず、取組1、一人一人の可能性を引き出す教育を充実させますの部分です。

取組の方針の下段から2段目、先ほど申しました、教科「日本語」、こちらの表現を追加しております。

また、個別計画で小中一貫基本計画、日本語教育基本計画、これを追加をしております。66ページです。

達成目標の分は、小中一貫、取り組み数だったもの、これは完了しておりますので、今回、新たにコミュニティ・スクールの取り組み学校数ということで変更をさせていただいております。

めくっていただきまして、67ページです。

まず、取組担当課、市民協働推進課を追加をさせていただいております。

そして、関連する個別計画ということで、子ども・子育て支援事業計画を追加をいたしております。

右側、68ページです。

具体的な取組の中段ですけれども、以前は団体育成と活動の取り組みというものを、青少年の健全育成を図りますに変更をいたしております。

なお、内容の本文のほうも、それに合うような形で修正をさせていただいております。

達成目標につきましては、一体型放課後子ども教室実施校というものを新たに追加をさせていただいております。青少年育成団体数は削除しております。

次、めくっていただきます。

取組3です。

左のページ、こちらのほうは、全てまちづくり推進センター、公民館の機能を引き継いだまちづくり推進センターという部分を、公民館の部分をまちづくり推進センターのほうに変更をさせていただいております。

次に70ページです。

右側の具体的な取組の、学習機会の充実を図ります、の部分の内容部分に、具体的に場所、まちづくり推進センターや、勤労青少年ホーム、こちらのほうを活用して、というような文

言を追加をしております。

そして次に、図書館の機能充実ですけれども、魅力ある図書館主催事業というような文言を追加をさせていただいております。

取組の達成目標につきましては、以前3本ありましたけれども、今回3本、具体的な取組に合うような形で、新たな指標を目標として3つ変更をしております。

次、取組4です。

取組の方針中、最後の段落の部分ですが、アウトリーチ事業に取り組むことで、というような文言をこちらのほうに追加をいたしております。

72ページです。

以前は、具体的な取組のところの市民文化活動の振興を図りますというところを、多彩な文化事業の展開を図ります、それから、市民文化活動を振興し、文化芸術を担う団体人材の育成を行います、というものを新たに統合再編をし、こちらのほうに記載をさせていただいております。内容につきましては、それに合うような形で内容を変更させていただいているところです。

達成目標につきましては、以前は文化祭の参加者数ということでしたけれども、新たに入場、参加者数、それからアウトリーチ実施回数、こちらを追加という形でさせていただいております。

めくっていただきまして、取組5です。

こちら文化財の関係ですけれども、取り組みによる5年後の姿というところでは、伝統文化というものを追加をさせていただいております。

取組の方針につきましても、1行目ですけれども、史跡や伝統芸能を初め貴重な文化財ということで、文化財の表現の仕方を変更させていただいているところです。

取組の方針、3行目ですけれども、文化財を保護するとともに積極的に活用してというような文言を、追加をさせていただいているところです。

個別計画では、勝尾城関係の管理計画、そして、同じく勝尾城関係の整備基本計画、こちらを追加をさせていただいております。

74ページです。

以前は、文化財の保護と活用を図ります、それから、歴史的資料の保存公開を行いますという形で掲載しておりましたが、今回は、保護と活用というような形に分割をさせていただいて、活用の部分を、保存公開を行いますの部分と合わせたような形で文言を修正をさせていただいているところです。

なお、達成目標につきましては、以前は指定件数でしたが、今回は、講座等の参加者数へ

変更をさせていただいております。

めくっていただきます。

取組 6 でございます。取組 6 につきましては、75 ページについては、大きな変更はございません。

76 ページです。

76 ページにつきましては、スポーツ施設の整備、中段ですが、整備、利用促進を図りますのところ、屋内温水プールを初めという言葉を追加をさせていただいております。

また、スポーツ団体指導者の育成を行います、のところが、2 行目ですが、鳥栖市スポーツ推進委員協議会、名称を体育指導委員というところから変更しております。

また、フィッ鳥栖の活動を支援しますという文章を追加をさせていただいております。

達成目標につきましては、以前が多目的ホールの利用者、それからフィッ鳥栖会員数でしたが、今回は、体育施設全体の利用者数、それから、市民スポーツセミナー、指導者向けの参加者数ということで変更をさせていただいております。

めくっていただきます。

人権の関係については、修正、変更はございません。

次、めくってください。

取組 8 でございます。取組 8 につきましては、取組の方針の中で、鳥栖市 DV 被害者支援基本計画を第 2 次、これを平成 25 年に策定をしておりますので、そのことを書いております。

また、3 行目ですけれども、男、女とはこういうものという形で、以前は（女）という形でしたけれども、並列ということで書かさせていただいております。

関連する個別計画につきましては、男女共同参画行動計画及び鳥栖市 DV 被害者支援基本計画ということで、変更をさせていただいております。

次に、右側でございますけれども、具体的な取組、以前は男女共同参画の意識を育てます、と、豊かで多様な生き方を支える取り組みを進めます、というものを、今回統合させていただいております、1 つの取り組みとさせていただいているところです。

内容的には、2 つの取り組みを合わせたような形で掲載をさせていただいているところです。ほかはございません。

めくっていただきまして、最後ですけれども、この基本目標の最後になります。国際化の部分でございます。

国際化の部分では、取組の方針の中の、2 段落目の最後のほうですけれども、また、日本人や外国人の区別なく、から、尊重し合い、暮らしやすいまちづくりを進めていくことが必要ですという部分を追加をさせていただいております。

最後でございます。

82ページ、具体的な取組自体は変更はございませんけれども、内容といたしまして、最近の環境を考えながら、ちょっと大きく、詳しくさせていただいたというようなところが実情でございます。

以上が、基本目標4の御説明でございます。

以上でございます。

下田 寛委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

久保山博幸委員

おはようございます。

まず、全般の教育環境についてお尋ねいたします。

全体を通して、連携という言葉が出ております。学校と家庭と地域の連携って、これまでずっとこう言われてきたんですが、なかなかその実情を見てみますと、難しい部分もあるかとは思いますが、ここにうたってある今後の連携のあり方で、具体的に取り組みとして、こういうことをやりたいとかいうお考えがあれば、お聞かせいただきたいんですが。

柴田昌範学校教育課長

おはようございます。

学校教育課、柴田です。どうぞよろしくお願いたします。

学校、家庭、地域との連携については、非常に重要であるという認識を持っております。

学校でも、開かれた学校づくりということで、さまざまな連携ということで、学校長が区長会に出かける、あるいは教頭が民生児童委員会に出かけるということで、さまざまな情報提供、あるいは地域からの授業参観等もどんどんしていただいているところでございます。

また、PTAとの活用いたしまして、PTA連合会との連携というところも、市の教育委員会も重視しまして、今年度については、中学校別に懇談会等を実施いたしまして、教育委員会と学校とPTAとが連携するというところについても、力を入れているところでございます。

非行、いじめ防止、並びに交通安全等も、さまざまな分野で、今後も、学校と家庭と地域の連携ということで、ここにも書いておりますコミュニティ・スクールあたりも、その辺も意識してのことでございますけれども、連携については今後も重視してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

久保山博幸委員

ありがとうございます。

それから、インターネットとか携帯のことについてお尋ねしたいんですが、この基本計画を見る中で、今現状、弊害が出ているのが、やっぱり、夜遅くまで携帯、インターネットをやっているとかが、地域によっては、使う時間を制限したりとか、そういうふうな取り組みもあるみたいなんですけれども、やはり今の教育環境を考えると、このIT時代、ネット時代の教育上の弊害っていうのは大きいと思うんですよね。

この基本計画の中で、そういうインターネットとか、携帯の弊害という、それに対する取り組みというのが見えてこないんですが、そのあたりについてはどのように、今後取り組まれていくっていうお考えでしょうか。

柴田昌範学校教育課長

今、久保山議員さんが御指摘いただきました、スマホによるネットトラブル等も、教育委員会としても大きな問題であるというふうに捉えております。

そこにつきましても、先ほど御質問があった連携のところ、そこを重視するのが一番であるというふうに認識しておりまして、市の教育委員会でも、PTA連合会と共同で、何か手だてがとれないかということで、インターネット、携帯電話の使用の指針ということで、案を、この年末にPTA連合会にお示しをしまして、先週PTA連合会でも話し合いをしていただいております。

一応、原案を教育委員会で作くりまして、校長会でもお見せし、PTA連合会でも、その案について検討していただきました。

ただ、今、案の段階で、この前PTA連合会で話し合いをしていただきましたが、もう少し工夫が必要だろうと。

今つくっているのが、夜9時以降は使わない、保護者が預かる、あるいは、9時以降は、居間、みんながいるところに携帯を置いて、親がチェックする体制をとるとか、そういったところで案をお示しているんですけれども、もう少し検討が必要ということで、他の市町の状況、他のPTAとの状況等も見まして、より実効性のあるものを検討していきたいということで、来年度に向けて、この携帯電話使用の指針については、保護者と学校と教育委員会と手を組んで、何らか実効性のあるものをお示ししていきたいなと考えているところでございます。

以上です。

下田 寛委員長

よろしいですか。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

65ページ、66ページでお尋ねをいたします。

まず、市民、事業者、行政のそれぞれの役割というところなんですけれども、今回、もちろんこの教育関係については、事業者っていう文言はないというふうなことは理解しておりますが、ただ、先ほど柴田課長のほうからも、お答えの中にあつたように、地域社会とのかかわりが非常に大切であるというふうなお話がありました。

ここでは、そういった地域社会という、例えば事業者のかわりに地域社会という文言を入れて、その中での取り組みをこの中に明記をすとかつていう形か、もしくは市民の役割を地域社会と市民一人一人の役割とかつていう形で、2つ分けるとかつていう工夫があつてもいいのではないかなつていうふうに考えておりますが、その辺どのようにお考えでしょうか。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

済みません。

当初、前期の基本計画をつくる段階で、この第6次総合計画の策定をする段階で、将来像の実現に向けて、それぞれの主体ということで、基本理念、市民が主役ですという基本理念でございますけれども、それぞれの主体が役割を担っていただきながら、ともにまちづくりを進めていくということで、住みたくなるまち鳥栖という将来像を実現していこうということで、それぞれの役割をその当時、分けていったところでございます。

その市民の役割というところは、当然、家庭、それから地域社会、これも含めたところで、一体的に、社会全体で子供たちを見守り、育てますというような形で、市民の役割の中に、そういう意味も含めているというようなことで御理解をお願いしたいと思います。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

もちろん、そういった理解をさせてはいただいておりますので、より良い明確に地域と市民という役割を、はっきりとされたほうが理解をしていただけるのかなつていう思いで、そういったことで質問をさせていただきました。

続きまして、次の66ページの、豊かな心、健全な体を育む教育の充実を図りますというこの中の内容を見ますと、どちらかという、この内容については、教育相談とかスクールカウンセラーとか、学校に若干行くことに問題があるつていう家庭に対しての取り組み内容かなつていうふうな理解をしておるわけですが、昨今、道徳教育つていうことが、物すごく、必要性とか重要性が増しているということも、こういった内容を含めたところで、重要性が増しているのではないかなつていうふうな理解をしておりますが、その辺のかみ合わせつ

ていうか、どういったところに重きを置いて、この内容になっておるのかをお聞かせをいただければというふうに思います。

柴田昌範学校教育課長

取組の方針のところ、非行、いじめ、不登校等を記述しているんですけども、家庭や学校で問題を抱えている児童生徒への取り組みが強く書かれているというふうな印象を持たれたと思いますけれども、それだけではなくて、やはり子供を取り巻く環境の変化、家庭、地域の社会力の低下、体験減少等、あるいは生命尊重の心のところの不十分さとか、自尊心の乏しさ、基本的生活習慣の未確立とか、あるいは自制心、規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下など、子供の心の活力が弱っている傾向が指摘されておりますので、その対応を考えているというところで、その辺を記述しているところでございます。

それと、今御指摘がありました道德教育の充実についても非常に重要であると考えておりました、それに並んでもう1つ、自然の中での集団活動、職場体験活動、奉仕体験活動などの重視ということを考えております。

体験活動については、他者、社会、自然環境との直接的なかかわりの中で、みずからを振り返るといった点で極めて重要でありまして、道德性の育成にも大いに資するものであると考えておりますので、これらの体験活動をもとに、子供たちの発達段階に応じて、道德教育の推進ということで、両面で考えていきたいと考えているところでございます。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

やっぱり外に出ていろんなことを体験して、子供たちがそこでいろんな感受性を持って受け取って育っていくと。

もう一つはやっぱり、学校の中で、教育現場として道德という教科の中で、そういった命とか、もろもろのことをしっかりと教育していただくという方向が、今課長がおっしゃるようなことが必要ではないかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、ごめんなさい、もう1点、コミュニティ・スクールについて、この件は、先ほどから何回もおっしゃるように、地域と学校とのかかわりをより強くするための取り組みではないかなというふうな理解をしておりますが、実際、5年のうちに2校、コミュニティ・スクールに取り組みされるということで、ある程度めどを立てられた中で、取り組みをもう推進されておられるのかっていうことを教えていただければというふうに思います。

柴田昌範学校教育課長

コミュニティ・スクールにつきましては、現在、鳥栖市では、学校評議員会制度を取り入れております。全ての学校で5名ずつの配置をしているところでございますが、その中で地域とともに学校づくりを進めるというところは、ある程度できてはおりますけれども、全国的に、このコミュニティ・スクールについては非常に効果もあるというふうなことで進められておりますので、鳥栖市といたしましても、平成32年度までに2校、前倒しできるかもしれませんけれども、考えているところでございます。

この2校につきましては、教育委員会が学校や地域の実情に応じて置くことができるとなっておりますので、どの学校にするか、小中1校にするのか、小学校をまず2校するのか、あるいは中学校を2校指定するかについては、まだ、今後検討してまいりたいと考えております。

佐賀県内で申しますと、佐賀市で5校、嬉野市は全て12校ということで、あと大町、唐津、白石、武雄、鹿島ということで、全国的にも、昨年度よりも470校ふえているということでございますので、鳥栖市でも、他市の状況を見ながら、コミュニティ・スクールを、今後、導入を考えているところでございます。

以上です。

伊藤克也委員

わかりました。

小学校8校に中学校まで合わすと12校の中で、まだいろいろ検討なされているってことなので、次のページの一体型放課後子ども教室については、全ての小学校を対象とされておりますので、その辺、今回このコミュニティ・スクールについては、ある程度、まだ少し様子を見ながらというふうなこともあるのかなというふうには思っておりますが、ぜひ、先ほど答弁の中にありましたように、効果も上がっておるといふ報告もあるようですので、しっかりと、モデル校という形になるのかもしれませんが、進めていただければというふうに思っております。

続きまして、ごめんなさい、もう1点だけ、次のページの一体型放課後子ども教室、こちらについてなんですけれども、確か、これは、今はお母さん、お父さんどちらも仕事に行かれて、なかなか家庭で見る機会っていうか、遅くまで仕事をされておりますので、お子さんが帰られるときには両親がいないという、なかよし会とかってところが今、進められているわけですが、今後、一体型放課後子ども教室というのは、全てのお子さんを対象にしたことだというふうに聞き及んでおりますが、どのような形で進めていかれるのか、まず、教えていただければというふうに思います。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

まず、放課後子ども教室というものの説明を先にさせていただきたいと思います。

まず、放課後子ども教室というのは、全ての児童を対象に、放課後や週末などに子供の安全・安心な居場所を設け、地域の多様な方々の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動などの取り組みをするというものでございます。

鳥栖市では、これまでまちづくり推進センター事業として、主にまちづくり推進センターを会場として実施してまいりました。

このことによって、放課後児童クラブ、いわゆるなかよし会を利用している児童がなかなか参加できないということが課題というふう感じていたところでした。

この一体型の放課後子ども教室というものは、この放課後児童クラブを利用している子供たちも参加できるように、学校の施設内で実施をするということで、全ての子供たちが参加できるように、一体型という名前をつけて、この一体型の放課後子ども教室を、国のほうでも推進していこうという、今、流れになっております。

これまで、なかなか放課後児童クラブを利用できなかった子供たちが、ぜひ、利用できるように、放課後子ども教室を実施するために、全ての小学校区で、この一体型の放課後子ども教室を実施したいという目標で、今後、取り組むという計画をしております。

工程につきましては、まず、学校の施設を活用するというところで、学校との調整が必要になります。

また、地域の皆様に参画していただくということで、そういった地域の皆様の御理解、御協力をいただくということも必要になってきますので、そういった関係部署や、あるいは地域と一緒に事業構築を進めながら、まず、初年度はモデル校として1校、実施をします。

その後徐々に実施校をふやし、全ての小学校で、この一体型の放課後子ども教室を実施していきたいというものでございます。

以上です。

伊藤克也委員

詳しく御説明をいただいて、理解をさせていただきました。ありがとうございます。

先ほど、学校内の施設を全て活用するっていうことだったので、恐らく、弥生が丘小学校なんかは、今でもお子さんが増加しているということで、空き教室はほぼないに等しいというか、足らない状況にありますよね。

そういった中で、やはり、各学校の施設によっては、若干いろいろ課題も多いのかなっていうふうに思いますので、しっかりと見きわめていただきながら、各学校に差ができないように、しっかりと、やっぱり子供たち、みんなにいろんな差ができないような形で、できた

ら進めていっていただければなというふうに思います。

もちろん、モデル校と違って先進的に先に進めることが非常に大事ではあると思いますが、5年後には、しっかりとどこの小学校でも対応できるような形でもっていただけたらなというふうに思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

下田 寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

樋口伸一郎委員

済みません、今言われたのモデルっていうのは、どこか教えていただくことは可能でしょうか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

今現在、モデル校を具体的にどこかを想定しているところではございません。

1校以外でも、もっと複数、もしできたらというふうには考えておりますけれども、先ほど伊藤議員が言われましたように、学校の施設をお借りするという上で、学校との施設との調整が必要になってきますので、そのような状況を見きわめながら、モデル校をぜひ実施に向けていきたいというふうに考えております。

中川原豊志委員

伊藤議員にちょっと関連した項目なんですけど、66ページのコミュニティ・スクールの件でございましてけれども、先ほどお話ありましたように、取り組みとしてはすばらしい取り組みだなど、他の自治体でも積極的に推進されていると、嬉野やったですかね、全校実施をされているというふうなお話があったんで、私もすばらしい取り組みだと思いますんで、ぜひ、平成32年度、12校中2校を目標ではなくて、本当にモデル校を最初につくっていただくような形で、全校をね、そういうふうな対象になるような、コミュニティ・スクールができるような取り組みを計画をされたらいかがかなと思うんですが、全校という目標を立てるのは難しいですか。

柴田昌範学校教育課長

現在のところ、2校をモデル校として設置し、その効果を見た上で、全校に広げることがやはりいいという方向が出れば、ぜひ市内全ての12校で実施してまいりたいということも考えております。

一方で、例えば中学校区、中学校のほうは4校ともコミュニティ・スクールにして、そこに小学校校長も入る中で、中学校区で進めていくといった考え方もあるのではないかなということも考えておりますので、将来的には広げていきたいと思いますが、まずは2校のどこ

ろで検証をして、慎重に進めてまいりたいと考えておりますけれども、できるだけ前倒して検討できないか、教育委員会の中でも今後検討してまいりたいと思っております。

ありがとうございます。

下田 寛委員長

ほかに、いかがでしょうか。

成富牧男委員

取組1、65ページですね。

こっち、ちょっと、この取組1のほうはどっちかっちゅうたら、子供を、学校と地域と家庭が連携して行方、どっちかっちゅうたら学校のほうから見た感じですよ。

次のページの取組2、青少年を心豊かに育みますが、どちらかと言えば、今度は地域から見るような感じですよ。

それで、まず学校、さっきコミュニティ・スクール出ましたが、確かに私も前々から、これについては、いつからずっとねやんっていうようなことを言ってたと思うんですけど、ようやくこういうふう具体的に取組の達成目標に挙げられたということは歓迎をします。

ただ、これって、コミュニティ・スクールの、いわゆるここに、66ページの欄外に解説してありますが、いろいろな人たちが入ってきたとしても、それをやっぱり、もう1つ支える、次のページの地域のそういう、その地域で子供を育てようという意識が出てこない、またそれは、それこそ形だけつくって中身がないみたいな形にもなりかねないと思っております。

それで、さっき伊藤議員からやったかな、市民の役割も2つぐらいに分けられるんじゃないかみたいな話があったんですけど、例えばこの67ページの、私は今度は行政の役割として、一言で言うと、地域で子供を育てる、つまり家庭と学校と地域の連携によってっていう部分で、行政はそれぞれの役割、学校と、例えば具体的に言うと、学校教育課と生涯学習課のそれぞれの役割っちゅう話になると思いますけど、具体的には。

どういう部分を生涯学習課が担って、どういう部分を学校教育課が担う、下手すると、それぞれのところが、私はこれをやります、私んところはこれをやりますって、これを、子供たちを地域で育てるために、それをリードしていくところは何かっちゅうのは、明確にしておかなければ、学校は学校で今、もちろん教育委員会がそういう立場に立たれたのは、うれしいんですけども、現場には現場の大変さがあるわけですから、下手すると、またもう、教科、いろいろ、いわゆるそれぞれの教育科目、教えるだけでも大変なのに、また、こういう仕事が回ってきたとなったら、もう全く本末転倒だと思うんですよ。

だから、そこんところで、何か行政の役割を取組1でか、この取組2なのか、私は取組2のほうがいいかなと思うんですけども、何か明確にしないと、これはそのまま、形だけは

できたとしても、実行性のあるものにならないんじゃないかと思いますが、何か行政の役割のところ、67ページのほうがいいのかな、地域で子供を育てるために……、ここに書かなくてもどういうふうに考えてあるのか、もし、お答えがあれば、お願いしたいと思うんですけど。

わかりますかね、わかりますでしょう。

済みません、私ちょっと説明が……、質問悪いんですけど。

下田 寛委員長

いいですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

先ほど来お話、御説明をさせていただいております一体型放課後子ども教室への取り組みでございますが、この放課後子ども教室が、まず、地域の方々の協力、あるいは参画を得て取り組む事業でございます。

そういった意味で、学校の施設を活用して、この放課後子ども教室を実施するという事業を構築する中で、当然、地域のいろんな方で運営委員会とか、そういった組織を、まず、組織をつくって、そしてその中で、どういった形で事業に取り組むのかという、事業構築をしていくような形になるかというふうに考えていますが、その部分をできるだけ丁寧に、あと行政主導にならないような形で協力いただいて、できればそういう地域全体で子供を見守り、育てると意識の醸成を図ることも、1つの大きな役割ではないかというふうに考えております。

そういった地域、あるいは家庭、それから学校、行政との連携というのは、やはり社会教育の重要な役割というふうに認識いたしておりますので、そういった具体的な事業を事業構築する中で、そういった社会づくりにもつながるのではないかというふうに考えております。

以上です。

柴田昌範学校教育課長

あわせて学校教育の面から、学校教育課の行政の役割としては、やはり学校の応援団として、行政が携わっていきたいと考えております。

ここで示しているコミュニティ・スクールについても、学校運営協議会というのを設置するんですけども、それを設置している学校をコミュニティ・スクールといいます、そのメンバーにつきましても、もちろん学校長を初め学校職員、それからPTA役員、区長さん、あるいは婦人会、地元企業代表であるとか、関係校区の園長さん、あるいは社会教育団体関係者、まちづくりセンター長とか、伝統芸能保存会の方とか、民生委員さんとか、卒業生とか、そういったさまざまな方々にメンバーに入ってもらっていただきまして、保護者と地域の皆さん

で学校をバックアップするという意味では学校のよきパートナーとなると、そういったところで、学校に対する学校運営の基本方針の承認であるとか、教育委員会または学校長に意見を直接述べる、あるいは教職員の任用に関しても教育委員会に意見を出すことができるっていったところがコミュニティ・スクールなんですけれども、そういった声を聞きながら、教育委員会としても、地域を支える役割を果たしていきたいなと思っているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

もうこれ以上言いませんが、要は、どっかに最初の基本構想か何かあるのかな、鳥栖市が目指す子供像っちゅうか、こういう子供に育てていってもらいたい、大人になってもらいたい、そういう、市民が、そういう鳥栖市の子供たちはこう育ててもらいたい、こういう姿になってもらいたいんだっていうものを共有する必要があると思うんですね、まず。

だから、そういうのを共有する、何か組織的保障っちゅうか、そういう場。

今の話やったら、生涯学習課がリードしてやるよというふうに言われたというふうに私は思いますので、とにかくお互いの間に溝っちゅうか、すき間ができてはいけないわけですから、私は今のお答えでのような形でやってもらいたいなど。

そして、いわゆる地域で子供を育てるってここにも書いてありますけど、醸成する、そのための、やっぱり具体的な事業なんかも今後考えていただきたいなと思います。

それからさっき出ました、一体型放課後子ども教室のことで1つお尋ねですが、いわゆるなかよし会の子供たちが今まで参加されんやったらそこ行けると。

ということは、どういうことになるんですかね、その時間帯は、なかよし会から抜けて、指導員さんに行ってくるよみたいな感じでお出かけして、また終わったら帰ってくるっちゅうようなイメージになるんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

はい、そうでございます。

基本的には、放課後児童クラブ自体はずっとありまして、そこから参加したい子供さんが教室のほうに参加する、そして、終わったらまたなかよし会のほうに戻ってくるというような形になります。

以上です。

成富牧男委員

くれぐれも、なかよし会、これはこれで条例でぴしっとうたっているわけですから、なかよし会については。

よもやそういうことはないと思いますが、何かもう一体型のほうに吸収されてしまうようなことがないように、よろしくお願いします。

江副康成委員

済みません。

まず質問する前に、79ページの、この何か下に関連する個別計画がありますけど、鳥栖市男女共同参画行動計画と鳥栖市DV被害者支援基本計画、これ別々ですよ。一緒ですか、これ。

宮原 信学校教育課長補佐兼学校教育係長

これは、1つの計画の中で、はい、策定をしておるところでございます。

江副康成委員

済みません、見ておきます。

先ほどから、ちょっと質問あってます一体型放課後子ども教室ですね、一体型放課後子ども教室。

なかよし会のほうからは、行きやすくなったということなんですけれども、当然、今まではセンターのほうで子供教室ございましたよね。

そこは一応、帰った後に子供たちが参加すると、学校から、1回出るっていいですか、学校から帰りますよね。

そしてから行くという形になっていると思うんですけれども、なかよし会に入らなくて、今までセンターを利用してたような形で、任意で、その一体型子ども教室ですか、参加することはできるんですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

一体型放課後子ども教室は、全ての児童を対象としておりますので、放課後児童クラブを利用する子供、それから、それ以外の子供さんも、全てが対象となります。

江副康成委員

今まで、何か一斉じゃないけれども、帰りの帰り方といいますか、安全確保の絡みで、いろんな工夫されてましたですよね。そこまでが学校の責任でやられていたと。

こういう形で一体型子ども教室とした場合、そのあたりがどういう形になるのか、今までの延長って形で、そういう集団でやるのか、なかよし会みたいに、親が迎えに来るっていうか、それを原則とするのか、そういったところの考えみたいなのところも、もう既にあれば、ちょっと教えてもらえばと思うんですけど。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

今現在、放課後子ども教室は、まちづくり推進センターのほうで実施をしております、

そちらのほうに参加するお子さんっていうのは、まちづくり推進センターに自分で行って、自分で帰ると。もしくは、送り迎えをされているところもあるかもしれませんが、同じような形で、一旦、家に帰って、あるいは家から学校のほうに来て、参加して、また家に帰るという形になるというふうに考えております。

ただ、やはり安全確保、いろんな防犯上の問題もございますので、そういったものについても十分注意を払いながら、実施をしていくということを考えているところです。

江副康成委員

私もなかよし会利用させてもらったんで、非常にありがたかったもんですけれども、子供が……（「子供がね」と呼ぶ者あり）済みません、私じゃなくて私の子供がですね。そんな年代じゃないもんですから、済みません。私の子供が利用させてもらって非常にありがたかったんですけども。

やっぱり自分で子供、仕事しててみられないというときに、非常にありがたいんですけども、プラス何か勉強やないですけども、何かそういうプラスアルファのものがあるともっといいかと、保育園プラス幼稚園、最近の認定こども園と、流れと同じと思うんですけども、そうなった場合に、なかよし会の参加者にも影響するでしょうね、その時間、なかよし会に参加しなくて、真っすぐ放課後子ども教室を参加させてもらって、ならそれでもいいかもしれないと思う部分あるし。

あと、今、まちづくり推進センター、なかなか子供さんの姿って少ないもんで、放課後子ども教室ですか、そういったところで、来てくれるのを非常に、子供さん姿が見えて喜んでらっしゃる部分もあって、ちょっとそういったところのトータル的な、何かいろいろ調整が、今までずっとこう立ち上げて、一所懸命やられた部分と、いろいろ出てくると思うもんで、総合的に調整しながら進めていただきたいなとちょっと思いましたんで、お話をさせていただきます。

あと1点、これはもう十分ずっとお話されてて、1点だけ聞きたかったものっていうのは、コミュニティ・スクールの部分です。

もう大体ずっと、何人の委員さんからもお話されて、論点といいますか、見えてきたと思うんですけども、もともと学校評議員制度というやつを、前回、取り組みの資料として掲げられておって、それが全て満たされたということで、次の展開ということで、コミュニティ・スクールというところを、今回、また、新たな挑戦ということで掲げられたのかなというふうに思うんですけども、いかんせんこないだ一般質問で、どなたか御質問されたときに、天野教育長の御答弁のときに、慎重を期する部分も、まだあるというようなところもあったような答弁のほうに、私は聞いてたんですけども、今やっている学校評議員会、それ

とコミュニティ・スクール、似たようなところが多々あると思うんですけども、決定的な違い、どこの部分をクリアすればコミュニティ・スクールまでいけるのかという、その違いの部分をちょっと誇張してから教えてもらおうとありがたいんですけど。

柴田昌範学校教育課長

今、御質問があった評議員会との違いでございますけれども、まず、学校評議員につきましては、今、鳥栖市では5名の方をお願いして、例えば鳥栖小学校で言いますと、民生委員さん、区長さん、まちづくり推進センター長、それからPTA執行部OBの方、それからルンビニ幼稚園の園長さんということの5名で構成しております。

そして、回数といたしましては、意見交換等を実施するのが3回、そして、入学式、学校訪問、運動会、教育の日の授業参観、小中一貫発表会、並びに卒業式等で6回ほど参加していただき、学校運営に関する意見等をいただいて、学校長が評議員さんからいただいた御意見等をもとに学校運営に生かしているというところです。

一方でコミュニティ・スクールにつきましては、まず構成メンバーが、先ほど申しましたように、もう少し広がるということと、人数につきましても5名程度で今、学校評議員は5名でやっておりますけれども、他の市町のコミュニティ・スクール見ますと、20名ほどのメンバーから構成されております。

そしてまた、20名ほどおられますので、それぞれ部会をつくって、テーマを持って、さまざまな話し合いをしていただき、学校運営に意見を述べるだけではなくて、プラス応援団としてさまざま支援をいただくといったところで、より積極的に、人事に関しても意見を言えるというところ、あるいは学校運営に関して直接校長の意見に、対等に意見を述べることができるといったところで、かかわり方がかなり違ってくるといったところ、それから話し合いの回数も、相当数ふえるということで、かなり学校評議員とは異なるものというふうに考えております。

一方で、学校評議員を残しているという学校もあるようで、コミュニティ・スクールにして学校評議員制度をなくしたというところは、全国的にみると64%というふうに聞いておりますので、並行して残すという考え方もありますけれども、鳥栖市といたしましては、コミュニティ・スクールを入れた段階で、評議員については、もうなくしていいのではないかなと、一緒にできるのではないかなというふうに考えております。

決定的な違いって言うところでは言われませんでしたけれども、より積極的にパートナーとして、学校支援をしていただけるようになるというところが違ってくのかなというところでございます。

以上です。

江副康成委員

じゃあ、その運営委員さんですかね、このコミュニティ・スクールの場合は、その運営委員さんの責任と報酬といますかね、そのあたりはどうなってるんですか。責任と報酬。

柴田昌範学校教育課長

コミュニティ・スクールにつきましては、国からの補助もありますので、予算面についてはまだ検討しておりませんが、今、学校評議員さんにつきましては、年間5,700円ですかね、その3回分ということでお支払いしております。

コミュニティ・スクールにつきましては、より報酬等もふえるのではないかなど。あわせて責任もより強くなってきますので、人選につきましても、校長が選んでいくと思いますけれども、より責任ある立場ということで、任用については慎重に進めてまいりたいと思っております。

よろしいでしょうか。

下田 寛委員長

ちょっと済みません、委員長から議員の皆さんにお願いなんですけれど、非常に大切な議案であるのは承知してるんですが、少しちょっと、細かく入り過ぎてしまうと、この基本方針の審議ではなくて、個別過ぎる内容になってしまいがちに、熱を帯びるとなってくる部分があると思いますので、その辺は議員の皆さんで多少御配慮いただきながら、審議を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

江副康成委員

質問じゃないですけども、まとめとして。

今、コミュニティ・スクールを、そこに入れていいのかどうかということで、ちょっとコミュニティ・スクールそのものがどういったものかってやつをちょっと確認した上で、判断しようかなと思って聞いておりました。

以上です。

下田 寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

中川原豊志委員

76ページ。

取り組み体系、スポーツをする、親しむ、見る、出場する、応援する、支えるの内容の中に、九州・全国規模のスポーツ競技の大会の開催、各種大会への派遣、誘致などを行うことであるんですが、前期の部分に対しても同じように、内容のところと同じような文章がございます。

前期の取り組みと、後期の今後5年間の取り組みの中に、九州、全国の規模のスポーツ大会への開催、誘致、また、それに伴う、下のほうのスポーツ施設の整備の中の、施設の整備を行いますとありますが、この辺のところを前期と後期と分けたところで、取り組み姿勢についてお尋ねをしたいと思います。

石丸健一健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

市内の体育施設につきましては、規模の制限はございますけれども、ほとんどの種目の競技の大会や練習が可能であるというふうには考えております。

現在、現有施設でも九州大会以上の規模で、例を挙げて申し上げますと、ベストアメニティスタジアムでのサッカーの競技は別といたしまして、グラウンドゴルフの九州大会、それから、市民体育館では全九州の高等学校のバスケットの選手権大会、それから、柔道協会のほうで、西日本柔道大会等が現在も行われております。

このほか、市民球場におきましては、西日本中学校の硬式野球大会や、故平野監督が始められましたクロスロードイン鳥栖の大規模な大会、それから陸上競技場におきましては、最近から、ターゲットバードゴルフの九州大会などが開催をされております。

各大会につきましては、種目競技団体など、関係団体を中心に行われておりまして、先ほど申し上げたように、規模での制限とか、そういうものはございますけれども、運営面で工夫をしながら、大会を開催をしていただいております。

ただ、体育施設の現状といたしましては、比較的新しい施設としましても、平成8年度のベストアメニティスタジアム、それから、平成9年度の陸上競技場など、新しいものでも既に施設の整備後15年以上が経過しておりまして、そのほかの施設につきましては、昭和50年代に整備された施設が多うございまして、相当の年数が経過をしております。

前記でも営繕管理、後期でもそうですけれども、営繕管理にこれまで努めてまいってまいりましたが、安全性、それから、機能保全の観点から、大規模な改修が必要となってきていると認識をしております。

特に後期、今回、競技状況の変化により対応が難しくなっている施設というものが出てまいっておることも認識しております。

いずれにいたしましても、スポーツ施設の改修等につきましては、多額の経費を要することとございますので、市全体の施設のあり方、それから方向性の中で、計画することが必要と考えております。

市の公共施設等総合管理計画の中で、具体的には検討することとなるというふうに考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員

同じような回答を何度もありがとうございます。

何か違う回答が来るかなと思ったけど、やっぱり一緒でございましたけれども、ぜひね、今回の、ここに具体的な取組、掲げてありますんで、それに向けて一層努力をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

下田 寛委員長

よろしいですか。

樋口伸一郎委員

1点質問させてください。

ちょっと文化財のことに関してなんですけど、73ページで、勝尾城が今回、追加をされておられますけれども、これを含み、この文化財の管理、保存であったり、整備基本計画というものがございまして、こうした勝尾城含む文化財全般、管理、保存、整備基本計画以外にも、観光資源等の活用等もあると思うんですが、そのあたりの関連性はどのように考えておられるか、お聞かせください。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

まず、勝尾城筑紫氏遺跡の保存整備というのは非常に長期にわたるものでございます。

史跡の観光資源等の活用という御質問でございますが、今後の活用、観光資源としての活用という面では、商工振興課を初め関係する部署、あるいはそういう団体と協議しながら、より効果的な資源となるように検討する必要があるというふうには考えております。

現在、勝尾城筑紫氏遺跡の整備というものが、まだ着手して数年が経過しているところで、現在は、公有地化するというところが最優先的に進めているものでございます。

本当に公有地化し、整備を進めながら、観光資源としての活用というのも並行して、できるだけ皆さんにおいでいただく文化財としていろいろ活用を図っていくというところで、今後も検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

下田 寛委員長

ほかはよろしいでしょうか。

久保山博幸委員

1点、お尋ねいたします。

68ページの具体的な取組で、体験活動の取り組みを進めますということで、地域や企業と連携しながら、自然の中で体験活動を行うことでたくましさと連帯感を育む取り組みを行い

ますということで、これは前期に引き続き、後期も具体的な取組として挙がっているんですが、確かに、ますます今後、体験、それも自然と触れ合う体験というのが必要になってくると思うんですが、具体的にどういう取り組みをされていくのかっていうところを教えてくださいませんか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

今現在、具体的にこの活動として進めている活動が2つございまして、その1つが市村自然塾九州、河内のほうにございます。そちらの施設、あるいはスタッフの方の協力を得て、1泊2日の自然体験、活動事業をしているところでございます。

もう1つでございしますが、これは鳥栖と歴史的つながりの深い対馬との交流事業の1つとして、対馬のほうに、小・中学生を派遣して、そこで歴史的な学習や、あるいは地域、現地の皆さん、それから、そこでの平和学習などを通して、さまざまな体験活動を行うという2つの事業を重点的に取り組みたいというふうに考えております。

また、各地区、今、8つの地区がございすけれども、そちらのほうでも、青少年健全育成事業として、さまざまな体験活動に取り組んでいただいております。

そういった、活動を通しながら取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

久保山博幸委員

今、お話の中にあっただのは市村自然塾、私も非常に興味、関心あるんですが、少しでも多くの子供たちが、せつかく地元にああいうすばらしい施設があるんで、触れ合えるような機会をより多くつくっていただければと、これは希望ですけれども、よろしく願いいたします。

下田 寛委員長

ほか、よろしいですか。

国松敏昭委員

ちょっと、私がよく理解できないところもありますが、71ページ、72ページにかけての、文化芸術に親しむ環境づくりということで、取り組み方針の中で、前年の前期と違って、アウトリーチかな、訪問演奏等と事業に取り組むということで、ちょっとその中身について、ここにも、達成目標も、現実にやられているということで、具体的にもっとわかりやすく、ちょっと私だけがわからんとかようわからんけど、その辺も踏まえて、どういう取り組みで、どういうふうな今進行状況と、実施回数、達成は35年間で4回ふやすということですが、ちょっと中身について、理解する意味で、説明を。

村山一成文化芸術振興課長

アウトリーチ事業については、カタカナ英語で非常にわかりにくくて申しわけございません。

中身につきましては、訪問演奏事業ということでございまして、そもそもの発端は平成23年度から平成25年度まで行っておりましたラ・フォル・ジュルネ音楽祭の中で、小・中学校、保育園等に演奏家の方が出かけていって、本格的な演奏を楽しんでいただくというノウハウを生かすという意味で、平成26年度から単独の事業で取り組んでいるものでございます。

平成26年度につきましては、市内の保育所、幼稚園、小・中学校、あるいは、まちづくり推進センターといったところを31カ所回らせていただきまして、1カ所当たり30分から40分程度でございますが、クラシック音楽であったり、いろいろな演劇であったり、そういったものを子供たちに楽しんでもらったところでございます。

平成27年度につきましては、5月から11月まででございますが、30公演行っておりまして、幼稚園、保育園、小・中学校、保健センターのほうでも行っています。

また、今後につきましては、1月7日にフレスポのほうで津軽三味線等の演奏をさせていただきました。

また、まちづくり推進センターで、これからございます地区の文化祭のほうにも、お邪魔をさせていただきますして、三味線であったり、チェロやギターの演奏会であったり、そういった演奏会のほうを、こちらのほうから出かけて行って楽しんでもらいたいということで始めておる事業でございます。

文化会館のほうでも、もちろん文化事業のほうを年間を通じて行っておりますが、お客様をお待ちするだけではいけないということで、より親しんでもらえる機会を、特に感受性豊かな子供たちが、本物の文化により多く触れ合ってもらいたいということで始めた事業でございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

そしたら、多分ラ・フォル・ジュルネのことはわかるんですが、その後は、文化芸術振興課のほうで、そういういろんな事業っていうか、そういうアーティストとか、そういういろんなことを探してされているわけですかね。

村山一成文化芸術振興課長

アーティストにつきましては、文化会館のほうで演劇等の事業を行っていただいた方であったり、あるいはのフッペルピアノコンクールなどで面識がございまして先生方からの御紹介で、地元の演奏家の方を御紹介いただいたりといったことで、地元いらっしゃる方で、よりすぐれた演奏家の方などを紹介していただきながら、毎年違ったプログラムにしていこう

ということで取り組んでおります。

主体となりますのは、文化事業のほうを委託しております文化事業協会というところになりますが、もちろん私も文化芸術振興課の職員のほうも一緒になって、この事業に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

もう1点は、81ページと82ページの国際化への対応を図りますということで、今回、文言が、松雪次長から少し説明ありました、尊重しあい、暮らしやすいまちづくりを進めますと。

前期と、言葉はそうやってつけ加えられたり、表現を変えられたりしているんですが、ここに、このボランティア登録数のみ取り組みの達成目標ありますが、中身をずっと聞かんと、本当にわからんと思うんですが、本当にこれだけでいいのかなという思いです。

というのが、具体的な取組体系の中で、多文化共生のまちづくりを進めますということで、暮らしまで生活支援まで進めますということですから、言葉だけわかれば、物事進むかという問題が出てくると思うんですよ。

もうそういうことから、当然、何かの施策の中で、取り組まれると思うんですが、その取り組みの達成の目標の中に入れる入れんは別にして、その辺をどういうお考えでこの5年間、やっていこうとされているのか。その辺がお答えできたら、教えてください、方向性とか。

宮原 信市民協働推進課長

国際交流……、国際化への対応を図るという取り組みの中で、外国の方の暮らしやすいような環境をつくっていくというようなことを進めていきたいと思っております、その中には、こちらのほうで今回指標に挙げております語学ボランティア登録数ということで、語学ボランティアにつきましても、これまでちょっとその活用が余りできていなかったところはございますけれども、例えば、外国の方を含めて、避難訓練を今回、今年度も実施した地区がございまして、そういったときの避難場所等の標示等の翻訳でございまして、県の総合防災訓練のときにも、そういった中国語ですとか、英語ですとか、韓国語ですとか、そういったことで、避難所にはる各種情報を翻訳をさせていただいて、標示をさせていただくとか、そういった暮らしの中で必要な情報の提供というようなものを行っていく中で、語学ボランティアの方々にその翻訳等、資料作成等の御協力をいただいているということで、こちらのほうの指標のほうに上げさせていただいているところでございます。

下田 寛委員長

よろしいですか。

成富委員。済みません、簡潔にお願いしたいと思います。

成富牧男委員

簡潔にね。

一問で一答をお願いします。簡潔に答弁をお願いします。

まず69ページ、取組の方針に、公民館の機能を引き継いだまちづくり推進センター等を拠点になってなってますけど、実際問題、いろいろ公民館活動が、公民館って言いよったときがよかったねと、いろいろな話を聞きます。

それで、その公民館の機能とは何かっていうのを改めて押さえておく必要があると思うんですけども、そのことと、それから、取組の体系にあります2番目、社会教育活動の支援、ここの指導者及び協力者の確保育成、このためにどのような事業を今までやってこられたのかなということがありますので、生涯学習講座とは、また1つ私は違うものやないかというような認識持っておりますので、いわゆるカルチャー講座とは違うと思いますので、その点も含めて、答弁をお願いします。

下田 寛委員長

質問の趣旨はわかりますか、大丈夫ですか。いいですか。

宮原 信市民協働推進課長

まず、公民館の機能ということで、今回まちづくり推進センターということで、旧公民館と旧老人福祉センターを合わせまして、現在、市内8地区でまちづくり推進センターということで開設をして、市民の方々の交流拠点、いろんな学習の機会といいますか、講座等も開催をいたしております、そういったところを受けていただく拠点として今、お客様に、市民の方々にお使いいただいているところでございます。

機能といいますと、そういった地区でのいろんな、さまざまな活動の活動拠点、それと、そういった生涯学習の拠点ということで、施設の維持管理、心地よく使っていただけるように、施設の御案内等も含めて、あと新しい講座等もまちづくり推進センターのほうで主催しておりますので、そういった講座の充実等を図っているところでございます。

下田 寛委員長

いいですか。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

社会教育活動の支援と指導者の養成というところでございますが、まず、具体的な事業の中の1つで、これは社会教育関係団体、社会教育活動をされている団体のほうに、助成金、補助金を出しながら、その活動を支援するというのも、この指導者及び協力者の確保、育成の取り組みの1つとさせていただいております。

また、まず、市民の社会教育活動を支援するという中で、活動の場を提供、あるいは、指

導者、協力者の育成という視点では、現在、公民館機能を引き継いだまちづくり推進センター、あるいは、それ以外の社会教育施設、生涯学習施設に職員がおりますが、そちらの職員を、まず、そういった生涯学習活動、あるいは社会的活動を、市民のそういった活動を支援するという視点を持って、さまざまな、例えば活動の場を提供する、あるいは、そういった社会的な課題、あるいは、地域のいろんな課題を、解決するための活動を支援するという、そういった視点を持って、職員として、地域の方、あるいは市民の方へ、さまざまな機会や学習の場を提供するという意味で、職員の研修ということにも取り組んでまいりましたし、今後も、そういった形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

成富牧男委員

ちょっとよくわかりませんでしたけれども、やっぱり関連がないとは言えないと思うんですよね。だけど、きちっと区別と関連づけてやっていかないと、何が何かわからないようになってしまう恐れがあるということをおっしゃいます。

それと、もう余り時間がないっていう、さっき多分そういう意味も含めたサインだと思いますので、1つ意見を言って、1つだけお尋ねをします。

意見は72ページの文化芸術活動の分ですね。

さっきアウトリーチの話が出てましたけれども、この事業っていうのはやはり、ここの具体的な取組に書いてある2番目の内容のところ、人材の発掘、育成にもかかわる取組にできるというふうに私は思っていますので、ぜひ何かもっと展開していただけたらなというふうに思います。

指摘して、1つだけ質問します。

78ページ。

市民が人権について正しく理解し、お互いの人権を侵害することなく云々っちゅうところですね。

これの、具体的に言うと78ページの取組みのところに、市民一人一人が同和問題を初めとする人権問題をもって、同和問題を初めとする人権問題をもって、これはまだスペースはいっぱいあるにもかかわらず、同和問題を初め何とかかんとかかんとか、障害者の問題とか、男女の問題とか、そういう記述もなく同和問題を初めとする人権問題っちゅうのは、余りにも乱暴なくくり方やないかなと思うんですが。

それとあわせて、同和問題を初めっていうふうに、同和問題……、だからこの内容でいきますと、同和問題を初めとする人権問題というふうになぜ記述されたのかお尋ねします。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

まず、78ページに、具体的な取組の中に、人権問題の冒頭に、同和問題を初めとするという記述がございます。

これは77ページのほうにも、取組の方針の中の3行目でございますが、憲法では基本的人権の尊重が定められていますが、同和問題を初め、いじめや児童虐待、障害のある人への差別などという表現をしております。

具体的な取組の中で、本来ならば人権問題というのは、例えば女性の人権であったり、子供、高齢者、障害者、同和問題、外国人など多くの問題がございますが、これらを表現する1つの表現の仕方として、主に生涯学習課のほうで取り組んでおります同和問題を冒頭に使ったということでございます。

以上です。

成富牧男委員

私これ、前回、基本構想をするときに言ったんですけど、本来人権……、いわゆる具体的な取組の中の1つに入ってますけれども、本当はもうちょっと大きな、いうなら器として挙げないかんのやなかったかと、基本構想の中に挙げてよかったんじゃないかっちゃうのは、私は思いがずっとあります。

今、言われた、生涯学習課がやっているからっていうのは、ちょっと違うんじゃないかなと思うんですね。生涯学習課がやっている事業が、同和問題だからそれを挙げましたっちゃうのは、ちょっと余りにもあんまりじゃないかと私は思います。

私がさっき聞いたのは、何で同和問題を初めとするっていう記述をいまだにしなければならぬのか、この鳥栖市においてっていう意味です。

人権問題、いろいろさっき言われたように、それから、さっきの取組の方針の中にあるにもかかわらず、せめて並列的にでもいいんじゃない、同和問題を初めとする、同和問題を何で初めとせんといかんのかということです。

佐藤敦美生涯学習課長兼図書館長

こちらの77ページ、78ページにつきましては、今回、後期計画の中で、前期計画から見直しをしておりますので、その文言については修正をしております。前期計画のままで、こちらのほう、掲載させていただいております。

同和問題を初めとするという中で、同和問題は、やはり、今後も引き続き、差別、人権差別という中で、大きく今なおも残っている問題でございますので、こちらについては、表現が……、入れないような形で、あらゆる人権問題というような形の表現に、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

成富牧男委員

今後、表現については、考えたいということだったと思います。

以上で終わります。

下田 寛委員長

よろしいですか。

篠原久子健康福祉みらい部長

済みません、ただいまの佐藤課長のほうが、今後検討するというふうに申し上げましたが、それにつきましては、同和問題につきましては、まだ、結婚問題等いろんなところで残っているというふうに鳥栖市としては思っているので、この文面の変更については検討はいたしません。

申しわけございませんが、修正をさせていただきます。

成富牧男委員

ちょっと力が入るね、これは。

だから、私はずっと常日ごろから言っているんですけど、大体、今、人権教育、啓発については、教育委員会だということで、生涯学習課が答弁された。

ところが今、それを打ち消されたんですけども、私は常日ごろ言っているですよ。

大体、鳥栖市のこういった人権、行政もしくは同和行政でもいいんですけど、その主管課は、主に鳥栖市全体に責任を持つ部はどちらなのかっていうのをずっと私は、具体的にいうと課ですね、社会福祉課なのか、生涯学習課なのかちゅうのを言ってきたんですけど、今後は、そしたら今打ち消されたということは、篠原部長のところでもいいちゅうことですか。

そういう、これから人権の、同和に関しては。

篠原久子健康福祉みらい部長

成富議員のほうの御指摘ではございますけれども、今までも、同和問題を初めといたします人権問題等につきましてはの啓発教育については、生涯学習課、また、同和団体等とのことに関しましては、社会福祉課ということで分担をしております、その役割については、今後も、そのままということで考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

もうこれ最後ですけど、そしたら人権……、同和も人権の中の一つですよ。そういう捉え方でいいですよ。

人権行政についての主幹、部ちゅうか、主幹課は、全体を統括するところはどこになるのかをちょっと確認させてもらわんと、今のような話が、今後出たら困りますので、お願いし

ます。

園木一博企画政策部長

人権全般にかかわる担当部署という御質問の趣旨かと思えます。

ただ、人権については、先ほどもお話をあったように、さまざまな男女の問題ですとか、女性問題、さまざまな人権問題があらうかと思えます。

当然、かかわる案件に応じて、当然、その内容等にも応じて、さまざまな部署が関連してくるものというふうに理解をいたしておりまして、人権という大きなくくりの中での担当部署という部分の整理は、なかなか困難であるというふうに認識をいたしているところでございます。

以上お答えとさせていただきます。

下田 寛委員長

ありがとうございます。

成富牧男委員

これで終わりますので。

下田 寛委員長

いいですか。

成富牧男委員

終わります。一言、言わせてください。

要は、人権を包括して、鳥栖市の行政の中での人権がどう尊重されているかというところは、部署はないというふうに理解しました。

下田 寛委員長

いろいろと御意見あると思えますけれども、またの機会にさせていただくということで、まだ成富委員にも言いたいこといっぱいあると思えますけれども、よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、ここで質疑を終わりたいと思えます。

〇〇

下田 寛委員長

執行部入れかえのために、暫時休憩をいたします。

午前11時29分休憩



午前11時41分開議

下田 寛委員長

再開します。



分野別計画の基本目標 5

下田 寛委員長

次に、分野別計画の基本目標 5 について、執行部の説明を求めます。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

基本目標 5、活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまちでございます。

前期の計画では111ページから、今回の議案につきましては83ページからでございます。

修正点、それから変更点を中心にとということでございます。

まず、現状と課題でございます。

2つ目の丸ポチの一番最後でございますが、前期ではフォローアップ体制が必要というふうに記載をしておりましたが、今回は、体制を削除いたしまして、フォローアップが必要というような掲載の仕方にしてございます。

続きまして、3つ目の丸ポチでございますけれども、ここも最後の行で、活気ある商店街づくりが必要です、というところを、活気ある商店街とする取り組みが必要です、というふうに変更をしております。

次は、観光の部分でございます。

前期の基本計画では、右側の一番上でございますけれども、これにつきましては、大幅に変更させていただいております、大規模集客施設等の観光資源の集客数は伸びても、というような形で、現在の状況を踏まえた記載の仕方というふうに変更をしております。

最後でございます。

女性や高齢者、障害のある人などということで、雇用機会の創出分の部分につきましても、現在の状況を踏まえた形で変更をしているところでございます。

めくっていただきまして、取組1でございます。

まず、農林業の振興を図りますという部分でございます。

取組の方針の2段落目、「しかし」というところの部分でございますけれども、こちらには、6次産業化ということ、また、農商工連携というような部分を追加をさせていただいてるところでございます。新しい経営感覚を持ったというところを、この文章を変更をさせていただいているところです。

次の段落、「一方で」というところでございますが、その最後のほう、農作業を学び、農産物の収穫等にいそしめる農業体験農園などというところで、こちらを変更してございます。

続きまして、85ページの下のほう、行政の役割でございますが、この一番上のところの担い手や後継者への支援及び集落営農組織等の法人化を推進します、というふうに変更しているところがございます。

続きまして86ページでございます。

同じように、具体的な取組の一番上でございますけれども、その右側、内容部分でございますが、こちらにも法人化を推進します、という部分を追加をしております。次に、3つ目の地産地消の取り組みを進めます。

こちらは、新鮮で安全安心な、という部分に変更してございまして、あと中段の、生産者と協力し、農業体験や学校給食等を通じ、というふうに変更してございます。

次、農産物のブランド化を図ります。以前は地域ブランドの強化だったんですが、今回は農産物のブランド化を図ります、という表現に変えさせていただき、内容につきましても、合うような形で変更をさせていただいているところです。

取組の達成目標につきましては、認定農業者数はそのままでございますけれども、今回、農業生産法人数、そして、農地集積率というものを新たに、こちらの2つを変更をさせていただいているところです。

めくっていただきまして、次、取組2、商工業の振興を図りますというところでございます。取組の方針、こちらの1段落目の最後のほうですが、以前は、フォローアップに努めますというところございましたけれども、今回はフォローアップを行っていきますという、より積極的な表現に変えさせていただいているところです。

関連する個別計画につきましては、産業集積の形成、または産業集積の活性化に関する基本的な計画、こちらに変更してございます。

右側でございます。88ページです。

88ページにつきましては、以前は新産業の創出、新分野への進出を支援しますということございましたけれども、これ、まち・ひと・しごとの関係もございまして、今回、創業に

関する支援を行いますという、具体的な取組に変更させていただき、内容につきましても、起業のこと、起こす業のことに変更をさせていただいております。

達成目標につきましても、その創業支援に関する部分の鳥栖ビズの相談件数、それから企業へのフォローアップ率、こちらに変更をさせていただいております。

中小企業、それから進出協定件数、こちら変更ございません。

めくっていただきまして、取組3です。

商店街の魅力を向上させますでございます。

こちらの変更点につきましては、取組の方針の3段落目でございます。3段落目の最後のほうですが、元気で便利な商店街とするための取り組みが必要です、というふうに変更しております。

また、取組の方針の下から2行目ですが、また、鳥栖駅周辺整備事業の進捗を踏まえ、という文言を追加をさせていただいているところでございます。ほかにつきましては変更点ございません。

めくっていただきまして、観光の振興でございます。

観光の振興につきましては、変更点でございます。

91ページ、取組の方針というところの2行目でございますが、歴史的文化財や、次から変更ですが、鳥栖山笠、まつり鳥栖といったイベント、産業観光や農村での体験交流を楽しむグリーンツーリズムなどというところに変更してございます。

次の段落の、「また」の2行目ですが、新鳥栖駅が開業してからは広域からの来訪者もふえつつありますというふうに変更しているところでございます。

最後の段落、「しかしながら」というところで、しかしながら、交流人口の拡大を図りますということで、これは全体的に変更をしているところでございます。

それから92ページでございますが、これ、きのう申し上げました正誤表の関係でございますけれども、一番下の米印のところ、サガン鳥栖来場分、こちらは削除というような形をお願いをしたいと思います。

めくっていただきまして、働きやすい環境をつくります、というところでございますが、取組の方針の部分でございますけれども、こちらにつきましては、時点修正でございます。

以前は平成22年3月の失業率等書いておりましたが、今回は平成27年3月の分で時点修正をさせていただいているところです。

また、取組の方針の一番下の行なんですけれども、雇用の安定を図るなど安心して快適に働ける環境づくりを進めます、というふうに変更させていただいております。

次に、役割の部分ですが、行政の役割というところでは、工業団地の整備や事務職系の企

業誘致を推進するとともに、多様な働き方による、という、この事務職系から働き方による、
っていうところを追加をさせていただいているところでございます。

次、右側の94ページでございます。

具体的な取組、多様な就業機会の確保に努めますという部分でございますけれども、以前
は高齢者、女性等の雇用に努めますというものがございましたが、これは、こちらの中に統
合をし、内容の文章表現を追加をさせていただいているところでございます。

勤労者福祉の充実を図りますのところでは、勤労者の生活支援の融資制度等という、「等」
をつけ加えをさせていただいているところでございます。

それから、指標につきましては変更等ございません。ちょっとまとめた形で書かさせてい
ただいているところでございます。

最後でございます。取組6でございます。

魅力ある新たな産業の集積を目指しますということで、こちらも取組の方針というところ
では、平成26年4月に、先ほど申しました、基本的な計画、こちらを変更したところを修正
をさせていただいております。また、一番最後から2行目ですけれども、地域との連携も
図り、さらには新産業の受け皿として、新たな産業団地の開発を行いますということで、こ
れは新産業集積エリアの進捗に応じ、このような表現の仕方をさせていただいているところ
でございます。

最後、右側でございますが、取組の体系、付加価値の高い産業の創出を図りますという部
分でございますけれども、以前は創出を支援しますというような表現でございましたが、今
回は、創出を図りますというような表現の仕方に変更をさせていただいているところでござ
います。

以上で御説明を終わります。

下田 寛委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

久保山博幸委員

じゃあまず、農林業の振興についてお尋ねいたします。

今回、後期で、新しく取組の方針で、園芸作物の6次産業化への取り組みというような文
言が入っておりますが、可能性のある園芸作物ってというのは、どういうものが今、あるん
でしようか。

教えていただけますでしょうか。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

本市の6次産業化になるような作物といたしまして、今現在、いちご農家において、今後の計画として、6次産業としての加工販売を考えておられる方がいらっしゃいます。

規模拡大を計画されており、生産数量の確保が見込まれると同時に、6次産業に取り組みたいというお考えでございます。

また、今後の6次産業化に取り組みにもっていけるような作物といたしましては、タマネギとかトマト、それとアスパラなどがございます。

また、近隣の事例では、伊万里市において、ネギ栽培をしたネギを用いて乾燥ネギとか、ネギスープの加工販売が行われております。

うきは市においては、水田の裏作品目として菜種に着目し、100%国産の菜種油として加工販売するとともに、油かすは肥料として有効利用などがされております。

以上でございます。

久保山博幸委員

同じく、新たに具体的な取組の農作物のブランド化を図りますということで、農作物の高品質化等の付加価値により、というような文言がございますが、このあたり、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

本市にあるブランド要素のある作物につきましては、現在、アスパラとかマコモタケ、ミニキャロット等が考えられます。これらの作物については、JAと連携した取り組みが基本になると考えております。

まず、アスパラについては、御存じのとおり佐賀県は質、量ともに全国有数の産地でございます。しかしながら、出荷量の確保については、現在需用に追いついていない状況でございます。

次に、マコモタケについては、10月の約1カ月間の収穫時期にしか市場に出ない、希少な作物でございます。例年、佐賀バルーンフェスタでのPRと販促活動を実施しているところでございます。

また、今、JAさんが推奨されているミニキャロットについては、プチキャロットの名称で、JA佐賀東部地区で推奨されており、生産者も年々増加し、取り組み面積も拡大している状況でございます。

これらの作物については、今後、知名度の向上を目指し、関係機関と連携して推進に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

久保山博幸委員

続きまして、地産地消という、地元の生産者のやりがいづくりっていうのも含めて、やっぱり、地元でつくったものを消費するっていう、その意識は大事かと思うんですが、その指標の中に、地産地消とか、例えば、学校給食の中での、地元産物の自給率というか、そのあたりか、今、ここの取り組み目標の中では、生産者側の取り組み目標だけあるんですけども、消費者側からの取り組み目標っていうのも、指標として必要ではないかと思うんですが、それあたりの指標を取り入れるお考えっていうのはございませんでしょうか。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

まず、使う側としては、学校給食のほうで使っておりますが、品目ベースでの使用率になりますので、以前までは県のほうから使用率についてデータをいただいておりますが、現在、センター化に取り込まれたために、ちょっと品目ベースでのデータが発生しないということで、一応、学校教育課のほうで、給食の主要品目については、取り扱っていただくようになっておりますので、農林課のほうでは、主要品目のデータについては、ちょっとわからない状況になっております。

また、一般利用者の消費になりますと、地域で、うちの畑とか最寄りの個人での販売等が主になっておりますので、そこら辺の使用品目ベースがちょっと、うちのほうではわからない状況でございます。

以上です。

下田 寛委員長

いいですか。

じゃあ、ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

午前11時58分休憩



午後1時10分開議

下田 寛委員長

それでは、再開いたします。

質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

樋口伸一郎委員

基本目標5からでいいですね。

92ページで、お尋ねをいたします。

取組の体系の中に、種類に、観光コンベンションや民間団体など、さまざまな組織が関連をしてることかと思いますが、この取り組みの各種等、連携の部分、この各組織の役割分担についてというのは、どのようになされるのかをお尋ねをいたします。

まず順番にお願いいたします。

佐藤道夫商工振興課長

樋口委員の御質問にお答えをいたします。

具体的な取組の、各種連携と役割分担ということでございますけれども、連携につきましては、まず、市と観光協会が、まずは、その観光振興にかかわる部分として、連携を密にすることが基本だというふうに考えております。

そのほかには、商工会議所や商店街であるとか、農協さんであるとか、そういった民間企業との連携が必要であるというふうに考えております。

各種取り組みという部分につきましては、さまざまな観光においての情報発信だったりとか、質のサービスの向上だったりとか、いろんな部分がありますので、そこは多岐にわたるものだというふうに御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

連携は大変重要だと思っておりますので、組織の数もございまして、取り組みの種別もあると思っておりますので、できるだけ、明確な役割分担等を行っていただければと思っております。

続いての質問なんですけど、同ページで達成目標数値で訂正もありまして、サガン鳥栖も含んだ数字っていうところは訂正をされたんですけども、これはアウトレットも含めた数値になっておりまして、数値だけ見ると680万人っていうことで、何か大きく飛躍したような数値に見えるんですけども、これ単純にお尋ねなんですけど、単純に、この680万人からアウトレットの550万人でしたかね、それを引いた数字で、この前回の数字と比べるんであれば、そういった考え方でよろしいんですかっていう確認なんですけど、お願いいたします。

佐藤道夫商工振興課長

こちらに記載されております目標については680万人と書いておりまして、委員おっしゃるとおり、約550万人がアウトレットへの来場者分ということになっておりまして、現状値として118万7,000人とございます。

前回の目標値が120万人ということでございまして、おおむね目標達成には到達しているのかなという部分がございます。

そこから550万人を足しましても、その680万人にはならないということで、この部分について、5年間かけて増加をさせていくということで考えております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

大体約20万人程度が増加をする目標数値ということで、5年間で4万人ずつぐらいの計算ということで理解をさせていただきます。

続いての質問なんですけど、次のページ、93ページで、ちょっと内容は少し飛びますけれども、今回また、新しく文言等、内容等が変わって記載されてある部分もあるかと思うんですけど、現在、新産業集積エリアに、もう着手しようと言われておられると思いますが、行政の役割の部分で、企業誘致の推進と市民の雇用創出を図る、とございますけれども、今から新産業集積エリアに着手をしようと言われておられます。

ここに書いてあるのは、もういきなり雇用創出を図ることになっておりますけれども、ここへ結びつけるまでの、新産業集積エリアの今後の進め方等の考え方等でもよろしいので、お尋ねいたします。

あわせて、本市は工業や産業、産業は一部かもしれないですけど、工業を中心に多いというふうに認識しておるんですけども、今後はテレワークの導入も含み、先ほど御説明にもあったように、事務職のできるような、ビジネス街的なものも構築することが必要になってくるのではないかと思います。そうしたお考え等もあわせてお伺いさせていただきたいと思っております。

佐藤道夫商工振興課長

まず、企業誘致の推進ということでございますけれども、これに関しましては新産業集積エリアが今から開発して、数年後に分譲開始ということでございますが、現在、市内には工業団地、西部第2工業用地、2画地、あと北部丘陵のほうに、シンクロトロン光研究所ございまして、その両隣に県の所有する2つの宅地がございます。

そのほかにも、民間が所有する空き用地がございますので、そういったものを活用して企業誘致を進めていくということをやっております。

これは、企業立地促進法に基づく基本計画の中でも、うたっているところでございまして、そういったところで企業誘致を進めると、そこが仮に分譲が終わってしまうということになりますと、当然はざまができますので、先ほど御質問がありましたような、多様な働き方の市民の雇用創出という観点と、先ほどテレワークという話ありましたので、そういった事務職系、ICTを活用した産業の誘致にも努めていきたいというふうに考えております。

雇用の量と雇用の質を両方高めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。

この部分っていうのは、ハード面で見れば、新産業エリアの進捗とかをさせるというところで見えてくるんですけども、やっぱり人口増加、今後にも影響してくることかと思いますので、予想というか、理想とされている目標以上になるようにも進捗を進めながらも、一工夫重ねて、それ以上の雇用ができるように取り組んでいただければと思って質問をさせていただきました。

ありがとうございます。

下田 寛委員長

ほかにいかがでしょうか。

中川原豊志委員

若干関連をしますけれども、まず、92ページで、まず、具体的な取組の、観光イベントの充実を図りますというところの内容の中に、市内各地域での祭り、イベント、そういったものを踏まえたにぎわいと活力の創出とあります。

市として、例えば今、いろんな祭りとかイベントがある、各団体がやっていると思うんですけども、そういったもののほかに、何か新しく取り組もうとしているものがあれば、教えていただきたい。なければ、ないで結構でございます。

佐藤道夫商工振興課長

今、新規のイベントについては持ち合わせている部分ございません。

しかしながら、いろんな市民団体とかいうところから、いろんなイベントを開催したいということはあるので、そういったところには、積極的に関与して、にぎわいづくり、活性化につなげていきたいなとは思っておるところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員

ぜひね、交流人口をふやすというふうなこともありますんで、検討できるところはぜひ、いろいろ検討としていただきたいな。

また、取り組み方針の中の真ん中あたりに、アウトレットとかサガン鳥栖のホームゲームで来訪者もふえておりますと、ただ、市内観光地への周遊とか、中心市街地の誘導がうまく機能していない。

この辺の問題点に対して、例えば、アウトレットの来訪者550万人という話があったんです

けれども、そういった方を市内のほうに誘導する施策、取り組みについて、考え方があれば教えていただきたい。

佐藤道夫商工振興課長

御質問にお答えいたします。

取組の方針の中にも課題として掲げております、特にアウトレットに来られる多くの来訪者を、市内回遊させるというのは大きな課題であるかと思っております。

そういうこともありまして、本年度、地方創生交付金を活用いたしまして、とりあえず、ことし、年間2回開催する予定にしておりますけれども、既に1回は12月の第1土日に開催いたしておりますけれども、市内の観光物産PR展を、鳥栖トリップマルシェと称しまして開催をいたしております。

その中で、できるだけ市内の名品、物産を紹介しながら、また観光情報のPRを行いながら市内回遊をするようなスタンプラリーとかいう企画を入れて、市内回遊を図るような取り組みを実施しておりますし、今後も、今回、協力団体としていたしましては商工会議所、観光協会とか、JAさが等の協力も仰ぎながら行ってまいりましたので、今後も、それを継続して、できるだけ市内に回遊するような取り組みを図っていきたいと考えております。

以上でございます。

中川原豊志委員

ありがとうございます。

ここんところがね、ぜひ私たちも真剣に考えないかないかんとこかなと思っておりますし、ここがうまく本当に機能すると、もっと鳥栖のまちもにぎわうことができるのかなと思いますんで、さらなる取り組みをお願いしたいと思います。

以上です。

成富牧男委員

そしたら、まず87ページ、まとめて質問させていただきます。

87ページの取組2、商工業の振興を図りますで、ここでは最初の説明で、取組の方針のところ、企業へのフォローアップを努めますというのを行っていきますに変更しましたというふうに説明がありました。

それで、そこ、取組の方針ではそういうふうに改められましたが、行政の役割のところは、そのまま努めますと、フォローアップに努めますとなっているわけですが、これはどういう考え方でしょうか。それが1つですね。

それともう1つは、93ページ。

働きやすい環境をつくれますのころの行政の役割で、さっきもちょっと出てましたけれ

ども、事務職系の企業誘致を推進するとともに、そのあとの多様な働き方による、市民の雇用創出を図りますと。この文言が非常にちょっと気になるんですが、私はこれは、結局、正規というイメージよりも、非正規の労働者がふえるっていうイメージがどうしてもつきまとうわけですけど、多様な働き方による市民の雇用創出のイメージを教えてください。

以上です。

佐藤道夫商工振興課長

まず、87ページの行政の役割に記載しています、努めますという部分につきましては、文言統一した形で、行っていきます、に変更させていただければと思います。よろしく願いいたします。

それから、93ページの行政の役割の分の質問に対してお答えをいたします。

まず、事務職系の企業誘致という部分でございますので、あくまで、先ほど申し上げましたとおり、事務職系の新たな企業誘致を進めていきたいということで、テレワーク関係、今、実証実験やっておりますので、これを契機に、ICTを活用した企業とか、そういった事務職系の企業を誘致していきたいなという内容でございます。

多様な働き方による市民の雇用創出については、この事務職系もあるかと思うんですけれども、恐らく今委員さんおっしゃったように、非正規の部分と正規という部分では、我々としてはできるだけ正規社員を雇用が創出できるような企業を誘致したいと考えてはおりますけれども、所得の関係もあって、非正規でいってという方も中にはいらっしゃいますから、非常に取捨選択が難しい部分はあるかと思うんですけれども、基本的にはハローワークとか、国と話す部分では、やっぱり事務職系の企業、求職数が少ないと、求人は多いんですけれども、求職数が少ないということで、ミスマッチが起こっているということもございますので、特に、鳥栖市ではそういう面が多々あるということで、そういった事務職系の企業の誘致とか、雇用創出に努めていきたいなということを考えております。

また、余談ではございますけれども、創業支援を行うことを掲げておりますので、創業支援の中でも、そういった新たな雇用が生まれてくるものというふうには期待をして、事業に取り組んでいきたいと考えてはおります。

以上でございます。

成富牧男委員

わかりましたが、2番目の93ページの働きやすい環境つくりますでは、やはり国のほうでも、求人に対して、非常に雇用はふえたという話がありますが、実態は非正規雇用がふえたというのがあります。

多様な働き方を、全く、私も全否定するわけではありませんけれども、さっき言われたよ

うなことも含めてですね。

しかし、限りはあるでしょうけど、やっぱり市としても、しっかり、特に誘致企業なんかが、身分的にどういう労働者の構成になっとるのかというのは、やっぱり常に目を光らせていただかないと、鳥栖市に行ったら、人件費が少なかけん、もうかるばいっちゅう話になったら、もう全然、こういうのもある意味では手段でしょうから、鳥栖市民の幸せのためにと、ざくつと言えぱですね。

そのための手段になっとるわけでしょうから、そこはくれぐれも、そういう立場で臨んでいただきたいと思います。

以上です。

江副康成委員

私のほうからは、重なってしまう部分はあるんですけども、93ページのところです。

下のほうに行政の役割で、工業団地の整備や事務職系の企業誘致を推進するとともにというところの部分をお聞きする前に、工業団地と、次のページ、産業団地、2つの言葉がありまして、恐らく産業団地のほうが大きい、広い概念になろうなとは思いつつも、こちらのほうが工業団地という形で、特に明示されている部分に対して、事務職系の企業誘致を推進するという形で明記されているんじゃないかなと、追加されたんじゃないかなと思うんですけども。

前のほうの工業団地の整備ということで、一角を、その工業専用地域といいますか、しやすいような形で、企業を誘致しながらまちづくりっていいですか、するというようなところからすると、この事務職系の企業を誘致するというのは、ここに企業を引っ張ってくるのか、事務職系の企業が来やすいような環境も整備を含めたところの誘致策を図るのか、そのあたりをちょっと確認のためにお尋ねいたします。

佐藤道夫商工振興課長

今のところ、そういった事務職系を受け入れる受け皿としては、現状としては少ないという状況あります。

県のほうでは、こういうビジネスビルの建設、もしくはそういった場所を確保するための支援事業を、制度をつくられておりますので、そういうビジネスビル街とか、そういったものは、市としては、構想としては持ち合わせておりません。

先ほど言いましたような、県の施策等を活用しながら、そういったものができればいいのではないかなとも思っていますし、今回、地方創生絡みの交付金を使いまして、今、本社の地方への移転とか、一部移転とかいうのがうたわれておりますから、そういったところを、該当する企業をピックアップしまして、調査をかけるようにしております。

そういったことで、そういうビジネス系の企業が鳥栖市に移転する可能性があるかという潜在的な需要を、今、調査をかけておりますので、そういったところを踏まえながら、方針を見きわめていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

江副康成委員

ちょっと先ほどの質問の中で、産業団地と工業団地の区別、どのようにされてるのかということも含めて聞いてみます、それもちょっと確認の意味で、お願いしときます。

佐藤道夫商工振興課長

済みません。

工業団地につきましては、どちらかと言うと製造系のカラーが強いということもございしますので、新産業集積エリアについても、産業という言葉を使っておりますので、基本的には産業団地という名称で、我々は使わせてもらっておりますけれども、基本的にはもう物流関係の誘致することについては、雇用関係でも、非常にドライバー不足という分もありまして、非常に難しい部分がございます。

どちらかといえば、鳥栖市としては、製造業関係、そういったものの誘致を図っていきたいということで、工業団地の整備、産業団地の整備と、言葉の使い方でございますので、そこはちょっと御容赦いただきたいなと思っております。

江副康成委員

また、事務職系の企業を誘致するというところの話に戻させてもらいますと、きのうの議論の中でも、ちょっとあったんですけれども、新鳥栖駅前の、何か乗客数を、倍増、3倍増するような施策とかありましたけれども、そういうところに、どうしても、事務職系等の受け皿をするためには、御存じのように、事務職系を単発でやれる営業所的な事務職系というよりも、モールじゃないですけれども、相互に、お互いに関連しながら助け合いながら、いろんなそういうところがある集団、いろんな業種っていいですか、固まりがないことには、企業にも来れないと、お互いにです。

それぞれ旅行行くのにも、何でもかんでもじゃなくて、お手伝いをしてくる、何かするにもお手伝いをする、相互に関連しながら、事務職系って成り立ってる分がありまして、そういうところにやっぱり光当てないと、この施策もうまくいかないかもしれないし、きのう言ったところの新幹線、新鳥栖駅の盛り上がりの部分の施策にもうまくいかないというふうにも思うし、そういったところは、ちょっと庁内的に、この商工振興課のほうが、誘致するというところの手段としての必要性みたいなやつを、ぜひ推し進めていただきたいと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょう。

佐藤道夫商工振興課長

委員御指摘のとおり必要性はあるかと思っておりますけど、そういった需要があるかどうかというのも含めたところで、判断していかないといけないというふうに考えておりますので、先ほど申し上げましたように、対象企業に、今回アンケートを取るようにしておりますので、調査結果をもとに、取り組んでいきたい、検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

江副康成委員

このところの議論はまた別のところでさせていただきたいと思っておりますので、これはこの程度におさめまして、83ページの現状と課題のところ、先ほどちょっと変更点のところのお話ありましたけど、企業へのフォローアップ体制をとりまして、フォローアップが必要だというふうに言われましたけれども、今、本当に体制が整ってるのかというのが、私としては非常に疑問なんですけれども、そのあたりはどういうところを捉えられて、そういうふうにされているのか、もうちょっとかみ砕いて御説明いただきたいと思っておりますけれども。

下田 寛委員長

質問の趣旨はわかりますか。

もう一回よろしいですか、江副議員。

江副康成委員

体制が整ったから次の段階にと言われたけれども、本当に体制って整って、実際、うまく動いているのか、回っているのかというところをちょっとお聞きしたかったということです。

佐藤道夫商工振興課長

フォローアップについては、常々企業への個別訪問であったりとか、意見交換会だったり、あらゆる機会を捉えて、企業様の抱える悩みとか相談を受けております。

基本的には、商工振興課の企業立地係のほうでワンストップ窓口として、いろんな相談等を対応しているという状況でございますので、体制については、現状でもできているものというふうに判断しております。

以上でございます。

江副康成委員

これ最後の質問っていうのか、意見で終わりますけれども、この議論はいつもやっておりまして、結局、人が足りないということで、なかなか思うようには回れないと。

やっぱり人、物、金、情報、いろいろそういったところの、結局、うまく重なって、初めて目的が達成されると。いろいろ、所管、ほかにふっかけている部分もあるかもしれません

けれども。

ただ、何でこの企業のフォローアップのことを特に言うのかということ、鳥栖市の次の行政を展開するためには、当然、自主財源といいますか、市民税と固定資産税と2つあります。

その中の、当然、企業が来てもらうと、その固定資産税も入るし、フォローアップを重ねて、鳥栖市で腰をおろして展開しようと思えば、当然、設備投資もしてもらって、また、そういう意味では固定資産がふえていくと。だんだん鳥栖市に対する投資もふえてくると、そっちのほうもふえてくる。また、そこで雇用が生まれると、当然、個人の所得もふえれば市民税も払っていただけるし、法人の所得、収益、利益が上がれば、法人市民税も入ってくる。

やっぱり鳥栖市の次の展開のためには、どうしてもここの企業のフォローアップ、この部分は本当に重要なところでありまして、私からすると、もう鳥栖市の精鋭の一番すごい方をここにたくさん配置してもらって、できるだけ伸びる機会を、成長する機会をきちんと捉えられるような、準備していただきたいなという要望をしたかったところでございます。

以上です。

下田 寛委員長

ほかにございますでしょうか。

伊藤克也委員

済みません、89ページ、90ページの商店街の魅力を向上させますというところの、具体的な取組のところ、魅力ある商店街づくりを進めますというふうにございまして、この中で、事業主自身が主体的に取り組む活動に係る経費に対する補助ということでございます。

この活動が、例えば、商店街のそういったかたまりとか団体とかっていう、そういうところで、何かイベント的なものをするに対する活動というふうなことなのか。それとも個人でいろいろ新しく事業を行いたいとか、ただ、まだ既存でやっているんだけど、もう少し違う方向で何か伸ばしていきたいとか、そういったことに対する補助という想定をされているのか、どちらを指しているのかを教えていただければと思います。

佐藤道夫商工振興課長

今の御質問にお答えいたします。

活動の主体については、基本的には商店街振興組合であるとか、商店街連合会という団体が活動する分に対する経費の補助ということでございます。個人に対しての補助については、持ち合わせておりません。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

団体に対する補助ということですが、ただ取組の達成目標については、空き店舗比率を8%改善をさせる目標を立てられております。

このところにかかってくるのは、どうしてもやっぱり新しく何かをやりたいという方が、空き店舗に入って事業をされるといったことが主ではないかと思うんですが、ちょっと今の答弁とこの達成目標は違うのかなっていうふうな思いがありますが、いかがですか。

佐藤道夫商工振興課長

確かにおっしゃる部分もあるかと思うんですけども、基本的には、町全体を活気づけるために団体に対して補助をします。

個店に対する補助については、考えてございませんで、基本的には、例えばでございますけれども、商店街の空き店舗を上げるための施策としましては、空き店舗対策事業、そこにコミュニティー施設を誘致するとか、チャレンジショップを展開するとか、あとはその商店街で不足している業種業態を誘致するとか、そういった形で、商店街の底上げを図るというような事業が団体で行われますので、そういったものを指しておりまして、各個店が取り組む事業に関しては、その商業者自身がみずからやっぱり行っていくべきだという観点から、この空き店舗比率を高めていこうと。

これによって、またにぎわいできて活性化していこうというところで、指標を掲載しております。

以上でございます。

伊藤克也委員

おっしゃることはよくわかるんですが、ただ8%の改善となると、かなり努力が要るのかなというふうに思いますね。

やはり当初資金、何か開業したりするときっていうのは、当初資金っていうのは、もう御存じのとおり、かなり重なるものだというふうに思います。

もちろんその資金もしっかりと自分でね、やっていくっていうのが基本的な考えであるっていうのは、そのとおりだというふうに思っておりますが、何かこの書き方を見ると、そこにも踏み込んで、しっかりとフォローしていくよっていうふうには、私自身は思っているか、感じるわけですね。

今、初めてその説明をいただいた中で、ああそういうことなのかなっていう理解はするんですが、少しこの達成目標と取組の体系に、隔離っていうか、ちょっと意味合いが、かけ離れているなという印象を持ちましたので、そのような質問をさせていただきました。よろしくお願いたします。

以上です。

下田 寛委員長

そのほか、いかがでしょうか。

国松敏昭委員

85ページ、86ページ。

前期の基本計画と変わってきているのは、行政のやり方で、担い手や後継者への支援云々ということで、あとは、集落営農組織等の法人化を推進しますと、この辺が追加されておるわけです。

それで、取り組み体系の中でも法人化を進めると。今回、取り組み達成目標の中で、農業生産法人が現状では6経営体。目標として5年後に15、こういう……。

この農業問題、今、国にもTPP導入を受けて、いろんな取り組み、対策をされていると、そういう話を聞いてますが、本市としては、他市にどのくらい農業が展開できるかっていうのは、よく事態把握しないとわからんところありますが、過去、この6経営体の進捗は、今までどうだったのか。15経営にするために、どういう取り組みというか、行政としてお考えなのか。その辺が、6経営体の成り立ちですたいね。どの期間で6経営法人化されたのかということと、この15にするための、どういうふうな具体的な、そういう推進をされるのかと、その辺を教えていただきたいと思います。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

農業生産法人数についてでございます。

現状、平成26年度でございますが、6経営体ということで指標に挙げております。株式会社が5社、農事組合が1団体でございます。

今後の目標値としての15経営体につきましては、現在、集落営農組織が8団体ございます。これが今後、法人化の予定がされております。

それと1つ、不足分は新規の会社参入等が過去にも発生しておりますので、その分を1経営体含んだところで15経営体ということで、指標には挙げているものでございます。

ということで、集落営農組織の8団体については、今後、法人化へ向けて推進、関係団体と協議の上、推進方向に向かいたいと思っております。

以上です。

国松敏昭委員

わかりました。

それで、これで目一杯なのかどうかわかりませんが、状況がどう動くかわかりませんが、要するに、個人が全部法人化したり、集落営農かな、当然なってくるでしょ。

そういうことで、将来的に、熊本県あたりは、集落してね、大きい法人化っちゅうかな、そういうのを考えてあるんじゃないですか。

そういうことで、担当部署としてはね、将来的にはどういう方向が本市にとって望ましいのか、何かそういう、この計画を踏まえて、将来的にも展望というのは、そういうのはお持ちなんですか。

それとも、まだ先が見えないと思ってんのか。

井田 勝農業委員会事務局長兼農林課長

農政サイドからの展望といたしましては、今、農業者の高齢化及び担い手不足が現状でございますので、今後、先ほども申しましたとおり、集落営農組織、地域で行う団体組織が法人化になっていき、その法人とか、株式会社等が農業参入をされて、地域の農地を預かる集積率の向上へと向かえば、そこら辺の今後の農業展開がそちらの方向で集約ができていき、農地の保全が続いて維持できるものと思っております。

以上です。

下田 寛委員長

ほかにございませんでしょうか。

江副康成委員

済みません、1点だけですけれども。

ここだけじゃなくて、全般的な話なんですけれども、今回、変更点を中心にずっと御説明させていただいていますよね。

できれば、提案するとき、下線か何かで、変更点をわかるようにしてもらおうと、後々も含めて、わかりやすいなど、前々も思ったんですけど、言うタイミングがおくれてしまって、この時点で言ってるだけなんですけれども。

今後、ちょっとお願いしたいなと思ってですね。特に変更点、前回の後期……。

今回は、もう間もなく終わりに近づいているもので、次、第7次の総合計画が、今回と同じように変更するんであればそうでしょうけれども、次の同じような段階のときで、こういうやり方するんであれば、ぜひお願いしたいなど。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

御意見は承りました。

ただ、第7次につきましては、新たな構想からの策定に至りますので、それこそ、つくり込みの仕方から含め、大幅にまた考えていく必要があるというふうに変わっておりますので、つくり方自体も、ちょっと今のところは、どういうふうにつくっていかうかっていうところは、今からの検討になると思います。

以上です。

江副康成委員

まさしくそのほうが理想だと思うんですよ。今回みたいに、前のやつをひも解いて、これ変わってます、変わってませんという説明をもととするのであれば、そういう御準備をされとったほうがよかったなということでございます。

以上です。

成富牧男委員

今の農業のところ、85、86ページですけどね。やはり、今、国のほうでもT P Pの問題なんかも挙がってますよね。

T P Pが大きく、農業だけではなくて、国の形を変えるような、大きな影響があるだろうと言われている中で、当然今、基本構想、ちょっと読んだるわけやないけん、今、読み返しとりはしませんけど、恐らく世界の動きなんか絡んでくる、いわゆるグローバリズムの話も出てたんじゃないかと思えますけれども、そういう意味では、あと5年の計画ですので、この取組の方針の中に、何かそういう固有名詞を入れるのは難しいのか、そこら辺を入れた上で、どういうふうに鳥栖市としては考えておるのかちゅうのを述べられたほうが、よりリアルになってくると思うんですけども、いかがでしょうか。

下田 寛委員長

どなたか答弁いただけますか。

園木一博教育部長

成富委員御指摘のとおり、社会情勢を勘案し、時点修正等を行いながら、前期の計画を踏襲しながら、内容変更すべきところについては変更するというところで、今回、後期の基本計画を策定いたしております。

ただ、この後期の基本計画につきましては、もともと、基本構想を基軸として、その実施をする上での基本計画という位置づけをいたしております。

先ほど御指摘ありましたT P Pの関連で、農業政策関連に関する課題につきましても、まさに今、国のほうで、今後、このT P Pを含めた農業政策のありようというのが、国での議論も恐らく、今後さらに深まってくるとはならないかという認識をいたしております。

そういう中で、具体的な、基本目標の取り組みの方向性の中にまで、ちょっとそこを現段階で明確にその方向性が見えない状況の中まで取り込むというのは、現実にはちょっと厳しいのかなという判断もありまして、今、政策として国のほうの動向等を踏まえて、把握できる部分については時点修正をさせていただいたというところで捉えさせていただいておりますので、まさに、先ほどお話がありました、次回の第7次の総合計画を基本構想から議論をす

表現の仕方に変えさせていただいてるところでございます。

最後、広域行政でございますが、以前は分権型社会の進展によりってというようなことで書かせていただいておりますけれども、今回も、分権型社会ではなく、社会情勢の変化というような形で、今回の表現というような形に改めさせていただいております。

めくっていただきまして、取組1でございます。

取組1、市民協働の部分でございます。

取り組みによる5年後の姿、1行目の終わりからですが、住民の輪が広がり、さまざまな地域活動や市民活動が展開されていますというような形で、まち協の進展に伴いまして、こういう表現にさせていただいております。

それから取組の方針、最後の行でございますけれども、前期では市民協働のまちづくりを進めますで終わっておりましたけれども、今回、進めるとともに、市民活動の中心を担う中間支援組織等の活動を支援します、という文言を追加させていただいております。

続きまして、右側100ページでございます。

100ページでは、まず、2段目の市民の声を広く聞く機会の充実を図ります、というところでございますけれども、以前はパブリック・コメントとふれあいトークンという形で書かせていただいておりますけれども、今回は、関係団体とのヒアリングやアンケート調査、この2つを追加させていただいております。

次の3段目、まちづくり推進協議会の取り組みを推進しますということでは、以前は、地域自治組織の構築を図ります、ということでしたけれども、事業の進捗により、こういう形に変えさせていただき、なおかつ、内容も合うような形で変更させていただいております。

最後は市民協働のまちづくりを進めますのところには、最後に、連携強化を図りますと、「また」ということで、各地区のまちづくり推進センターの事業の充実を図りますという、文言を追加させていただいております。

達成目標につきましては、以前はまちづくり推進協議会設置数を指標としておりましたけれども、8地区設置をされておりますので、今回新たに、一番下でございますけれども、まちづくり活動の担い手育成に関する講座数、これに変更をさせていただいております。

めくっていただきまして、取組2です。

情報化を推進しますの部分でございます。この取り組みに関しましては、まず取組の方針、この一番最後のところの、「また」からですが、先ほども言いましたマイナンバー制度の部分をこちらのほうに記入をさせていただいております。

右側の102ページ、以前は情報化推進計画を進めますということでしたけれども、ちょっと

わかりにくいということで、情報化の推進を図りますというような取り組みにさせていただき、なおかつ、指標を、以前は、市民生活サポートシステム、それから子育て支援連携システムということでしたけれども、今回の指標につきましては、情報化推進計画の進捗率というような形で、改めさせていただいております。

めくっていただきまして、取組3でございます。

取組3につきましてはの変更点では、104ページの右側の一番下、組織人材の活性化を図ります、というところの文章を、現在の状況に合わせるような形で変更させていただいております。

それから、達成目標につきましては、以前は、研修受講職員の割合という形でお示しをしておりましたが、今回は数という形で、受講者数というふうに変更をさせていただいているところでございます。

めくっていただきまして、取組4、持続可能な財政運営を行いますというところでございます。

変更点につきましては、取組の方針、この1段落と2段落、これは社会情勢の変化に伴いまして、今回、我が国の経済は、から、財政的な意義影響も懸念されます、というこの2段落を変更させていただいております。

次に、106ページでございます。

この具体的な取組以前が、2段目でございますが、地方債の適正管理と財政状況の公表というようなことでもございましたけれども、今回、名前を変更させていただきまして、適正な財政運営を行います、というような表現に改めさせていただいております。

公共施設マネジメントを行いますというところの右側の中身の内容の部分ですが、これは、公共施設等総合管理計画、この部分に対応するような形で変更をさせていただいております。

以前、取組の達成目標につきましては、公共施設中長期保全計画の策定率ということでございましたけれども、これにつきましては、今回、落とさせていただいております。

最後でございます。

広域行政でございますが、今回の変更点では、取組の方針の2段落目を、鳥栖市は、から、広域連携を進めています、というような形で、今回変更させていただいているところです。

最後、108ページですが、以前、取り組み2つありましたが、今回、2つを1つにして、内容も変更をさせていただいているところでございます。

指標につきましては変更ございません。

以上が御説明でございます。

下田 寛委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

久保山博幸委員

100ページの具体的な取組、市民の声を広く聞く機会の充実を図りますということで、今回、関係団体とのヒアリングやアンケート調査というところが、新たに加えられたようでございます。

基本理念である、市民が主役ですという理念からすると、当然、広く声を拾い集めていくという働きかけは大事かと思うんですが、パブリック・コメントのあり方ですよね。

前回の健康スポーツセンターにしても、4人の方から6件のコメントがあったということなんですが、ちょっと数が少ないというふうに感じております。

その実施のあり方が、やはり市民の皆様のほうからすると、なかなか文字も小さいし、実際その中を読み込んでいただける方が、どれぐらいいらっしゃるのかなっていうところを疑問に思うんですが。

例えば、パブリック・コメントの回収率とかいうところを目標数値、達成目標に加えてみて、その指標をもとに、市民の声をどれぐらい拾い上げられているのかなっていう指標にはなると思うんですが、そのパブリック・コメントのあり方っていうことに関して、執行部、何かお考えがあれば、まずお聞かせいただきたいと思いますが。

宮原 信市民協働推進課長

パブリック・コメントにつきましては、今、委員御指摘のとおり、件数、人数ともに多くない状況でございます。

昨年度、平成26年度につきましては、案件が10件ございましたんですけれども、提出の意見が51件で、その内訳は13人の方、プラス1グループということで、かなり少なくなっております。そのうち10件、昨年度ございました分のうち8案件につきましては、1件も御意見がなかったというような状況でございます。

今年度につきましても、11件、案件を予定しております。現在パブリック・コメント、意見を募集させていただいている期間中のものを含めまして、あと、予定のものを含めまして、11件をパブリック・コメントにかけるということになってございますけれども、1月8日までに終わっております。5件の案件につきましては14件で、7人の方から御意見をいただいているというところで、確かに件数は少なくなっております。

どうしても、市民協働推進課のほうでパブリック・コメントのほうを担当させていただいておりますけれども、できるだけ多くの市民の方々に、計画の内容及び概要等、目に触れていただくために、関係図書の配架をする場所につきましても、各地区のまちづくり推進セン

ター、図書館、市民活動センターなど、市民の方々が気軽に御利用いただける場所のほうに配架をするように努めておりますし、子ども・子育て関係でございますれば、子育て支援センターなどにつきましても、配架をするようにしていきたいと思っておりますし、計画、細かい字でたくさん書いてあるものだけではなく、その概要というようなものも作成をいたしまして、御提示をさせていただくように、改めて昨年度11月ですけれども、庁内の各課のほうにも通知をしてきたところでございます。

もう1つ指標につきまして、パブリック・コメントの回収率を指標といたしますか、目標の指標にしたかどうかという御意見でございましたけれども、こちらにつきましては、パブリック・コメントの対象となる案件といたしますのは、年度、件数、内容に直接かかわりのある方、それぞれ御関心のある方の対象の方々もばらつきがありますものですから、一概にその回収率というのを指標とさせていただくのは難しいと考えております。

以上です。

久保山博幸委員

その同じ取り組み内容の中で、行政サービスに対し、意見、提案を寄せることができる場、機会の充実を図るといふふうに書いてございますので、例えば、大きな案件の場合は、各地区に出向いて、直接対話形式の中で、言葉で、なかなか文書でっていうのは、伝わりにくいというところもありますんで、例えば、そういう直接出向いての説明会とか、そういう中で、その意見を拾い集めるような取り組みっていうのも必要になるんじゃないかなっていうふうなことを感じております。

続いて、同じ100ページの取組の達成目標の中のまちづくり活動の担い手育成に関する講座数が、今回8講座を目標にされておりますが、どういった方を対象に、どういうふうな講座を計画されているのか、計画があればお聞かせください。

宮原 信市民協働推進課長

今回の後期基本計画の策定に伴いまして、指標のうちの1つとして、まちづくり活動の担い手育成に関する講座数というのを掲げさせていただいております。

こちらにつきましては、まちづくり推進協議会の設立の目的といたしますのは、地域住民の方の自主的、主体的な取り組みを行っていきながらまちづくりを進めていくと。

その地域の状況に応じて、さまざまな活動をしていただきながら活性化を図っていただきたいと考えているところです。

そういった活性化を進めていく上で、地域住民の方の活躍の機会を広げるに当たりまして、まちづくり推進センターで実施しております講座、教室の中から、そういった地域のまちづくりの活動にかかわる内容のものを開催をいたしまして、その中で、その企画、その中から、

活動の核になっていただける、例えばその講師、先生の位置づけになっていただける方を、その中からつくり出していきたいということを考えておりました、実際、今行っておりますものといえますか、例えば史跡めぐりウォークラリーというようなものを、取り組んでおられる地域がございますけれども、そちらのほうで、そういった歴史に関する講座を開催をしながら、そこで培った知識を、そのウォークラリーの中で、ガイドとして生かしていただくというようなことも、そのガイドの方々を、地域での活動の核としていくというようなことを想定をしているところでございます。

久保山博幸委員

ありがとうございます。

続いて、その下のまちづくり協議会の取り組みを推進しますというところで、側面的支援を行っていくということなのですが、まちづくり協議会も3年以上経過して、現状見えていますと、なかなか人材が固定化してるっていうか、もともとその地域で活動されていたPTAなり子どもクラブなり、区長さん初め、大体お見かけする顔ぶれっていうのが、固定化しているんじゃないかなと。

もっとたくさん地元には、いろんな能力とか、熱意を持った方いらっしゃるはずなのですが、なかなか、そこが人が広がっていったんじゃないかなというふうな、そういう思いがあるんですが、そういった面での側面的な支援のあり方も、いろいろ取り組んでいかなければならないというふうに感じておりますが、そのあたりはどうでしょうか。

執行部の今後の取り組みのお考えとしては。

宮原 信市民協働推進課長

まちづくり推進協議会の側面的な支援ということでございます。

まちづくり推進協議会、各地区のほうで立ち上げをしていただいているわけでございますけれども、市民協働推進課の地域づくり係の者、それぞれ各地区に、担当分けをしております、それぞれ週2回以上、地区派遣ということで、それぞれのセンターにまいりまして、状況等を確認をする中でといたしますか、その各まちづくり推進センターの職員が、まち協の事務局員ということも兼ねておりますので、そういった活動状況等の報告を受け、相談を受け、支援といたしますか、運営につきまして、さまざまな協議を行っているところでございます。

また、それぞれ、まちづくり推進協議会の役員会、各部会、設置をされておられますけれども、開催時間につきましては、夜が多いんですけども、そちらのほうにも、各担当の職員出向きまして、情報の共有化、いろんな先進事例の紹介というようなことも含めて、今、取り組みをさせていただいているところでございます。

下田 寛委員長

よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

伊藤克也委員

済みません、久保山議員の質問にちょっと重複をしてしまいますが、100ページの、まちづくり活動の担い手育成に関する講座数ということで、今、宮原課長より説明をいただいたわけなんですけど、例えばこれ8講座という、何でこの8講座なのかっていうところから、もう一回ちょっと教えていただければと思います。

宮原 信市民協働推進課長

こちら、平成23年度の目標、8講座と設定をさせていただいておりますのが、各地区に少なくとも1講座は開設をしたいというところで8講座ということで、数を設定いたしております。

伊藤克也委員

そうですね、8地区あるので8講座ですね。これって平成32年までの5年間のうちに、8講座ですね。

ということは、1まち協当たり、5年に1回、講座を開催するというのでよろしいんですね。

宮原 信市民協働推進課長

済みません、5年に1回といいますか、講座ができればまだ継続して、その講座を開催をしながら、そういった地域での、地域活動の担い手の方を育成させていただければとは思いますが。

伊藤克也委員

意図することっていうか、意味はよくわかるんですが、果たして取り組み、達成目標までに値するのかなという気がどうしてもしてしまうんですが、いかがでしょうか。

宮原 信市民協働推進課長

指標に値するかというような御質問かと思いますが、それぞれの地域ごとに、特に取り組んでいきたいとか、その地域の住民の方がより参加していただきやすいとかいうことの、どういったことをテーマに行うかというのも探していただいて、その講座をつくり上げていくというようなことが必要かと思っておりますので、なかなかそうすぐ出てくるものではないかとも思っておりますし、1つの取り組みがあって、また別の取り組みのほうがいいということであれば、そこも新たな取り組みにも変わっていくこともあるでしょうし、今回、8というのは、少なくとも各それぞれのまちづくり推進センター、各地区で必ず1つは達成をし

ていきたいということで、8という数字を掲げさせていただいてるところでございます。

伊藤克也委員

とにかく何か新しいことを各まち協で、5年間のうちで、試行錯誤を繰り返しながら、1つでもいいから成し遂げてやっていってもらいたいということで、よろしいわけですね。

宮原 信市民協働推進課長

はい、伊藤委員おっしゃるように、そういったことで進めていきたいと思っております。

伊藤克也委員

わかりました。

それでは、次に移らせていただきます。106ページですね。

先ほど松雪次長のほうから、中長期保全計画については、既にでき上がったので、恐らく、今回、各取組の達成目標からは、外されたというふうなことだというふうに思うんですが、その中長期保全計画については、どのような形で今後公表を予定されているのかをお聞かせをいただければと思います。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

中長期保全計画につきましては、市が所有いたします公共施設のうち、中長期の保全が必要と思われる建築物を対象に、今現在では、屋根、外壁、内装、強電・弱電設備、給排水、これらの9項目の修繕履歴、それから劣化状況、それらの現地調査を終えたところでございます。

ただ、これをする中で、公共施設等総合管理計画の策定というものが、本来、その中長期保全計画、平成27年度までにとこのようなお話をさせていただいていたんですけども、あわせまして、今度は逆に公共施設等総合管理計画の策定が必要と、必須という形になってきましたもんですから、今、現地調査を終えておりますが、改修時期の検討、それから改修費用の試算、これらをその公共施設等総合管理計画とあわせて、今現在、策定を行っているところというような状況でございます。その公共施設等総合管理計画は、平成28年度中に策定をしなければならないというふうになっておりますので、それを指標に挙げるのもちょっとおかしいなというようなことで、あえて指標から外したんですが、先ほどのスポーツ振興課も出ていましたけれども、来年度中に、その公共施設等総合管理計画をつくっていく中で、中長期保全計画も合わせて策定をしていくというような状況でございます。

以上です。

伊藤克也委員

わかりました。

総合管理計画、それが平成28年度中にできて、その中に、中長期保全計画もしっかりと落

とし込んで行かれるという御説明をいただきましたので、しっかりと計画を立てていただいて、できるだけ早い時期に、我々も確認をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

下田 寛委員長

ほかに、ございませんでしょうか。

成富牧男委員

そうですね、2つ聞こうかな。

ここは、市民の視点、97ページの一番上のところ。

まちづくりの基本目標6の下に、市民の視点に立った行政運営を行うまちということを書かれていますね、まずね。

そして、次のページの99ページ、取組1、みんなで築く市民協働のまちづくりを目指しますと。取組の方針には、私たちの好きなまちは私たちでつくろうと。

その次の行の最後のところから、ポツ市民活動団体、ポツ企業、ポツ行政が情報と地域課題を共有し、それぞれの役割責任を明らかにして云々という、パートナーシップによる市民参加型の市民協働型のまちづくりを進めるというふうに書いてあります。

これ、基本は、前期でも変わらないということだと思いますけれども、まず、具体的にお尋ねしたいのが、1つは前期の計画の中で、小学校給食のセンター化の話がありました。

いろいろ言うと、また混乱しますので、まず一つ指摘しておきたいのは、センター化っていうのは、鳥栖市にとっても大きな事業であったわけですから、本来この前期の計画に上げておくべき事業じゃなかったかと思うんですけれども、この場で、こういう基本構想を審査させていただいた場で、こちらから促しても、なおかつ、結局、そのときには基本計画そのものは審査の対象じゃなかったんですけど、結局、計画の中には載らずじまいで終わったんですよね。

そういうことでいいのかっていうことと、それから、学校給食のセンター化が始まって、それから最終的に、それが実施されるまでの経過を見ると、決してここに書いてあるような、情報、行政と、そういう市民、関係者ですよね。

情報を共有して、パートナーシップによる市民参加型、市民協働型の取り組みを、まちづくりを行った。そういうふうには、私は言えないと思うんですよね、思ってます。

結局、これが承認されて後期計画が実行されるとした場合、やはりその学校給食は、個別の話は別にして、今からも、やはりここにはそういうふうにしるけれども、実際は、行政の都合で、場合によっては事を進めるよということでは、これは、まさに絵に描いた餅に

なるんじゃないかと思うんですよね。そこら辺の、まずは、それこそ検証ですよ。あの学校給食の一連の、いわゆる総合政策課の中で、そのやりとりも本来は逆ですよ。

教育委員会から出てきたんじゃないなくて、行政改革のしかるべき機関の、会議の中から出てきて、それを逆に教育委員会に押しつけたみたいな形があったんですけども、そういうことも含めて、これを、この一連の学校給食センター化が実施されるまでの行政の姿勢を、今どのように考えておられるのか、まず質問をしたいと思います。

下田 寛委員長

答弁いいですか。

園木一博企画政策部長

学校給食センターの事業の位置づけということでの御質問かと思えます。

前期の計画策定時に、この事業化の問題については、まだ緒についていなかった現状ございます。

ただ、前期計画、これについては、前回の議会で議決をいただいた分については、あくまで基本構想について議決をいただきまして、前期基本計画については、参考資料という提出での議会での御議論だったというふうに認識をいたしております。

今回、基本条例で、総合計画基本計画についても議決案件ということで条例整理がされておりますので、今回、こういった御審議を賜っている状況でございますが、まずもって前期計画につきましても、毎年、計画の進捗状況を見直す中で、必要な箇所については、計画の修正等も行いながら進捗管理を行ってまいっております。

給食センター事業についても、事業方針が決定した後に、前期の基本計画の中で位置づけを行って進捗管理を行った経過がございます。

今回、御審議を賜っております後期の基本計画については、当然、議案として提出をさせていただいて御議論を賜っておりますので、この後期の基本計画の事業内容と記載している内容等が変更を生じれば、議案の修正という案件になってくるかと思っておりますので、今後、微々細々、例えば文字の訂正ですとか、事業内容が法整備に伴って、法律要件の用語が変わったから修正をするとか、そういったものまで、議会の議決案件で御審議を賜るのかどうかというのは、これはまた議会のほうで一定御議論いただいて、方向性をお願いしたいと考えてはおりますけれども、基本的には、今回、御審議を賜って、議会のほうで仮に議決をいただけたとした場合については、この後期の基本計画は議決案件になりますので、ここの内容を変更したいと執行部のほうで考えが整理できれば、議会のほうに議案の修正という形で御審議をさらにまたお願いするという流れになるものと認識をいたしているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

ちょっと、私が言ってることと少し違うようですが、私、特に議会だけの話じゃないんですね。

市民が主役って言った場合に、私の記憶では、最初にこの話が出てたのは、平成21年という話じゃなかったかなと思うんですけどね、違いますかね。

要は、計画段階から情報を出して、市民の方、これやったら、広く市民の方っちゃうよりも、まずは学校関係者と、それから、学校関係者も協働の立場で、協働の立場で同じ、いわゆる教育委員会が学校長とかに聞くっていうよりも、協働の立場で情報が出されたのかどうかと、情報を共有して審議されたのかっていうのは非常に疑問に思っております。

それとあと1つ、これずっとひっかかって、これも最初に尋ねたんですけど、情勢とかいろいろな動きによって計画を見直すっちゃうのは、それは一般論としては、わかりますけど、そうすると、計画として、本来から言うと、何年後かのやつをこういうふうにしますよということを、先に示して、それ検討していますよとかいうことで、表に出して、そして関係者と議論するとかいうやっぱりプロセスを踏まんと、ぽんと出てきて、極端に言うと、来年からするから、ことし、なら計画を見直して、そこ修正しようかという話ではだめだと思っておりますよ。

ラ・フォル・ジュルネにしてもそうでしたけれども、あれだけの行政の組織を活用っちゃうか、使ったの取り組みだったわけですけど、それについても、全く……、基本計画に上がってないっちゃう意味で言っているんですよ。

私たちの審査の対象じゃなかったっちゃうのは踏まえた上で、審査の対象でなかったっちゃうのは踏まえた上で言っています。

要は、市民に見える計画として示されないままに、もう既に動き出していたっちゃうことを申し上げてるんですね。それはどうですかね。そういうふうになってなかったですか。

園木一博企画政策部長

学校給食の関係での御指摘かと思えますけれども、学校給食基本理念・基本計画というのが、記憶ですと平成24年3月に策定がなされたという認識をいたしております。

それまでの間、関係者による協議検討がなされて、最終的に基本理念・基本計画ということで計画が決定されたというふうに認識いたしております。その間、関係者、学校給食関係者の意見聴取、検討委員会での議論等も踏まえたところで、計画策定がなされた経緯があったというふうに認識をいたしております。当然、その学校給食における基本理念・基本計画に基づいて事業が今後進めるとした場合に、やはり最上位計画の総合計画における位置づけが明確でなかったということから、あわせて前期の基本計画の見直しをかけたという流

れで事業進捗を進めてきたという経緯だという認識をいたしております。

また、今回、後期計画については、当然、市民満足度調査による、市民の方々の御意向調査をさせていただいておりますし、総合計画審議会における、有識者の参画をいただいた御意見等も賜りながら、素案として整理をさせていただいて、パブリック・コメント、市民の方々の意見もおいただきした上で、最終的に議案として、今12月議会に提案をさせていただいたという経過でございます。最終的にここで、3月議会になろうかと思っておりますけれども、議会の議決をいただいた後には、正式に議会で議決をいただいた議案として整理はされておりますので、合わせて、今後、仮に社会の動き等を含めて、記載している項目、基本計画上に掲載している事業内容等、方向性も含めて、大きく見直しが必要になった場合については、改めて議論をさせていただく中で、議会のほうに、議案の修正という形で、また、御審議を賜るようなことになるというふうに認識をいたしているということで、御報告をさせていただきました。

成富牧男委員

もう長くは言いませんが、要は、行政の姿勢ですよ、姿勢を言ってるんです。

みんながみんなでつくる、鳥栖市全体でつくる計画と、そこの中には、みんなで決めてみんな実践するっていう内容が入っているわけですね。

だから、みんな実践、つくろうとしても、情報が限定されて、小出しにされれば、それもできないわけですね、もう具体的な場面で言うと。そういうことを申し上げています。

まちづくりの主役は市民であれば、市民に十分な情報提供、これは今から学校給食に限らず、いろいろな場面で出てくると思うんですよ。そういうときに、そういう姿勢であるべきではないかということで、申し上げました。

続けていいですか。

下田 寛委員長

どうぞ。

成富牧男委員

あと、次は、さっきから、まちづくり推進センターの絡みが出たんで、いろいろ話が出てきましたけど、私は常々思ってるんですけど、この基本計画、もしくはその上位計画、基本構想をつくる際に、やっぱりなんらかの形で、まちづくり推進センター、せつかくまちづくり推進計画っちゅうのがあるのかな、そういう計画も持ってるわけですから、何らかの形で次から基本構想をつくられるときには、それとリンクしたような形、それぞれ地域の特性は違うというふうなうたってあります。

それがまちづくり推進センターを進める1つの理由にもなっていますので、やはり全体か

ら見ると、よく松隈議員なんかも言ってますけど、高齢化率は全体から見るとまだまだだけど、その地域、地域で見ると非常に高齢化率が進んでいるところがある。そしたらそれに合った施策を打たんといかんっちゃう話ですよ、一般論じゃなく。

だからそういう意味で、これはもう要望ですよ、何らかの形での、まちづくり推進センターとリンクさせるっちゃうか、有機的な連携をとって、総合計画の作成の段階から、ワークショップとかいろいろやる一環として、まちづくり推進センターごとの、まちづくり推進センターでもって、10年後の若葉地区はこうあったらいいなみたいなのを、それぞれの地区でつくってもらおうとか、そういうのもやるべきやないかと。

それとあと、これは次期の総合計画の話ではなくて、今度のこの計画が承認された、議決された後の話ですけれども、やはり、この計画を実行してもらい、みんなで実行していくと、市民が実行していくっていうためには、このでき上がったやつを、それこそ市民の共通目標にしていかななくちゃいけないと思うんですね。そのためには、この内容を知らせていかなければならない。徹底して知らせていかなければいけないと思うんです。

今これが、そういう意味において、できたから終わり、これはもう全ての計画がそうなんですけど、できたから終わりじゃなくて、鳥栖市ではこういう、皆さん方にもいろいろな形で協力してもらいました、こういうのが今できましたと、見直しがまたできたと、そういう話を市民の末端まで、せつかくまちづくり推進協議会がありますから、それぞれの協議会ごとにでも、最低ですよ。それから関係団体、福祉関係やったら福祉団体。

何かいろいろな形で、みんなが主役のまちづくりのための、いろいろな取り組みをしていただきたいなと思いますが、意見を求めましょうかね、いかがでしょうか。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

この件に関しましては、きのう若干触れさせていただいておりますけれども、当然、冊子としてきれいにつくっていくというのもございますが、概要版、ダイジェスト版は作成する予定でございますので、その作成は、全戸配布をさせていただくというのが1点と、この総合計画ができ上がったときに、出前講座のメニューでも入れておりますが、出前講座で、3つ4つ回らせていただくときもございますが、そのあたりも、どのように広めていくかについては、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

成富牧男委員

出前講座は、恐らく要請があつてだと思しますので、これは押しかけて、ぜひやっていただきたいなと。

そこら辺に本気度が試される、行政の本気度が試されるんじゃないかというふうに思いま

すので、よろしく申し上げます。

江副康成委員

1点だけ、済みませんが、お聞きしたいと思います。

105ページ、106ページで、106ページの公共施設マネジメントを行いますというところを見ますと、公共施設等ってということで、建築物、道路、橋梁、河川、公園等ということで、建設課といいですか、産業経済部の所管だなと思いつつも、取組担当課のところに、建設課ってないじゃないですか。

実はさっき伊藤議員のほうから、ちょっと紹介されましたけれども、公共施設中長期保全計画の段階の担当課は建設課だったんですよね。

そのあたりは、どういうふうなことで、今回はこれ外れているのか、そのあたりをちょっと教えてもらえますか。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

公共施設等総合管理計画の策定の事務局は総合政策課が担っております。総合政策課が公共施設等の策定の委員会の事務局も持っておりまして、そこに各関係課を集めまして、そこで策定をしているというような状況でございまして、あくまでも策定の主体は総合政策課が担っていると。

その策定委員会のメンバーには全部長入っていただいておりますし、その下に部会をつくらせておりまして、そこには各施設の所管課、また、建設課、それらも入っていただいて、策定をしていると。

これは、先日の中川原議員の一般質問でもお答えをさせていただいたところでございます。以上です。

下田 寛委員長

よろしいですか。

樋口伸一郎委員

それでは、全般に関して1点と、ちょっと項目っていいですか、取り組みごとに分けて、2つ質問をさせていただきます。

97ページの、市民の視点に立った行政運営を行うまちっていうページからなんですけれども、この中で、市民活動団体、企業及び行政それぞれの役割分担を行いながらってところで、ずっと記載をされてございますけれども、そうした中で、まちづくり推進協議会、先ほども出てきておりましたけれども、その協議会につきましては、これまでの意見とか現状、実績を含みまして、今後、このまち協に対して、どのような役割を担っていただくというふうに考えておられるか。

できるだけ、可能な限りでよろしいので、具体的に御答弁をいただければと思いますけれども、よろしく願いいたします。

宮原 信市民協働推進課長

まちづくり推進協議会が、昨年5月に弥生が丘のほうできまして、各地区8カ所に、8地区に全てそろったわけですが、もう従前、各地区で、いろんな団体が、自治会、各区長会様とか、交対協、体協、地区社協、青少年育成、PTA、子供クラブ等々ございます。

そういった各団体の方々に、まちづくり推進協議会、構成をさせていただいているところがございますけれども、役割、機能というようなところはどこを求められるのかと、こちらのほうでも進めていきたいと考えているかというような御質問かと思っておりますけれども、それぞれの団体が1カ所、1つの役員会、それぞれの部会などで顔合せて、いろいろ協議をさせていただくことによりまして、それぞれの活動情報の共有化、情報交換の場、それとあと、いろんなイベントをする際につきましても、そういった調整等もできやすくなっているのかと思っております。

これちょっと事例なんですけど、ある地区では小学校でPTAがバザーを行うというように、その中で子供たちに昔遊びを教えたいというような意見が出たということで、それ、まち協のほうに御相談をしたところ、快く、まち協のほうのいろいろ役員さんほか、役員方々が御協力をいただいて、盛況に子供たちにも、昔遊びを教えることができた。

そういったつながりの中で、今度、学校のほうでまた、きょうちょっと雪が降りました、きょう実は開催予定だったんですけども、自転車教室を開催するというようなときに、人手が足りないというところで、学校のほうからまち協のほうに相談したところ、じゃあ何人か、時間がとれる人が手伝いに行こうとか、そういった横のつながりといいますか、各団体等の関係というのが、これまでは、なかなか敷居が高かったところが、そういった同じ場でいろんな協議をするという場ができたというようなことを通じながら、交流ができて、活動の幅、活動の場も広がっていったのではないかと考えております。

今後、さらにそういった優良な事例等も、各地区ごとの情報の交換等を進めながら、各地区にもそういった優良事例が広がっていけばいいなと思っておりますし、そういった中で各住民の方々のつながり、きずなも深められていくのではないかと考えておるところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

先ほど御答弁でもございましたとおり、地域の各団体さんであったり、組織が連携してい

ろんな行事やイベントを行っておられたり、また、協議や会議を行ったりもされているんですけども、今、理想とされるべきまちづくり推進協議会の姿と、現状、各組織の中から代表として参加をされてある方々の意識っていうのに、すごい理想と現実の差がある部分も現状としてございますので、そのあたりの実態調査も含みながら、このまち協自体の意義をしっかりと理解してもらえるような周知をしていただいて、このまち協を進めていくべきかなと思いますので、そのあたりも踏まえて、今後取り組んでいただければと思ひまして、質問をさせていただきました。

続きましては、104ページの取組4についてお尋ねをさせていただきます。

具体的な取組の中に、市民の満足できる行政運営を目指しますとございますけれども、この市民の満足できる行政運営を目指すっていうのは、これまでも、そうした趣旨で行政運営を行ってこられたと思うんですけども、これまでと今後、市民の満足に関して、行っていく行政面で、違った部分っていうのがあれば、まず、お尋ねをさせていただきたいと思ひます。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

総括的なお答えになるかとも思ひますけれども、その具体的な取組につきましては行政改革を進めますという取り組みでございます。

行政改革につきましては、平成21年度までは、行政改革集中プランということで、その計画をつくって、進捗管理なども行いながら進めてきた経緯がございます。

一旦その集中改革期間が終了したものですから、鳥栖市といたしましては、その時々々の行政課題を解決していこうというような行政改革を、今、推進をしているところでございます。

その一環といたしまして、昨年度は、斎場の業務を民間へ委託したりとか、そういうような市民の皆さんの行政サービスへの向上というのにつながるような、取り組みを進めているというようなところでございます。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございます。よくわかりました。

私自身なんですけれども、重要だと考えることは、そうした行政運営を目指しながらも、最終的には、市民の皆様にも、これまでと何か違った満足がしていただけるような、行政運営になっていけばなっていくところで、ちょっとお尋ねをさせていただきました。

それに付随といいますか、付随して体系等、目標指数等があると思うんですけども、取組の達成目標の中の職員研修受講者数っていうところで、目標数値を上げられておりますが、これだけになるんでしょうかっていうところなんですけれども、例えば、個人の資格所得率

とかを記載するとか、そうした部分については、どのようにお考えであるかっていうところをお尋ねさせていただきたいんですけども。

古賀達也総務課長兼選挙管理委員会事務局長

組織、人材の活性化についての取り組みを含めた中で、そういう部分で、市民に満足できる行政運営が図られるものというふうに認識いたしております。

先ほど、例でおっしゃられました資格につきましては、職員が業務遂行において必要な資格につきましては、採用時において、例えば保育士であったり、保健師であったり、そういう部分での資格要件をもって採用をいたしております。

あと、通常の業務を遂行するに当たって、必要な資格というのは基本的にはございませんけれども、例えば、福祉関係で言えば、社会福祉主事であったり、そういう部分については、業務の一環の中で、研修の一環の中で、資格取得をさせているところでございまして、おおむね職員として採用された後に、新たに資格を取得するという事例はございませんで、それぞれの職場における必要なスキルの部分について、専門的な業務を学ぶ研修を行ったり、また、それぞれの役職と申しますか、ポジションにおいての必要な能力を果たすべき研修等の充実に努めているところでございます。

そういった関係で、効果的、効率的な行政運営を行うに当たりまして、目標といたしましては、職員研修の受講者数ということで掲げさせていただいております。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。ちょっとわかりにくい質問に、わかりやすくお答えいただきましてありがとうございました。

目標達成数の実現を目指しながら、この内容で取り組んでいっていただいて、最終的には、市民の満足できる行政運営が行えたというふうに、目指していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、106ページを開いていただきまして、取組4の中でお尋ねをさせていただきます。

これも具体的な取組の中で、適正な財政運営っていう文言というか、そうしたことを行いますということですが、その中で、体系のところに、適正な財政運営を行いますっていうところがありますね。地方債の適正管理を行っていくというふうにしておるんですけども、この地方債を減少させるようなこと、例えば、目標に関連づけできるような、具体的な、減少効果が見込めるような取り組みを内容に記載するとか、減少させる数値を達成目標数値として記載する、そうしたことができなかったのかといいますか、検討要素の中

に入っていたのかっていうところをお聞かせ願えればと思いますけれども、よろしく願いいたします。

小柳秀和財政課長

地方債の適正管理の部分を、数値であらわせないかという御質問だというふうに理解いたしておりますが、まず、地方債が役割といたしまして、将来と現在の世代間の負担を公平にするという大きなものがあります。

例えば、道路建設費とか施設の建設費等がそういう部分に充てられているのが主な事例です。

このところに、次世代に過度の負担を強いることのないよう適正な管理を行うという部分につきましては、というふうに記載しておりますのは、単年度の過度な借り入れが後年度の負担をふやすという結果になりますので、将来の市民の方々に過度な負担を強いらぬよう努力していきます、という部分での記載でございます。

一方では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのがございまして、決算のときに、健全化判断比率というやつを出させていただいております。

国のほうで基準がございまして、原則的には、その基準にならないような財政運営に努めるという根本的な部分がございまして、記載については、現時点では考えていないというところがございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

ありがとうございました。

そうですね、地方債を減少させるっていうよりも、今後の財政運営の中で、さまざまな施策とか、そういう政策を行っていく中で、こうした財政運営に負担になるような可能性を秘めたものっていうのは、今後、出てくるっていうか、可能性としてあるものが多分あると思うんですね。

なので、やっぱりその財政運営に関しては、先ほど言われたように、次世代というか、過度の負担を強いることがないように、取り組んでいっていただきたいなと思ひまして、質問させていただきました。

ありがとうございました。

下田 寛委員長

ほかに、ございませんでしょうか。

国松敏昭委員

ちょっと1点ですけど、ちょっと気になる数字の確認も踏まえて、106ページ。

取り組み体制で、財産の適正管理を行いますということで、ここには公共財産の適正管理云々ということで、遊休財産については積極的に活用、または処分を行うということで挙げられておまして、前期と後期の数字が極端に、その理由がわからんから聞くんですけど、違ったですよ。

今回は、後期においては、平成26年度に比べて平成27年度が、幾ら違うとかな、5年間で2,015平米の対応しか、対応っちゃうか処理ししないと、適正にすると。

その前は、前期においては、平成27年度までは1万6,000平米、2,900から1万6,000平米と。ちょっとこの辺の、前期と後期の余りにも数字の違いの中身について、どういうふうに理解しているのか、未利用地の面積についてのお答えをいただきたいと思います。

三橋和之契約管財課長

まず、基本計画に記載をしております数値につきまして、まず最初に、御説明をさせていただきます。

第6次総合計画に記載をしております未利用地の面積ということで、第6次総合計画策定時におきまして、現状値が2万9,000平米ございました。

内訳を概要を申し上げますと、いわゆる普通財産、それから、土地開発基金用地で具体的な用途の決まっていない面積が2万9,000平米ございまして、これらの土地につきまして、未利用地と位置づけまして、その未利用地の面積を減らしていきましょうと。

減らしていく位置づけといたしましては、積極的な行政の活用をする、もしくは、実際にもう役目を終えた土地につきましては、処分を行っていくということで当初目標値を掲げておりました。

その目標値に向かいまして、積極的な売却、利用を進めておりましたけれども、現実問題として、平成26年度末現在で2万3,415平米が残っているということで、約6,000平米ぐらいしか減ってません。

実情を申し上げますと、そのうち5,000平米につきましては土地の貸し付けを行って、土地といたしましては存在はいたします。それを貸し付けを行っている。

残りの部分についてが、売却を行っておるんですが、未利用地につきましては、主として事業残地が多いということで、狭小地、不形成地、そういう土地が主でございます。

なかなか売却が進んでいないというのが実態でございまして、ただ、そこにも記載しておりますとおり、積極的に活用、処分を行うという姿勢は、今も持っております。

ということで、現状に即して数値を見まして、それで目標をある程度、また、考え直しまして、前期におきましては、平成27年度目標値、1万6,000平米といたしておりましたが、現実問題としてそれが達成できなかつた。じゃあ、後期に向かって、平成32年、どのように

やっていくのかということで、契約管財課といたしましては、平成32年度につきましては2万1,400平米に減るように取り組みを進めてまいりたいということで、数字のほうが変わっているということでございます。

以上でございます。

国松敏昭委員

それは説明どおり、そうだと思うんですよ。

だから問題は、この前期と後期の違いの中で、何がそうなったのかという、その辺はもうちょっとできなかった、いや今回はちょっと予定よりも、現実を見た5年間での処理目標として挙げたのかと。

前期は何か根拠があったっかないと、これは。極端に、この数字の、差があるけど。

三橋和之契約管財課長

第6次総合計画策定時における売却対象地のリストを見てみますと、契約管財課が当時所管をしていた土地、それから、普通財産と言いながら、建設課等々、原課のほうで管理をしていた土地がございまして、そのトータルが、未利用地が2万9,000平米と。

その中で、積極的に売却、活用を進めていこうということで、契約管財課、並びに各課のほうから上がってきた数値を取りまとめて、それをどういうふうにやっていくかという計画は、当時立ててあったみたいです。

ただ、振り返りますと、結果として、なかなか売却もしくは積極的な活用というのが進んでなかったということで、当然、それぞれの理由がありました。大きな理由といたしましては、先ほど申し上げたとおり、狭小地、不形成地が多うございますもんですから、なかなかその売却が進んでいないということで、じゃあ後期計画、取り組みに当たり、現実性のある数字を再度検討した結果が、この数字ということで、理由といたしましては、売るということで取り組みましたけれども、結果として売れなかったとか、活用を試みたけれども、活用といいますのは、貸し付け等々も含めてでございますが、なかなか話が進まなかったとかということで、いろんな外的要因、内的要因がございまして、後期計画については、今、掲げさせていただいている数字を目標に、売却、利活用に取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

国松敏昭委員

ここで議論する場じゃないとは思いますが、本当に、これは庁内でもこういう未利用地の、庁内での話はあっていると私は認識しております。

そういうことで、また機会を設けて、しっかりとこの辺は、市民の財産でございますし、

大事な項目でございますので、また、お話を、今後議論をさせていただきたいと思います。

終わります。

下田 寛委員長

よろしいですか。

江副康成委員

先ほどの、ちょっと補充の質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

総合管理等計画の策定の事務局として、総合政策課がプロジェクトを組んでやっているということはわかったんですけども、その後の進行管理、そこまで含めて、総合政策課がやるということになるんですか。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

公共施設等総合管理計画につきましては、策定の後に、進行管理を行うようになっております。

当然、その進行管理につきましても、今の状況でいけば、総合政策課が担うものというふうに考えております。

江副康成委員

当然、いろいろな計画がばらばらに起こって、なかなかそれを財政課的に、予算の調整を図るときに、政策的ないろんな観点から、どこかが調整してやらんといかんということで、財政課と総合政策課がタイアップしてやられるものというふうには思うんですけども、何かあります。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

当然、その部会の中には、建設課もしかりですけども、財政課、それから契約管財課、総務課、そういう部会のメンバーにも入っていただいておりますので、その中で策定を行っていくというような状況でございます。

江副康成委員

その庁内委員会で計画書策定して、実際、何か具体的な案が入ったやつをつくりますよね。

話し合いもたれて、そのあとあれですか、委員会、あるいは議会のほうに、そういった形の報告、結局、可視化と言いますか、市民の視点に立った行政運営を行いますということで、どこでどういう形で見えるのかなど。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

この間の中川原議員の一般質問でもお答えをいたしておりますけれども、新年度になりまして、公共施設白書を公表をしたいというふうに考えておりますが、その公表の段階で、議

会のほうにも御説明を適切に対応したいというようなお答えはさせていただいておりますし、公共施設等総合管理計画策定の暁には、当然、パブリック・コメント等も必要でございますので、その段階でも、議会のほうに説明をしたいというような、こないだお答えをさせていただいたところでございます。

以上です。

江副康成委員

白書と言いますと、大々的に、1年に1回発行されるのか、よく、一般的に、そういうふうに聞こえてくるんですけども、当然、政策的にいろいろ出てきたときに、随時、その内容が変わっていく可能性ありますけれども、そういったところの報告あるいは外からのアクセスというか、そういったところをちょっとお聞きしてるんですけどですね。

アクセス、外。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

市民へ公表するということでございますので、その公表の仕方は、多分厚くなると思いますので、どういう形で、公表していくのかっていうのは、ちょっと考えていきたいと思っています。

白書につきましては3年に一遍から5年に一遍ほど、更新をしていくというような、今、計画であります。

江副康成委員

どこかが取りまとめて、財政的には1つの視点が入っていいのかもしれませんが、余り小回りがきかなくなるような、形にもならないように、結局、必要があれば、きちんと全体に反映するような形で、何か問題が多くて、ちょっとこのあたりは計画を変更するとか、そういうときは、随時、きちんとわかるような形でやっていただきたいなということでございます。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

はい、そこは当然考えながら、やっていきたいと思っております。

以上です。

下田 寛委員長

よろしいですか。

[発言する者なし]

では、質疑を終わります。



まず、Aゾーンにつきましては変更ございません。

BゾーンのB2は、現況、丘陵というようなことで前期は書かさせていただいておりますが、今回、市街地というような表現にさせていただいております。

そして、前期は北部丘陵新都市の成熟を図るというようなことでございましたが、ここが、弥生が丘地区の成熟を図るというような、地区の名称に改めたというようなところでございます。

それから、B3ゾーンにつきましては、丘陵地帯の整備方針等を確立し、という部分を削除させていただきまして、既存工業団地やレジャー施設と調和した土地利用の展開を図る、というようなことで変更をさせていただいております。

それから、次のC1ですね。

C1につきましては、一番上の鳥栖市の中心市街地として、というような、前期は表現でございますが、今回は鳥栖市の市街地として、というような、表現に変えさせていただいております。

それはなぜかと申しますと、前期の一番下の蔵上地区の新市街地と、っていうようなところで、九州新幹線の整備を推進する、というような表現がございましたものですから、これにつきましては、現在のところハード事業は完了しておりますので、この鳥栖市の市街地の中に蔵上地区も含むというような変更をさせていただいて、今回、鳥栖市の市街地というような形に変えさせていただいております。

それから丸の2つ目の、鳥栖駅周辺整備の推進ということで明確にさせていただいたところがございます。

以前は、鳥栖駅周辺市街地整備というようなことでございましたので、今回は明確にさせていただいております。

それから、一番下でございますが、以前がアメニティーの向上というような形で表現をさせていただいておりましたが、これを快適性の向上ということで、日本語に変えさせていただいているところでございます。

最後、Dゾーンでございます。

Dゾーンにつきましては、以前はD1とD2ということで分けておりましたが、D2河川、ということでD2の位置づけが、実はございませんでしたものですから、表示がなかったところでございましたので、今回、もうDゾーン1本で、なおかつ、その水田と河川というような位置づけにさせていただいたところでございます。

そして、このアメニティーのネットワーク化を図る、というものを、先ほどと同じように、快適性の向上を目指す、というような表現の仕方に改めさせていただいたところでござい

す。

以上でございます。

下田 寛委員長

執行部の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

中川原豊志委員

確認ですけれども、先ほど特区申請がなされた折には、土地利用計画、また、そのときに見直すというふうな話なんですけど、先ほど来、この第6次後期計画策定に当たって、内容変更等に当たった場合は、改めて執行部で策定して、今回議会等にまた諮るというふうな形というお話があったんですが、この分についても同じような考え方でよろしいですか。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

おっしゃるとおり、土地利用計画を変更する場合には、議会の議決をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

下田 寛委員長

ほかは、いかがでしょうか。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

CゾーンのC1のところを見ると、長崎街道や神社林、屋敷林の保全整備ということで明記されておまして、このことについて、例えば長崎街道を、その保全……、重要なことだというふうな気持ちでいますけれども、過去どういった形で保全にされたのか、それとも今後5年間、どういった形で保全に努めていくのかっていったところの、具体的なものを持ち合わせておられるのでしょうか。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

具体的なものは、正直持ち合わせておりません。

ここに記載をさせていただいておりますが、その前に、当然、その基本的方向性といたしまして、長崎街道というものは、その歴史的財産といたしまして、保存、それから保護、これらを進めるというような方向性をこちらのほうに示しております、基本的な考え方はそういう土地利用に関する、いわゆる概念的なものを、こちらのほうにお示しをしているというような御理解をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

伊藤克也委員

今のところ、その概念的なものということでございますが、現実的にいろいろ問題が出てきたら、適宜対応していただけるということでよろしいわけですね。

あと、その神社林っていうのは、僕も余り意識してなかったんですけど、例えば各町区あたりにお宮とかっていうのがありますけれども、もう300年とか500年とか、そういった歴史ある木がやっぱりあるわけですから、そういったことに対する保全を将来的にも進めていきますよっていうふうな形っていうことでの理解でいいですね。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

おっしゃるとおりです。

鳥栖市の古木、名木というような形で指定もされて、よく神社とかの古木、名木という形で指定をされておりますので、そういうものは保全を図っていききたいという形で、こちらのほうに書かさせていただいているところです。

伊藤克也委員

済みません、細かいところで申しわけないんですけど、例えばそういったときに、町区で、例えば、枝がどういった形でこの家屋に当たりそうとか、そういったことととかっていうところにも、適宜対応されているんですか。

済みません、細かいところで。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

以前、確か雷だったと思うんですけど、そういう鳥栖市の名木、古木がそういう状況になったときには、市のほうで処分をした経過ございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

江副康成委員

私のほうからは、そのC1のところ、C1の市街地のところ。

まず、鳥栖市の市街地としてということで、中心をとられたという部分に対しては、これCのゾーンですから、当然、市街地という形で、原則論書かれるのは結構だと、今回それはいいのかなと思います。

その次に、鳥栖駅周辺整備の推進という形で、個別のテーマっていいですか、その中での当然、強弱があるから、そんな部分を残されているということからすると、今回、蔵上地区の新市街地と中心市街地を、連携した整備が完了したみたいな話で、欠落されたというところは、捉え方だと思ってしまうんですけど、九州新幹線新鳥栖駅周辺整備を推進するということろまで、これ落とすというのは、結局、2つの、これは佐賀東部地域マスタープラン、あるいは鳥栖市の何かほかの計画を見ても、拠点として、鳥栖駅、新鳥栖駅、2拠点を中心にして

結んでという、これは県のほうの地域マスもあるんですけども、そのことから考えた場合には、少なくとも後ろの部分は残さない、上の鳥栖駅周辺整備の推進というところとのアンバランスになってしまうんじゃないかというふうに私は思うんですけどですね。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

その部分、我々も十分議論いたしまして、ただ、現在そのハード整備、鳥栖市が行うハード整備というものでは、一旦その区画整理も終了したというようなことから、先ほどから申しております、鳥栖市の市街地として魅力ある都市空間の創造を図るという、この中に包含をしているということで御理解をお願いしたいと思います。

江副康成委員

当然、中心市街地だけじゃなくて、この市のゾーン、ほかのところも、まちづくりをしなくちゃいけない箇所は、当然私もあると思っているんですけども、そういう形で結局含まれるといいながらも、であれば、鳥栖駅周辺整備のところは今計画があるからということなのかもしれませんけれど、そういう、反対に言うと、何で計画をつくらないのかという分も含めて、つくらないといけないのにつくってないというふうに、私は、認識の違いはあるかもしれんけど、ごめんなさい、新鳥栖駅の部分、今回、欠落させるというところで、もともとがあそこは、その周辺の新鳥栖駅西土地区画整理ということで、本来は全体的にやりたかったんだけど、とりあえず西の一定区画をやると。

それは今、国家戦略特区でも話になってますけど、農転とか、農水省との関係だとか、そういうところで、まずそこでやってみて、ほかに広げることが必要かどうかということを確認して、その次にやるということで、その次があるということで、地元の方も含めて、皆さん理解してる人が多くて、その次が何でないのかというのが、皆さんの非常に強い要望でございまして、そうったところのことも考慮をしていただくと、少なくとも含まれるというならば、あえてそこまで削らなくてもいいのかなと。

これがあると問題だというのであればあれだけけれども、今の御説明の中に、上のほうに含まれると、そこで解釈で考えてくださいというのであれば、あえてそこまで削る必要はないというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

園木一博企画政策部長

御指摘の点、内部で協議する中でも、いろんな議論の中では出てまいりましたけれども、現実的に新鳥栖駅西土地区画整理事業自体の面整備が終了して、東側のお話等含めて、確かに、いろんな、将来的にはこうあるべきだとかいう議論が残っているっていうのは、一定承知はいたしておりますけれども、逆に、市の計画的な位置づけ的なものっていうのが一切ない中で、そこを逆に想像されるというか、認識されるような書き方も、かえって誤解を招くよ

うな形になるだろうというような感もありまして、それであれば、もう1番目に表記している文言の中に全て集約をさせるということで整理したほうがスムーズだろうということで、文言整理をさせてもらったところです。

あえて駅については、もうまさに今回の基本構想の議論もいただいておりますけれども、計画として、これだけ大きく明確に挙げている事業計画というのが動いてる状況については、やはり文言表現としては、逆に入れるべきであろうという考え方に基づいて整理をさせていただいたところで御理解をいただきたいなというふうをお願いをしたいと思います。

江副康成委員

であれば、先ほど、鳥栖駅周辺整備推進の次に都市公園整備、これはもう漠とした、どこか特定のとかあるんですか。

というのは、ほかのところ全部、全て計画と連動した形に全部なっているんですか、これ。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

都市公園整備につきましては、今、現段階、具体的なものは持ち合わせてはおりませんが、この部分につきましては、きのうも話題になりましたけれども、鳥栖ソーヤーの冒険というような形で、総合戦略の中に、将来的に状況を見ながらでございますけれども、公園整備というような市民の要望等もございますので、こちらについては、記述をさせていただいているところでございます。

以上です。

江副康成委員

納得はできませんけど、一応どういう趣旨でされたかという経緯だけはわかりました。

下田 寛委員長

ほか、ございませんか。

成富牧男委員

さっき、ゾーンの設定について、国家戦略特区絡みで説明がありましたが、ちょっとそこらところ、もう一度。

結論は、はっきりしてからということだったと思いますが、どういうふうな表現されましたかね。どれがどういうふうな議論もあったっていうところ、もう一度説明してください。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

結論を言いますと、その指定がなされた暁にはC3を、もう少し下のほうに、C2の頭ぐらいまでのところまで伸ばすような形になっていくであろうと、指定がなされた暁にはと。

ですので、そのときには議会のほうにも、修正の議案を出させていただきたいというようなことでございます。

成富牧男委員

ということは、C3がC2の頭のちゅうのは、こうこうなるところのこっち側でしょう、右のほうの、こうなるとこね。

大体、鳥栖市が想定されているところは、この部分だと、今言われた部分だちゅうのが大体わかったんですが、しかし、それについても確定はできないちゅうことですよね。

それで、ちょっとあわせて、この国家戦略特区のこれ、ちょっと説明受けましたよね、ブランディングなんかちゅうやつ。

これ、多分一回説明受けたと思いますけど、6月5日に提案した農業振興施策の中で、いわゆる面的拡大っていう部分がありますよね。これ、農地の面的拡大という意味ではないんですか。そこんところちょっと先に確認、面的拡大。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

面的拡大は面的集積という意味ですね。

担い手農家への面的集積を図って行って、面的な拡大を図っていくというような御説明でございます。

成富牧男委員

面的拡大は、こうなるとるやつをこう広げていくちゅう意味ですね。

はい、わかりました。

わかりましたが、ついでに、今わかる範囲でいいですけども、特区の、ただいま現在わかるところまで、言えるところまでの話が、進捗があったら教えてください。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

今、12月15日の諮問会議におきまして、こないだから御説明しておりますけれども、今後進めていくべきというような形で、3地区が残っております、その後、内閣府のほうにも、どういう意味なんだろうかというようなお尋ねをさせていただいているところでございますが、現在のところは未定というような、今後の、まだ決めかねてるというような状況でございますので、じゃあ我々もどのように動こうかというようなところで、今検討を進めているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

今あったように、なかなか、鳥栖市として主体的に判断できないということだというふうに理解しておきます。

以上です。

江副康成委員

済みません、先ほどのちょっと追加で、あと一つだけ。

同じく、私が質問したところのC1ゾーンのところなんですけれども、もしあればっていう話で、河川浄化と、景観や親水性に配慮した護岸整備等による快適性への向上を目指すという形の、実際の動きが何かあるのかなという期待しながら、ちょっと質問してるんですけれども、はい。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

これは、以前、鳥栖小学校の横の番所川を、段をつけて親水性を持たせたような工事を、以前、実施しておりますので、そういうような形で、そういうような親水性に配慮した護岸整備などというものを標榜しながら、仮にそういう河川改修をするときには、そういうようなものも考慮しながら整備をしていこうというようなことで、こちらのほうに書かさせていただいてるところです。

以上です。

江副康成委員

何らかの形で、動きがあるやつを残したということの、さっきの説明だったから、聞いただけなんですけれども、番所川のところ、鳥栖小学校のところは、言われるように、護岸工事されて、草がちょっと繁茂しとりますけどですね。

同じく、自分の身近なところばかり言って申しわけないですけど、気がつくから言っているだけなんですけれども、新鳥栖駅のところの浦田川とか、昔、まちづくり、都市整備課のほうから、涌井先生とか呼ばれて、景観を配慮した整備をしましょうねというところで、一定の御提案もいただいたりとかして、それに関する陳情とかも出てきたりとかいうところあるもので、そういったところとの動きを受けて、これ残したというようなこともあるのかなと思ってお聞きしたんですけれども、いかがでしょうか。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

個別具体的な計画っていうものは持ち合わせておりません。

以上です。

江副康成委員

となると、先ほどの個別具体的な計画があるから残したという、自分が言ってることと全然矛盾するようなことを言ってるんですよ。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

ああいう……、済みません。

番所川のような親水性があるような護岸工事が以前なされておりますので、そういうものを標榜しながら、今後そういうようなものも考慮しながら、整備を行っていくような方向性

を、こちらのほうに示しているというような意味でございまして、個別具体的な事業というものは、現在は持ち合わせていないというようなことでございます。

以上です。

江副康成委員

一番初めの質疑のところに戻るんですけども、鳥栖駅周辺整備のほうは残して、新鳥栖が落ちたときの話が、まさしくそういった具体的な計画まで行っていないから、新鳥栖駅周辺のやつは落とししたという説明をされたからですよ。それと、今の話は少しおかしいですねということをお指摘して、私の質問は終わります。

下田 寛委員長

ほか、いかがでしょうか。

久保山博幸委員

C3地区ですね、ここはもう基里地区なんですけど、地域の問題として、人が少ないと、子供がふえる要素がないということで、地元の意見としては、やっぱり常々がんかして住宅地をつくれよという、そういう方向で行かんばいかんよ、そうせな基里はどうもならんよと、それくらいもうずっとあるわけですね。

ここにいくと、交通施設等ということで、都市型、広域型の施設を誘導するということなんですけれども、そのあたりに住宅地、基里地区の将来を見据えて、その辺のバランスですよ。

その辺の柔軟性っていうのは、今回の土地利用計画の中には含まれているのでしょうか。

園木一博企画政策部長

今回の見直しの中にそういった、正直申し上げて、具体的なところまで落とし込みができていません。

ただ、課題として、現実的に基里地区の状況、特に、曾根崎あたりは維持できているんですけど、同じ基里でも、周辺地区の高齢化、それから人口減少が進んでるという状況は、十分認識いたしております。

今後の課題として、大きく1つ考えるのは、今、鳥栖駅の周辺整備事業というのを進めております。

今年度、構想をまとめさせていただいて、次年度以降、基本計画策定に動いていくわけなんですけれども、橋上駅で駅整備、東側の駅広の整備、それと、高架用地として、現在未利用地になっていた部分の機能誘導等を図ることによって、東側、ひいては基里地区に対する波及効果が非常に大きいものだという、逆にそういう効果を見据えた整備の考え方っていうのも、1つ考え方としては持っていく必要があるだろうという認識をいたしております、こ

の駅周辺整備事業の今後の基本構想から基本計画と動いていくわけですがけれども、民間の参入等も踏まえながら、東側をどうしていくかっていうところに、将来的にはつながっていくものだという認識をいたしておきまして、一定そこら辺で方向性が見えること、それと、先ほどから質問が出ておりますけど、特区の関係で、仮に今後、指定の方向への動きが出てくるとなりますと、当然4キロエリアっていうのはまさに基里地区、入ってまいります。

産業誘導、農振除外が仮に農水省の権限の規制の緩和ができたとして、開発誘導が可能になるとなれば、その産業誘導とあわせて、当然そこには雇用が生まれますので、住環境の整備っていうのも一定考える必要があるだろうと。

これについては2市1町で共同提案という形をとらせていただいておりますので、基山町さんの考え方、小郡市さんの考え方等とも意見交換をしながら、その4キロエリアの中で、どういったところに住環境整備のエリアとして指定をしながら、そこに民間の参入の可能性というのを、また模索しながら、そこを計画をしていくというようなことになれば、大きく、また土地利用計画についても、ゾーニングを含めて、再度御議論いただくようなことになるだろうというふうに認識をいたしております。

以上です。

下田 寛委員長

よろしいですか。

樋口伸一郎議員

1点だけ質問をさせていただきます。

前期の分と見比べての質問なんですけど、地図ですね。

地図の範囲は、ほとんど大きく変わっていないと思うんですね、今現在では、線とかの引き方とか、カラーと白黒ぐらいの違いと思うんですけど。

例えばなんですけど、B3のところにも新産業の部分というのは前期からずっとありまして、このB3の上にかう、ぽこってへっこんでる部分があるじゃないですか。Dゾーンが食い込んできているような状態の部分ですね。どれくらいですかね、60ヘクタールぐらいになるんですか。

こうしたところを、例えばなんですけど、B3とC2を、直線上につなげば、ここら辺の交通の、今、要望されているようなところとか、改善される部分っていうのは大きくなるんじゃないかなって、漠然と思ったんですけど、そうした抜本的な、この地図形態の範囲の見直しっていうか、そうしたのっていうのは検討をされたことがあるのかっていう部分なんですけど、いいですか。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

まず、B3なんですけど、おっしゃるように、これ新産業集積エリアの部分で、これは前期の基本計画のときに、この部分を飛び出させたところですよ、はい。

その横には、あさひ新町がございまして、その上は農地でございます。農地でございますので、Dゾーンの位置づけをさせていただいているというようなところですよ。

抜本的な考え方の見直しということになれば、先ほど園木部長が申しましたように、特区の関係が指定をされたときには、そのあたりも含めて見直す必要はあるのではないかとというようなことは思っておりますが、農地を、ここは4キロに入っていないので、ちょっとそこも含めてというようなことになると、厳しい部分はあるかと思っております。

ただ、当然見直しをする際には検討はしたいと思っております。

以上です。

樋口伸一郎議員

ありがとうございました。

ちょっと去年ですかね、特区の件で、常任委員会でだったんですけど、陳情とかに行かれた際に、石破地方創生大臣のほうは、こうした特区も大事だけれども、もちろんその特区だけに全てをかけてしまうと、それが影響して開発がおくれてくる部分も視野に入れておきながら、自分たちの市をつくっていく考え方も持っておかないといけないというようなことを、市長のほうにお答えをされていた部分も、ちょっと考えまして、特区も本当に必要で、特区によって影響される部分というのはあるんですけども、それとは別のっていうか、別の部分では、やっぱりそうした抜本的な見直しの検討というか、そうしたことも忘れずに考えてほしいなということを思いましたので、質問をさせていただいたんですけども、それに関して御答弁があればいただきます。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

基本的に、そのDゾーンを扱っていくっていうのは非常にシビアなところではあると思っております。

これは当然、その都市計画区域とは違っておりますので、そこは当然、市街化区域の設定の部分で検討していくべきものというようなところもありますし、そのDゾーンを扱うということでは、非常に検討が必要だというふうに思っております。

以上です。

藤川博一まちづくり推進課長

関連しまして、鶏が先か卵が先かという話になろうと思いますが、きのうも伊藤議員さんからいただいた都市マスタープランですね。

これも、何も市街地をどう整備するんだとか、居住空間だとか、工業団地だとか、商業地

域だとか、そればかりやないんですよ。

やっぱ田園ゾーンみたいな土地利用も考えて、都市型と農村集落の共存というようなテーマも都市計画マターでもございます。

恐らくこのDゾーンというのは、ほぼ青地、農業振興地域で圃場整備とかした田園が広がってますんで、仮にマスタープラン策定する場合においても、このDゾーンっていうのは、ほぼ変わらない扱いをせざるを得ないのかなというふうには、我々も考えております。

江副康成委員

済みません、今の樋口議員のほうから地図を示しながらの御質問あったもので、それ見ながらちょっとこれだけ言っとかんといかんと合わせて思いましたので、ちょっと質問させていただきます。

C1のゾーンのところなんすけど、実は去年、建設経済常任委員会は、都市整備、まちづくりのほうの所管で、藤田前委員長と私、県のほうに、今、地域マスの改訂期あるもので、二度三度、県のほうに行きまして、いろいろ審議会のお話を聞かせていただいていた。

その中の、いろいろあったんですけども、この部分に関する話だけをしますと、結局地域マスも、この新鳥栖駅の、今、東側の話を、さっき判断すると、これ南側、西中学校の西隣、あちらのほうも、実は同じように市街化を図る区域ということで、白地の農地が広がっているという形で、計画的に市街化しないかという話が、その審議委員さんの間でも話が出ておりました。

実際、今、あそこのあたり、きのうもちょっと話しましたが、保育園の新設が、開発という形の、どちらかと言ったらミニ開発ですよ、意図的な。計画的じゃなくて、なし崩し的に、そういった形ですのどうなのかなという部分もあったりしまして、そういう話がある。

ただ、今ちょっと所管変わりました、我々、そのあと、タッチしにくいというか、責任範囲外になってるもので、その後どうなったのかなと思いつつも、一応県のほうでは、そういう話に基づいてされていたということに合わせて、ちょっと御報告及びお知らせしておきます。

下田 寛委員長

今のはよろしいんですか。

江副康成委員

何か、お答えいただければお願いします。

下田 寛委員長

御意見としてでよろしいんですかね。

江副康成委員

済みません、なら、一応質問ってことで。

そういう話は認知されていますか。

一応都市整備の前課長さんと、あと一人ちょっとどなたか忘れたけれども、一緒に同席されておりまして、そういう話を協議しているのかなというふうには期待はしているんですけどですね。

藤川博一まちづくり推進課長

今、江副議員からいただいたお話は、私も引き継いでおりますし、以前、お伺いもいたしております。

実際、新鳥栖駅周辺の鳥栖西中学校の南のあたりの農地を市街化区域に編入したらどうかというお話は、実際あっておりますけど、まだ、停車場線も完成していないというところで、今回の線引きの見直しの中では、ちょっと見送ったほうがいいんじゃないかということで、我々は今考えております。

保育園がなし崩しというようなことがございましたけれども、あの位置だからこそいいんじゃないかっていうところで、県とは協議してます。

というのが、鳥栖西中学校の生徒さんと、子育てとか、あと職場体験とかいう連携もできるっていうようなことも、県のほうが大変魅力を感じられて、あの場所に保育園の立地というのは割といいんじゃないかっていうようなことで、お話をさせてもらったという経緯だけ、ちょっと御報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

江副康成委員

今、課長のほうから、そういうお話聞けてありがたかったんですけど、1点だけ。

新鳥栖駅停車場線、あれが長らく、できるだけといいながら一年二年、ずっとたってしまったんですけども、間もなく、予算も、もうついでるらしく、間もなく、年度越したころには完成するという予定でなってますんで、そのあたりも含めて、できていないというんじゃないなくて、もうすぐできることも踏まえた形で、考えられてもいいんじゃないかなと思いますので、よろしく願いをします。

下田 寛委員長

ほか、ございませんでしょうか。

〔発言する者なし〕

それでは、これで質疑を終わります。

私のほうからは、一応3点。

この一連の議論の中で、私含めず8人の議員の中で、4人以上の方から質問があったところというのは、大きな課題と捉えていいのかなと思ってまして、それがまず、基本目標1の4の部分で、主に新鳥栖駅に関する記載の部分、新鳥栖駅と新鳥栖駅周辺のあり方について。そして次が、2の2、市営住宅のあり方について、細かい指標としては、手すりですら本当にいいのかとか、市営住宅老朽化を含めて、あり方が本当にこれでいいのかというところ。

あとは4の2、これは一体型放課後子ども教室について、これ主に、そもそもこの一体型とは何ぞやという話のほうが多かったんですけども、コミュニティ・スクールの部分と含めて、8人のうち6人の議員の方が発言があったというところでメモをしております。

主に、大きく分けると、この3つの部分、新鳥栖駅と市営住宅と一体型放課後子ども教室に関して議論があつたんですけど、こういったところはちょっと大きく取り上げて、執行部に伝えるべきところなのかなあと思っての問題提起です。

これと、あとはほかにも皆さんから踏まえて、何か意見等があればいただきたいなと思います。

御自由な御議論をお願いしたいと思います。

中川原豊志委員

今ね、委員長が3つほど言われましたところについては、確かに問題かなと。

問題というか、何でそうなのという感じがしますんで、総括の中で、お話ししていただくか、もしくは附帯決議というふうな形はとってもいいのかなと思います。

全体に、例えば手すりのところ、36ページあたりになると、具体的な体系、具体的な取組の中の、目標設定として、手すり設置率とかね、いうふうに上げられるとか、ほかの項目もそうなんですが、取り組み姿勢と目標の項目が、何となしこう合致しないようなのも数多くあつたように思うんですよ。

やっぱり、今後に当たってというか、やっぱり、具体的な取組の姿勢が反映できるような目標設定にすべきではないのかなというふうに思ったところです。

下田 寛委員長

ほかに、どんどん皆さん。

樋口伸一郎委員

今、委員長御提示いただいたように、3つ、過半数を超える方からの質問等があつたということで、新鳥栖駅、市営住宅、一体型っていうのは、具体的にわかつたんですけども、それについて、例えば2の2の市営住宅についてとかであれば、もっと具体的に絞り込みをした上で、執行部のほうにお伝えになったほうがいいのかというふうに、結構バリアフリ

一とかいろんな問題で質疑があったと思うんですけども、そうしたところ、具体化、もうちょっとさせたほうがいいんじゃないかと感じてます。

内川隆則委員

新鳥栖駅の問題については、新鳥栖駅が計画されるときに、どれだけの範囲、いわゆる区画整理の範囲を絞り込むかというふうな話が、あってきたんですけども、なかなか民間がそれに応じてきてくれるのかどうかというふうなことがあって、我々も皆さんも、ある程度、視察などもいろんなところに行かれて、研究されたと思うんですけども、区画整理をどれだけすることによって、民間がそれに応じて来てくれるかというふうなことで、いわゆる、ある地域では、そのままおなざりになってしまっているようなところもあったので、私もそういう意見からすると、ある程度絞り込まないとねまってしまうんじゃないか。

一方、魅力があれば、民間が、それに応じて開発をしていくというふうなことで、一定程度絞ったほうがいいのではないかというふうないきさつがあったのではないかと思うので、それなりの、慎重に構えてやっていくべきだというふうに思って、現状そういうふうになっているのではないかというふうに思います。

もう一つ、市営住宅の問題は、いわゆる低所得者層と、いわゆる子育ての人たちというのは、全然ニーズが違うと思うわけですね。

ですから、低所得者層の人たちは、それなりの住宅状況というのを提供しないと、市営住宅にもう3万円も4万円も払うところばかり、非常にグレードの高いようなところばかりやっても、低所得者層には向かない。

かといって、子育ての人たちにとっては、そういったところが、ニーズに合っていくというふうなことで、二面性を考えた、これからの市営住宅の提供というのが必要ではないかというふうな思いはしておるところであって、そういうふうに、これから先も考えてもらいたいというふうに思うところでもあります。

以上です。

成富牧男委員

今、市営住宅が出ましたので市営住宅から言うと、さっき質疑の中でも言いましたが、どげんするのかわちゅうことですね。ふやすのか、最低現状は維持して、更新を、改築を図るのか、いやもうよか、もう生き残る分だけで、あとはもう廃止っていう表現はつきり入ってましたからね。

何かそこんところをはっきりやっぱりしてもらわんと、またこれまで、だらだらだらだらいくんじゃないかっていう気はしますね。

だから、何とか計画ちゅうの多分ある、個別計画があると思いますけど、そういう計画も

ちゃんをつくらせんと、例えば、よその市いってもつまりませんでしょうけど、佐賀は着実に、今、建てかえ進めてますもんね、市営住宅の。

市営住宅はもう消えてなくなるものっちゅう形じゃいかんのだろうと。そこをはっきりせいつちゅうところをね、減らすなら減らす、だからそれ代替を何をするとか、低家賃住宅とか我々が言いよったことあったけど、そういうのも含めて。それが1つですね。

それと、やっぱりどうしてもこの表現は変えんといかんなっちゅうのは、それこそ新鳥栖駅前んとこ、21ページについている行政の役割に、がん治療センター事業を進めますっちゅうのはあんまりやないかと。言うなら、支援しますぐらいの、応援します、支援、そいやけん応援しますっちゅう意味の支援します。

少なくとも、これはもう主体になつとるから、自分だけの都合の悪いっちゅうか、何かんときには、ここのがん治療センターの財務状況、財団の財務状況求めたときに、結果は来ましたよ、財務状況の資料は来たけど、ここはもう民間ですから、私たちのよかごと資料は提供できんとですよって、よかごと使い分けしよるわけですね。

やっぱこの進めますはだめですと、私は思いますけどね。

以上です。

江副康成委員

私は、まず、附帯決議をできるのであれば、そういう形で、何か皆さんの合意でできればいいと思うんですけども、附帯決議の語り方として、いろいろ議論して、この短時間で意見を集約するというのも非常に厳しいのかなあというふうに思うもんで、もし、その案文の細かな部分は、正副委員長に、一応、合意にして、あとあとは、皆さんの、このあたりで折れりゃいいですかという形で、正式にあとは出すということで、採決の前には、そのぐらいの形で、附帯決議文出せるのかどうかというのが、まず、もう1つ確認したいということ。

あと1つは、今回の特別委員会は、その5年前に作成した基本構想、住みよさが実現できるまち、市民協働を推進するまち、九州の拠点となるまち、その観点から、さまざまなことを結局、チェック、審議したということで、特に、さっき委員長が非常に客観的な形で出されて、すごいなとは思ったんですけども、その3点は、特にこういった問題は、その議論が、いろいろ出てきましてということで御紹介して、例えばの例示として、出されてまとめられて、何か進められたらいかがかんというふうに、私は思います。

以上です。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

江副議員がおっしゃったように、どういった形でその附帯決議という、本当、まとめられ

るのかなってというのが1点と、あと、新鳥栖駅と公営住宅については、今、内川議員もおっしゃったように、課題ですよ。

いろんな課題について御意見が多く出されたのかなというふうに思っておりますが、片やコミュニティ・スクールとか、一体型総合子供については、課題というよりも、これから要望というか、そういった意味合いのほうが強かったと思うんですね。

ですんで、こちらが例えば附帯決議とかってなった場合に、それに沿うのかなっていうところは若干ありますので、特に3つ目のことについては、そういう附帯とかっていうよりも、また別の形のほうがいいのかなという気はしました。

以上です。

内川隆則委員

ちょっと言い忘れとったんですけれども、市営住宅の件はね、例えば雇用促進事業団見ても、あそこは轟木かな、あそこは轟木のプールの横にあるやつは、むしろ鳥栖市の開発にとって邪魔になっとるわけですね。一方じゃ、藤木の雇用促進事業団はがらがら。

そういうふうなこととあわせて、ほかにも県営住宅があるわけね。

だから、市営住宅のみを考えていくんじゃなくて、やっぱり県営住宅や雇用促進事業団と話し合いながら、連携し合いながら、鳥栖市の公営住宅というのを、見定めていく、方向性を出していくというふうなところも必要じゃないかというふうに思います。

国松敏昭委員

それはそのとおりだと思うけれど、もともと雇用は厚生労働省、つばさもそうですけどね、雇用促進だから。

県は県営で、その辺が連携はどんなふうにかつは解釈すればいいのかわからんけど、いずれにしても、今まで、5年前にない項目が今回出てきたですたいね、はっきり言って。老朽化、いずれにしる市営住宅。

もう私も5年、これまでいろんな形で一般質問し、大分担当常任委員会でも質問してきました。

だから、その辺は一步前進だけど、だから今おっしゃるように、中身の手すりだけでいいのかいということと、本当に、さっき内川委員おっしゃったように、両面ですたいね、子育て、それから低所得者なんか。それから、今、1階、2階も使いよつかな、福祉住宅的な今要素を持つとるですもんね。そういうのもミックスして、やはりこの辺はもうちょっと、議員としてやはり、皆の意見がそろえば、その辺は附帯決議というよりも、きちっと、やっぱり文言を示して、本当に総合計画の中に入れるような形にできればという思いはあります。これは大事な問題ですから。

そういう面では、文言が出て来たっちゃうことは認識はしておる、しかしこれがただ言葉だけに終わらんように、やっぱり我々はきちっとその辺は、物申していかなといかなでいうことを1つ。

それから、さっきの3点目の、委員長から話あった一体型の放課後子ども教室、私もこれよう……、なかよし会も今、6年生まででしょう、できるのはね。そういうことで、幅広くなる。

しかし、それでも対応できないということで、幼稚園かな、ルンビニ幼稚園とか何とか、そういうところも対応するという話も聞いとりますし、そしてそれ以外に、空き教室か放課後教室かな、それもやるということで、この辺もやはりしっかり見ていかないと、本当にニーズに応えられない。

片方じゃあ仕事しよう、また、保育所とか、幼児の教育も、国も取り上げているんじゃないですか、今ね。

とにかく、いろんな支援をしながら、本当に、この待機児童をゼロにし、しかし、さっき言った潜在が500人がおるといふ、この辺もやっぱ問題点があるわけですから、やはりこの辺はしっかり見ていって、文言としては、やっぱりきちっとあらわすべきであるということをおもうんですね。

以上です。

下田 寛委員長

ほかに何かありますか。

成富牧男委員

質疑のときに言いましたけど、総合計画、基本構想の序論の中に、計画の特色というのがあるんですね。

そこに、鳥栖市全体でつくる計画、行政経営の視点に立った計画、役割分担を明確にした計画、わかりやすい計画と4点、非常にもっともなことを書いてあるわけですよ。

だから、こういう視点でほんなことちゃんとせんといかんよっちゃうのは、改めて確認してもらいたいと。

私が質疑でいろいろ学校給食のこととか出しよったのは、それに反してなかったかっていう意味で出してたんですけどね。

以上です。

下田 寛委員長

じゃあ、今の話の中で、どうしましょうか、附帯決議という形でまとめていきますか。それか、委員長報告の中で、重点的にこういうのがありましたという方向で。(発言する者あり)

成富牧男委員

附帯決議ちゅうとは、きょう中にまとめて何かこうせにやいかんと、手続的に言うと。

下田 寛委員長

一応スケジュール上では、そうですね。

もしそれやるとしたら、大塚さん、できますか。(発言する者あり)

あとは何かあれば、議決はちょっととりあえず置いといたとして、今、成富議員が言われたようなところも、皆さんどう感じられますか。

ちゃんと、市民がわかりやすいというところをちゃんとやりましょうというお話ですよ。(発言する者あり)

今、自由討議中です。(発言する者あり)

どっちにしても、どうでしょう、附帯決議って、こういったところ注意してくださいねというまでです。(発言する者あり)

ちょっと休憩します。

午後 4 時31分休憩



午後 4 時38分開議

下田 寛委員長

じゃあ再開します。

皆様とお話をした結果、附帯決議という形ではなくて、皆さんからの御意見で総意がとれる部分については、委員会からの総意という形で、委員長報告の中でお伝えをするという形をとらせていただきたいと思います。

ほか、ございませんか。

なければ終わりたいと思いますけれど。

[発言する者なし]

ではこれで自由討議を終わります。



下田 寛委員長

何分から始めましょうか。10分後とかでいいですかね。（発言する者あり）いいですか。

じゃあ、4時50分、総括の準備とかいいですか。特にないですか。特に大丈夫ですね。10分で大丈夫ですか。（発言する者あり）大丈夫ですか。

じゃあ4時50分から開会ということで、4時50分から総括及び採決を行います。

暫時休憩いたします。

午後4時39分休憩

oo

午後4時48分開議

下田 寛委員長

それでは再開いたします。

oo

総 括

下田 寛委員長

これより総括を行います。

議案に対する質疑は終了しておりますが、審査を通じまして、鳥栖市総合計画後期基本計画について、総括的に御意見、御要望などございましたら御発言をお願いいたします。

樋口伸一郎議員

全般の御説明ありがとうございました。

総括とといいますか、感じた部分にもなるかもしれないんですけども、全般で、それぞれの分野ごとの達成目標であったり、取り組みの内容で御説明をいただいたんですけど、そうした設定については、実際の取り組み状況と合致していないように見えたっていうか、感じて質問をさせていただいたところもありましたので、同様のことが今後あれば、取り組み状況と整合性のとれるような目標内容と数値の設定であったりっていうのを、検討していただければなあということを感じながら、今回の、この議案審議っていいですか、それをさせてい

ただきました。

また、ちょっと別分野入ってくるかもしれないんですけど、人口ビジョンについて、現在、本市が独自推計をなされてある数字も、自然増におけるものが大きいのではないかと思っております。

7万5,000人とか、理想の数値、7万7,000人という数値とかも出てきてるんですけども、この第6次鳥栖市総合計画後期基本計画の中の具体的な取組の中には、この人口増加をねらっているような、少子化対策についての具体的な項目もなかったように感じました。

今回、議案となっている書類の中では、人口のダム機能を果たせるようなまちづくりを目指しますともありますし、住みたくなるような鳥栖を目指しますということもありますので、可能な範囲ではありますが、できるだけ、そうした大きな理想といいますか、そうした数値を目指して、今後取り組んでいっていただきたいというふうに感じました。

以上です。

下田 寛委員長

ほかにございませんでしょうか。

成富牧男委員

そしたら、ちょっと具体的なやつと、済みません、私は質問を総括的にさせていただきます。

それとあとは、総括的なやつなんですけど、ちょっと確認ですけど、基本目標1、取組4の行政の役割の九州国際重粒子線がん治療センター事業を進めますというところですよ。

これ行政の役割が、事業を進めますということになっておるわけですね。

支援でもない、何かほかのところでは何……、側面から促進というようなニュアンスもあったけど、そうじゃなくてあえて事業を進めますというふうに書いてあるのは、主体、私は、それこそわかりやすい計画という、市民にわかりやすい計画ということから言うと、これは素直に読めばそう、主体は鳥栖市と読めると思うんですけど、あえてこの進めますという言葉、支援でもない、促進しなくてもいい、進めますという言葉を選ばれた理由を教えてください。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

この、ちょっと略称言います、サガハイマツトでございますけれども、サガハイマツトにつきましても、佐賀県がプロジェクトリーダーとして進めておりますが、当然、鳥栖市も誘致自治体といたしまして、公益財団法人佐賀国際重粒子線がん治療財団の評議員、また、理事に市長、それから副市長が参画をしております。

そういう関係もございまして、事業主体の一端を担っているという部分もあるというよう

なことから、事業を進めますというような書き方をさせていただいているところがございます。

以上でございます。

成富牧男委員

関係した市長、副市長が入るとるっちゅうのは、そういう意味ではわかりますけど、別に、例えば、何か財政的な連帯責任とか、そういうのは一切ないわけでしょう。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

結論から言いますと、ございません。

今現在、順調でございますけれども、仮に、運営の赤が出た場合については、県のほうでというようなことも、以前の一般質問の答弁でもお答えをしてきたところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

何でこれだけこだわるかっていうと、最初誘致したときに、ほらあんたたち誘致したろうが、25億円やろうがって、そんな話。実際、4.5億円やったかな、出しましたよね、今も出し続けてますよね、最後のお金を。だから、そういうのがあるからこだわるわけですよ。

あんたたちが誘致、来てくださいて言うたろうが、そして約束もしたろうがっちゅう話もありましたけど。

だから、この、ほらあんたたちここにこげん書いとろうがって、進めますなら連帯責任とってもらわなっていうことにならないかな。

なんで、逆に言うと支援じゃいけないのかな、今まではそういうニュアンス、それから上のほうには連携という言葉もありますよね。連携した取り組みってなってますよね。事業推進とともに、事業推進っちゅう言葉がありますけれども、その連携とかやったらわかるんですけどね、何かそこんところが、しかし、もう今の話以上に進まないと思いますので、それはそれとして、あと1点、そして、あとは要望をします。

もう1つは、さっき言いましたけど、国家戦略特区っていう制度と、この総合計画が特色としている鳥栖市全体でつくる計画、行政経営の視点に立った計画、役割分担を明確にした計画、わかりやすい計画、一言で言うと、市民が主役のっていうやつですよ。これと、私は、要はみんなでつくるという部分で、国家戦略特区は全然違うと思うんですよ。

今までの特区の総合特区とかほかの特区は、鳥栖市のほうでこういう計画をします、例えばさっきの話とも関連しますけど、ゾーンでもこういうところをしたいという、具体的にしておいて、政府のほうに持って行って、それを認めるか認めんかという話だと思うんですよ。

ところが、国家戦略特区は一応提案はされましたけど、具体的にどこにどうやるかってい

うのは、上のほうで決めてしまうわけでしょう、結局、結論的にいうと。

そして、もちろん市長と特定事業者っていわゆるそこで事業する人の代表者、それから、特命大臣、基本はその三者で決めるわけです。その三者で決めるうちゅう中には、この鳥栖市全体でつくる計画とは私は相反するというふうに、市民が主役っていうみんなで決める計画、みんなで実行する計画ということとは相反すると思うんですけど、いかがでしょうか。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

これも、一般質問の中でもお答えをしてきたところもございますけれども、当然、その区域会議、おっしゃるように指定を受けて、区域会議という場面が出てきたときには、担当大臣、それから地元の意見を反映する市長、それから、民間事業者というような構成で動いていくものというふうに考えておりますが、その前段で、その基本方針なりその区域計画をつくるというところでは、当然、地元の御協力を得ないことには、そういう計画はできてはいかないというふうにも認識をしておりますので、まずは地元の皆様とお話をしながら、そういう計画をつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

もうこの件に対しては、ちょっと言って終わりますけど、それこそ質問でも言っていますよね。区域の方針っていうのは、指定と同時に区域の方針が決定されて、出てくるんですよ。

だから区域の方針、区域方針っちゅうと何かよっぽどのごたるばってん、たいしたことはなか、だらだらとこう箇条書き的なやつでしょうけど、区域の方針は、指定があった後、区域の方針を、どげんすっかいなっちゅうて皆さんで決めるんじゃないくて、指定のときには区域の方針が決まっって、そこでどげんかいなちゅう話がして、最終的には、そこで決められたことが指定とは別の認定っていうところで、最終的に決まるわけですね。

だから、そういう意味じゃ、さっき言った、これまでの特区とは全然、上からズドンってくる内容やし、ちょっと、総合計画の基本構想の序章にずっと、記述してあるやつとは違うかなと思います。

それでもう最後になります。

この序論の7ページに、第1章、総合計画策定に当たって、さっき言ったところですけど、この計画の特色には非常にいいこと、基本的にいいことが、そうだそうだと市民と一緒につくってこうね、そのためには、情報の共有化が前提よねっていうふうな内容で書いてあります。

だから、こういう、ここに4点、計画の特色を書いてありますけれども、この計画のこう

いう内容で、ぜひこういう立場、こういう姿勢で、基本計画、後期基本計画を進めていかれる場合には、やってほしいという要望を申し上げます。

下田 寛委員長

ほかにございませんか。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

先ほどの質問の中にも、ちょっと一部そういった内容も含まれていたかと思うんですが、具体的な取組と、やはりその取組の達成目標、これ、一部、その具体的な取組の中に達成目標がそぐわないってところも出てくるかとは思いますが、できる限り、やはり、具体的な取組と達成目標は表裏一体とは言いませんが、しっかりと、符号するような形で調整をしていただければというふうに思いましたし、質問の中でも、空き店舗の中で、片やその団体とか商店街連合会とかそういったことには支援するけれども、個人には支援はしませんよ、ただし、取り組み達成目標の中には一部、個人もやっていかないと、どうしても達成できそうもないようなことも書かれているような気がいたしておりますので、その辺はきっちり整合性を持たせることと同時に、連帯するような形で、記入をしていただければありがたいとか、そういった方向で、今後つくっていただければなというふうな思いを持ちました。

以上でございます。

もし何かあれば。

下田 寛委員長

質問ですか。

伊藤克也委員

何かあればお願いいたします。

松雪 努企画政策部次長兼総合政策課長

おっしゃっている、取り組みの項目数と達成目標の連携とか、数とかいうようなところだとは思いますが、今後、具体的な取組の下に、個別事業、下げていくような作業が今から出てまいります。

その際には、それぞれの個別事業には、数値見ても、現在も公表しておりますけれども、そちらには、全て数値目標も合わせた形でつけております。ですので、最終的には取り組みの事業数と、個別の事務事業と数値目標というのは合っていく、将来、今後、合っていくような形になってまいります。

その合っていったものについては、でき上がるのが、多分年度末、年度当初ぐらいになると思いますので、それについても、ホームページで公表していく予定でおります。

以上でございます。

伊藤克也委員

ありがとうございます。

江副康成委員

じゃあ私のほうから。

まず、2日間にわたりまして、審議の中でいろいろな意見、要望させていただきました。

まず、その準備までいろいろ大変だったなあということに対して、まず敬意を表したいと思います。

その中で、いろいろそういった点にも耳を傾けていただきながら、この基本構想に基づいた、後期基本計画をしていただければ、きっと住みたくなる鳥栖になるものだと、私も思います。

その中で、ちょっと一言だけ、今回、どうしても言いたかったのは、いくらいい計画があっても、もともとのそういったところの財源っていいですか、そこが、きちんとした裏づけが、手当てがないと、なかなかうまくいかないし、その財源等が豊富であれば、次のステップに向かっての、結局、その計画も、または違ったものも計画もできますしですね。

この基本的に基づいて今後事務事業という形で、実際のところにダウンされるときに、その中で、きっとまた豊かな事務事業、行政執行できるものだと思います。

先ほど、質疑の中で、その要になるというふうに、私がずっと思ってる、産業経済部の商工振興課、そこが頑張っていたら、税の移転といいますか、結局、鳥栖市の財政の健全な循環がいくものというふうに思いまして、そののふにさせていただいたんですけども、ちょっと私の言葉が舌足らずで、誤解っていいですか、受けた部分もあると思いますので、そのあたりをちょっと若干補足させていただきたいと思います。

商工振興課のほうは、例えば新規の取り組みとして、産総研とのつながりを持つために、サイエンスカフェってやつを立ち上げていただいております、年に2回ですか、もう定期的にずっとさせていただいて、もうすぐ前になるような取り組み、あるいは、今回、テレワーク、いろいろ、こういうビズとか、いろいろ取り組みされながらも、またそれも継続されているということで、本当にいろいろ大変だなと思いつつも、いろいろ御意見ばかりしてるといってでございます。

商工というように、工業、商業及び観光、いろんな面に、多岐にわたってされておりますのでですね。

やっぱり、幾ら人材が優秀でも、人手が足りない、なかなかそういったところを、最後まで相手方に対して、目配りがきいた行政というのも大変だろうなというふうに思いまして、

ぜひそのあたりを、人事のほうの総務部長さんもいらっしゃいますけど、非常にそこが起点になって、もう鳥栖市は動いていくというふうな観点で、ぜひそちらのほうの観点も頑張っ
て見ていただきたいなど。

特にやっぱり今回の計画になりますと、使うほうの計画のほうが多いんですけども、いかに、確実にっていうか、いかに次の糧になるための税を得るかというところも、非常に観
点が重要なものですから、そういう観点で、さっき御要望させていただいたところござい
ます。

今後5年間、頑張ってください。よろしくお願いします。

以上です。

下田 寛委員長

ほかにございませんでしょうか。

久保山博幸委員

お疲れさまでした。

私のほうからは、今回の基本理念のまちづくりは主役ですという言葉について、意見を申
し上げたいと思います。

この第6次総合計画は、鳥栖スタイルっていうか、みらい会議が開催されて、その中で、
生活者視点のまでの、普通の主婦でも何かこう市政にかかわれるっていう、かかわれるんだ
っていう、あのときの熱い動きっていうのは、やっぱりこれ基本だなど、今まで自分が一介
の学生だったり、一般の市民になかなか市政なんかちょっと自分とは縁がなかったものが、
みらい会議を通して、いや、何か自分の意見も、何か生かされるかもしれない、そのやっぱ
り期待感というかな、あれは忘れちゃいかんと思うんですよね。

5年間たって、あのときの市民のかかわり方っていうチャンスっていうか――が、この5
年間、どれだけ継続されてきたかなっていうところを、やっぱり振り返らなければならない
のかなと。

例えば、みらい会議が終わった後、まちづくり協議会がスタートしたんですが、私は、こ
のみらい会議の動きがまちづくり協議会に、枝葉で及んでいって、今度はもっと広く、地域
の皆さんの関心だとか市政のかかわりだとか、そういうふうにつながっていくのかな、いっ
てほしいなっていう期待感を今は持っているんですが、なかなか、先ほどのまちづくり協議
会のときの話でもしましたけれど、なかなか広がって行ってないな、もったいないなってい
う思いがあるんですね。

だから、パブ・コメのやり方にしても、もうちょっと、やっぱり市民との窓口としてのパ
ブ・コメのあり方、意見の集約、拾い集めのやり方なんかも、やっぱり、そこもうちょっと

挙手多数であります。よって、議案甲第33号 鳥栖市総合計画後期基本計画の策定については、原案のとおり可決いたしました。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

下田 寛委員長

以上で、総合計画後期基本計画策定特別委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員長報告は、正副委員長に御一任いただくことに決まりました。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

下田 寛委員長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて、総合計画後期基本計画策定特別委員会を閉会いたします。

午後5時11分閉会

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会総合計画後期基本計画策定特別委員長 下 田 寛

〃 年長委員 内 川 隆 則

